

Title	S県S郡K町漁業実態調査報告：漁業経済の一研究
Sub Title	A report on the survey of fishery at K-machi, S-gun, S-ken : a study on fishing economics
Author	伊東, 岱吉 小池, 基之 尾城, 太郎丸 常盤, 政治 平野, 絢子 高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.8/9 (1953. 9) ,p.577(1)- 750(174)
JaLC DOI	10.14991/001.19530901-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

S縣S郡K町漁業實態調查報告

— 漁業經濟の一研究 —

目次

第一章 漁業協同組合の主体	六
第一節 漁業協同組合と船元	六
第二節 漁業協同組合と沿岸漁業	一〇一
第二章 漁業協同組合の機能	一〇
第一節 流通過程における漁業協同組合の機能	一〇
第二節 國家系統機關としての漁業協同組合	一六
— 漁業協同組合の相對的獨自性 —	
第三部 漁業における資本主義の展開	一四
— 「船主—船元」經營と築港 —	
第一章 K町における資本制生産の進展	一四
第一節 戦後の再建	一四
第二節 利潤追求の諸手段	一四
第三節 漁港修築とその擔い手	一四
第二章 支配機構の變化	一五
第一節 區有地の意義	一五
第二節 農地改革	一五
第三章 總括・築港とその經濟効果	一五
第一節 築港のヘゲモニーをめぐる對立	一六
第二節 漁港修築の經過	一六
第三節 三種漁港完成の意義	一七

はしがき

漁村および山村についてのすぐれた研究は戦前においてもけつしてすくなくはないのであるが、漁村および山村の研究に一般の關心がむけられるようになったのは、近年、とくに戦後のことといつていいであろう。それには、戦後日本の民主化がひろく問題とされるにつれて、おくれた地域や産業への關心が強められるにいたつたことも、その理由の一つとしてあげられるかもしれない。個々の問題としては、たとえば、農地改革後における地主制の殘存の基盤として、山林所有や網主・船元と舊地主との結びつきが具體的に解明される必要が生じてきたといった問題意識も指摘される。あるいは山林資源や蛋白質資源の追求がこれらの經濟構造を明らかにする必要を生ぜしめたこともあるであろう。とにかく、農地改革と前後しておこなわれた漁業制度改革や、最近（昭和二十七年一月）の森林法改正等は、日本の産業構造の一環として、漁業や林業の問題を、實證的にも、理論的にも、一層深く究明することの必要をますます大ならしめたといつていい。このようにして、從來未だ充分に開拓されたとはいえない分野として、漁業や林業の經濟構造の、實證的研究ならびに理論的構成が、一入要請されているのである。そういった要請に答えるものとして、たとえば石渡貞雄著「林業地代論」や近藤康男編「日本漁業の經濟構造」をあげることが出来る。

ここにわたくし達がその一端を發表しようとする漁業研究は、昭和二十七年水産研究會による委託によつてS縣S郡K町の漁業實態調査をおこなつた。その結果を整理し、取纏めたものであるが、同時に、漁業經濟研究における從來の問題點を整理・展開し、右の要請に些かでも應えんとしたものである。

委嘱された課題は「漁港その他の水産公共施設の総合的研究」であるが、その課題に接近するために、漁港の経済的基礎条件の解明がなされなければならないという考え方からまず当該漁村の漁業構造を調査分析することに調査の重点が置かれた。

實態調査は、まず昭和二十七年七月二十九日—三十一日の三日間豫備調査をおこない、それに引つづいて、九月一日—八日にいたる調査では当該地帯漁業の中核體である鯉・鮪および鯖漁船の船元の經營・労働組織・歩合制等の調査に主力を注いだ。そしてその調査結果および調査方法に対する批判のうえに、二八年二月一六日—二二日にいたる補足調査がおこなわれ、前調査の補足とらんで、漁獲物の流通過程、漁業協同組合をめぐる諸問題、とくに築港の推進力としての漁業協同組合の分析、築港をめぐる利害對立の諸要因等が総合的な見地から調査された。

以上の調査の過程も、調査結果の整理の過程も、すべて共同討議のもとに進められたのであつて、いまその過程における問題点および經過を概括すれば、つぎのごとくである。

一、まず第一に、わたくし達はK町を含む漁業地帯の漁業構造の特質が「船主—船元」經營に表現されていることを見出し、それを資本制的經營と規定した。町の漁業の發展はこのような「船主—船元」經營の發展に代表されておる。その機構の分析を通じて、築港（昭和二六年四月より漁港法による第三種漁港の指定を受け、現在國庫補助による築港計畫がすすめられている）の必然性も理解される。それが資本制的經營と規定される所以は、そこにおける商品生産の成立および雇傭労働の成立にもとづくものであるが、他方、それが「船主—船元」經營という形態を、資本の一存在形態としてとつているという点、および、前期的な労働關係をその存立の地盤としていたる点において、特殊規定をうけなければならない。

二、右の問題は歩合制度の理解の仕方にも關係をもつてくる。歩合制度に對する視角は、從來のように歩合制一般としてではなく、その歩合制がおこなわれている漁業經營との關係においてとらえられなければならない。したがつて、ここでは、「資本」の範疇に屬する漁業經營において採用された「賃銀」制度の一形態として理解される。

しかし、一方「船主—船元」經營の支柱としての歩合制の意義を顧みるとき、歩合制が賃銀制度としてもつ特殊性（差別性）を看過してはならない。歩合制は賃銀範疇に屬するといつても、近代的典型的な賃銀形態からは區別される。すなわち、ここでは賃銀が資本にとつて費用價格として問題にされないからである。

このような點から、資本制生産の二特殊形態としての「船主—船元」經營の集中的表現として、歩合制の意義が追求されなければならない。

三、漁業協同組合を通じて表現される階級的利害の分析について。

わたくし達が当該地帯漁業の中核體として「船主—船元」經營を見出したといつても、このように定式化された鯉・鮪および鯖漁業の位置づけは、定置網・小釣等々の漁業との關連において、なされているのである。それらの船元および漁民を構成員として、いわば、沖合・遠洋漁業と沿岸漁業との三要素の結節點として、漁業協同組合が成立する。しかも、一方では當町漁業の利益代表機關であり、他方では系統金融の機關として、また一個の企業體として相對的獨自性をもつている、そのような形態を通じて、階級的利益はどのように表現されるかが漁業協同組合の性格分析の視角を規定する。

四、築港の「經濟効果」分析の視角について。

現在當町では築港に村をあげてその力の大半を——他のも一つの問題は土地改良である——そそぎ込んでいる。

築港の直接的擔當者は漁業協同組合であるが、それを動かしているものはなんだろうか。築港敷地や背後施設をめぐって加工業者や魚商・農民も築港には無關心でありえない。まさに、K町の経済構造は築港をめぐる動向においてその本質を露呈するといつていい。その動向の基礎条件は當K町漁業における資本主義の發達がK町の支配機構にどのような變化をあたえたか、またそれがK町の資本主義的發達に、K町の機構の變貌にどのような影響をあたえるかにもとめられる。すなわち、その基礎条件の具體的な發現、いいかえれば、K町を構成する諸要素の錯綜した結合と對立、妥協と抗争が、築港を場としていかに展開されるかが、築港に對する分析の視角をあたえる。そしてそれはまた、従来の「築港の経済効果測定方式」に對する批判を含むものである。

なお本調査の参加者はつぎのごとくである。

伊東信吉(本塾経済学部教授) 小池基之(本塾経済学部教授) 島崎隆夫(本塾経済学部助教授) 常盤政治(本塾経済学部副手) 尾城太郎丸(本塾経済学部副手) 平野絢子(本塾経済学部副手) 高山隆三(本塾大学院學生) 井上完二(東京農工大學農学部助手)。

また本調査の實施にあつては農林省大石清一郎、上西泰藏、松下善輔、酒井澄郎の諸氏から資料の提供その他に關して多大の便宜をあたえられた。

本報告は各章節または各部末尾記載のごとく尾城(第一部第一章第一節・第四節、第三章)、常盤(第一部第一章第二節・第三節、第二章)、高山(第二部)、平野(第三部)が、それぞれ分擔執筆した。しかしその内容および結論については、すべて共同討議を経たものであり、そのかぎりにおいて調査および討論参加者の共同責任に屬するものである。

(昭和二八年六月二〇日 小池基之)

第一部 「船主—船元」 經營の機構

第一章 K町漁業の特質

第一節 K町漁業の概観

日本列島を包む陸棚から海洋へ擴がる太平洋海域の一部は、黒潮暖流に乗つて北上する鰹・鮪魚族の恰好の生育場となつてゐる。S縣のY市は鰹釣漁業の古い歴史を持つので知られてゐるが、このY市の南に隣接し、S灣に注ぐK川の河口に漁港を持つ五角形の小さな町が今度われわれの調査對象となつたK町である。K町とはいかなるところであらうか、先づ一般概況から眺めて見よう。

A、K町の概況

K町は昭和二七年一〇月より町制を施した町で、K・Y・Iの三部落より成り、面積四・七四平方軒(東西一・八軒、南北三軒、海岸線二・二軒)、戸數一、九二六戸、人口一〇、七六三人(昭和二七年七月住民登録による)を有し、人口密度から言えば、S縣S郡下において第二位を占めてゐる。(一平方軒につき二、二七一人)。そして、この總戸數の約七二%に當る一、三九六戸及び總人口の約六九%に當る七、四五一人は、何れも中心市街地たるK・I兩地域に屬して

【第1表】 K町の戸数及び人口

	1. 總數	2. 内、中心市街地	
		實數	比率 (%)
戸數	1,926戸	1,396戸	27.4
人口	10,768人	7,453人	69.8

註1. 昭和27年7月1日全國住民登録による。
 2. 昭和27年6月K村町制施行申請書による。

いる。(第1表参照)
 次にこれら戸數、人口數の産業別分布を見ると、漁業・水産養殖業の五〇七戸、二、八三四人がトップを占め(但し人口數では第二位)、次いで農業の四六六戸、三、〇一三人、製造業の三四一戸、一、七四一人、卸小賣業の一八四戸、九四五人の順となつており(第2表参照)、K町の有業戸數の約五六%、有業人口の約六〇%が漁業・水産養殖業及び農業によつて構成されている。
 更に昭和二六年度の年間總生産九一五、八一四、一二三圓の内、工業が四五五、三四三、九八〇圓で總額の四九・七%、漁業が四〇九、九七四、〇四二圓で四四・七%、農業は遙かに少く五〇、四九六、一〇〇圓、五・五%であり(農業生産の八割以上が水稲である)、しかも工業生産の約五割が殆ど水産加工と見られる食料品製造、三割は漁業用生産手段生産に關係の深い機械製造、金屬製品、木材木製品製造の諸部門である。(K村町制施行申請書「昭和二七年六月」)

【第2表】 K町戸数及び人口數の産業別分布(昭和26年12月末)

業種別	戸數		人口	
	實數	比率	實數	比率
漁業・水産養殖業	507	29.0	2,834	28.6
農業	466	26.8	3,013	30.4
製造業	341	19.5	1,741	17.5
卸小賣業	184	10.6	945	9.5
サービスの他	94	5.4	549	5.5
その他	146	8.7	827	8.5
有業人口總數	1,738	100.0	9,909	100.0
無職數	166		854	
總數	1,904		10,768	

註「S郡勢要覽」16~7頁

以上の概略的な指標から見て、先ずK町一萬の人口を支えている經濟が漁業と農業であることが想像される。(註)ここでは本来の漁業に水産加工業をも含め、更に關連諸産業をも考慮に入れている。

しかし、漁業と農業が主たる産業であると云うだけではK町の性格は未だ明瞭ではない。何となれば、漁業と農業との結合形態が支配的なのか、それともそれぞれが專業化した獨立の形態で存在するのか、何れかによつてこの町の漁業の性格は全く異つたものとなるのであつて、この點が今のところ全然わからないからである。殊にいわゆる半農半漁を特徴とする日本の漁村經濟においては、この點を明確にすることは極めて重要である。

(註) 昭和二四年三、一漁業センサスによれば、日本全國の漁村經濟を構成している漁家總數二四六、七三一戸の内兼業漁家は一七九、六〇八戸であり、この内更に一二九、八八七戸(漁家總數の約五三%)が農林業兼業である。

若しも漁業と農業とが結合しているとすれば、農業の側から把握しても漁業の特質がうかがえるわけであつて、このような意味で町の農業を一先ず概観することにしよう。

昭和二七年六月現在で、K町の總土地面積三四九・六町の内、水田は二七五・三町(總面積の七二%)、畑地は二一六町(六%)、宅地は二四七、一七五坪(一四%)、その他山林、原野、池沼等を含めて三・六町(九%)となつており、二五年度の生産割當では米が六、六八八・二二石、麥が七二〇・二六石であるから、反當收量は米が二・四三石、麥が三・三三石となり、これらの數字から見たところでは、K町の農業生産力は中位の部類に屬する如くである。(S郡勢要覽)

(註) ここで農業生産力と言っても、反當收量によつては直ちにそれを判定し得ないことは屢々指摘されているところであるが、往々にして農業生産力が「土地生産力」として現われるような日本農業の現在においてはこのように言つていいであろう。ところで、四三〇戸を有する農民の階層分布はどうであろうか。

第3表は大正一四年より昭和一八年に至る農業者數の推移を自小作別に分類したものであるが、これから見ると、

「船主―船元」經營の機構

【第3表】 K町自小作別農業者數推移

年次	自	作	自小作	小	作	計
大正14年	386	863	140			1,389
15	382	736	132			1,251
昭和 2	351	752	129			1,232
3	350	705	130			1,186
4	231	744	158			1,133
5	178	768	149			1,095
6	190	780	170			1,130
7	185	792	173			1,150
8	180	787	158			1,125
9	182	791	157			1,180
10	180	803	153			1,136
11	175	788	150			1,113
12	168	765	145			1,078
13	168	720	127			1,015
14	165	696	128			989
15	165	693	125			983
16	—	—	—			—
17	—	—	—			—
18	256	596	221			1,073

註 K町役場資料による。

透によつて自作→自小作→小作→プロレタリア化(農業人口の流出—漁業労働力の放出)と云う分解傾向を物語っている。

しかし、農地改革後におけるK町農家戸數の階層分布を經營規模別及び自小作別に見ると第4表の如くなつており、經營規模から言えば五反以上一町五反未満の階層に全農家戸數の六七%、自小作別について言えば自作、自小作の階層に八六%がそれぞれ集中している。そしてこれら農家の專業兼業狀況を同年度について見れば、第5表から明らかなように農家總數の六割餘に及ぶ二七六戸が兼業農家であり、經

【第4表】 昭和25年現在、經營規模別、作別農家數及び面積

	3反未	3~5反	5~1町	1町~15町	15~2町	總數
自作	33	12	97	58	8	217
自小作	6.05	8.14	74.57	70.05	13.35	172.19
小自作	12	23	82	41	4	162
小作	2.79	9.86	61.07	47.53	6.65	127.92
總數	17	6	11	—	—	34
自作	3.34	2.32	7.00	—	—	12.68
自小作	14	3	—	—	—	17
小自作	2.43	1.14	—	—	—	3.57
總數	76	53	190	99	12	430
自作	14.62	21.48	142.66	117.58	20.01	316.37

註 1950年世界農業センサス(昭和25年2月1日現在)による。

昭和一五年までは農業者數は全體として約三割の減少を示し、その内自作は六割弱の漸減を辿り、自小作及び小作はその間になりの起伏はあるが、それぞれ二割弱及び一割弱の漸減を辿つており、商品經濟の浸

【第5表】 K町農家經營規模別專業兼業別戸數

經營規模	專業	兼業	總數
3反未	5	71	76
3反以上	13	40	53
5反	71	119	190
1町	56	43	99
1町5反	9	3	12
總數	154	276	439

註 世界農業センサスによる。

營規模の零細化するに従つて兼業率の増大していることが知られるのであるが、兼業農家そのものの分布は、農家總數の分布に規定されて、五反一町五反の階層に最も多く集中し、零細兼業農家の比重は相對的に小さなものとなつて(註)いる。

(註) 昭和二六年六月一日現在「K村農業委員會選舉人名簿」及び昭和二六年九月十五日現在「S灣海區漁業調整委員會名簿」によれば兼業農家の大部分は一年に九〇日以上漁業に従事する漁業者であつて、その中には後述する船主、漁夫等の階層も含まれているが、その零細なものは、多く沿革漁業に従事する小釣漁家によつて占められている。

以上、農業の生産力水準から見ても、農民層の階層分化の状況から見ても、いわゆる半農半漁村としてのK町の性格は薄く、農業ではむしろその主力は一町前後を經營する自作農層にあることが略々推察される。

B、K町漁業の概観

今まではK町漁業の背景を見て來たのであるが、然らばK町漁業そのものはいかなる性格を持つていようであろうか。次にこれを概観しその特質を指摘しよう。

冒頭にも述べたように、この地域が全國有数の好漁場を近海に有し、且つ遠洋漁業の中心地を控えている關係から、この地の漁業は沿岸、沖合、遠洋の全漁業分野に亘つていよう。第6表から見ても明らかのように、漁獲高が多量に上るばかりでなく、魚種が極めて豊富であることがこの地の漁業の特質の一つである。

【第6表】魚種別漁獲高數量及び金額

魚種	數量(貫)	金額
ぼしかじをまる	156,571,900	38,885,125.55
んわ	15,428,100	873,463.65
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	75,179,309	4,494,094.04
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	105,389,380	13,130,326.40
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	103,345,800	24,575,484.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	2,372,300	461,348.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	2,861,440	1,413,240.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	13,675,400	3,813,622.10
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	2,284,900	1,125,113.50
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	478,700	121,417.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	684,978,000	123,259,098.10
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	3,938,000	2,212,159.50
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	326,600	5,084,647.80
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	541,050	514,120.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	5,341,100	1,182,362.10
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	322,900	611,194.50
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	344,400	1,168,807.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	79,617,700	6,781,253.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	—	203,550.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	5,354,300	3,585,812.50
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	—	97,450.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	—	4,441,050.—
いあかだまめかいさ若たか尾やさ	5,076,300	8,033,692.55
合計	1,263,427,530	243,128,431.29

(漁協 鮮魚關係報告書綴; 昭和廿七年度)

一〇 (五八六)
 そしてかかる魚種の多様性に従つて、漁業の操業範圍も、駿河灣沿岸や瀬の海、金州、伊豆七島、小笠原諸島方面のみでなく、北は北海道東岸から三陸沖、南は鹿兒島、長崎、朝鮮の濟州島に至る海域に及んでいゝ。しかも魚種の多様性は操業規模の多様性として現われ、それは漁船の規模別

分布の上にも反映している。次表はこれを示している。

【第7表】漁船數規模別分布

	K町		Y市	
	無動力船	動力船	無動力船	動力船
5t未満	20	24	—	—
5~20t	8	29	—	—
20~100t	13	45	—	—
100t以上	3	28	—	—
計	44	126	—	—
合計	135	234	—	—

註 昭和26年12月31日現在(「S縣の水産」27頁)

(遠洋漁業の比重が遙かに大きいY市では、無動力船より動力船の隻數が多く、動力船の内でも、その二割以上が一〇〇噸以上の漁船によつて占められているのと對照的である)。これら漁船の内、動力船一〇〇噸級以上の三隻全部及び二〇噸級一〇〇噸級一三隻の内二隻計五隻は鯉鮪漁船であり、(遠洋漁業)、一三隻の内残り一一隻と五

噸——二〇噸級八隻の内六隻計一七隻は鯉鮪漁船であつて(沖合漁業)、残りの小型動力船及び無動力船はすべて沿岸漁業に屬する。
 かくして當町人口一萬の内二、八三四人が水産養殖業に従事するものを除き、遠洋、沖合、沿岸の各漁業に従事しているわけであるが、これらの漁業はいかなる特質をもつていゝであろうか。

(1) 遠洋漁業

この地方の遠洋漁業は鯉一本釣及び鮪延繩漁業の二種にわかれているが、何れも前記の鯉鮪漁船五隻が兩者を兼營する。すなわち同一船が毎年三月より一月に至る期間は鯉釣漁業を營み、一二月より二・三月に至る冬季は鮪延繩漁業を營み、一〇月——二月の秋季は秋刀魚棒受網を營む。五隻の漁船の内、漁業經營者の所有に屬するものは二隻で(但し、一隻は個人、一隻は法人組織をとつていゝ)、残りはずべてY市に本據を置く強力なる船主會社SW漁業株式會社の所有に屬してゐる。これは漁業經營者(船元)と船主會社との共同出資(折半)によつて經營される、Y地域獨特の漁業經營方式であつて、一般の船主直營の方式とは區別して「船主—船元」經營と稱すべきものである。(第二節 参照)

ところで、これら鯉、鮪漁業經營は、大型動力船(全部ディーゼル・エンジン平均三〇〇馬力)を使用し、一船當りおよそ四〇——六〇名の漁業労働者を雇備する作業體による經營(第19表及び第20表参照)であつて、漁業生産は多く手工的熟練労働に依存し、協業形態も工業に較べれば不完全であるとはいへ、そこに資本關係が確立し、資本制經營が行われてゐることは疑う餘地はない。このような資本制經營が、いわゆる船頭制度と呼ばれる前期的労働關係を前提としており、それが職階制と巧みに結合した歩合制度となつて現われ、労働者も直接間接に血縁關係をもつて労働組織の

「船主—船元」經營の機構

中へ縛りつけられ、一作業體が船元を中心とする家族體系を形成していると云う日本の漁業經營を貫く特色がこの地域の漁業にも明確に現われている。しかしこのような血縁的労働關係も稀薄となり、戦後はより高い賃銀を求めて轉々と船を渡り歩く自由な労働者の數が増加して、無自覺な漁夫の階級意識も漸次高まり、家族主義のヴェールも次第にはがされて來ている。そして他方では、長い間船主會社に從屬していた船元の中から漁船を買戻すかあるいは舊船を船主會社へ返却して新船を建造し、自ら船主化しようとするものが出てくる。Y市においても既に同じ問題が生じ、このため船主會社たるS W 漁業株式會社(後述参照)は舊來の歩合制の改革その他の措置をとらざるを得ないと云う一大轉期に立つに至っている。

(2) 沖合漁業

この地域の沖合漁業は、鯖一本釣漁業を殆ど周年專業的に營む鯖船(前記一七隻)によつて行われている。鯖漁業は鯉船漁業に比較して、その操業海域も狭く、その日の夕刻に出漁して夜間操業し翌日の午前中に歸港出来る範圍に限られ、大部分は二〇噸前後の漁船も中型以下であり(第7表参照)、エンジンも焼玉を使用するものが多く、馬力數も遙かに劣る。もつとも、S 灣沖合でなく、遠く北九州、朝鮮濟州島方面へ出漁するものは漁船も比較的大型(三〇噸—五〇噸)となりエンジンその他の設備も優秀なものとなつている。この鯖漁業も三〇名前後の漁業労働者を雇傭する資本制經營によつて行われており、漁撈が手工的技術に依存し、船頭制度が労働組織を支配していることは鯉船漁業の場合と變りはないが、労働者を縦にも横にも結びつける血縁的紐帶が相對的に弱く、經營の不安定とも相俟つて労働者の移動は可成り頻繁であることが鯖漁業の特色である。

尙、鯖漁業においても、漁船の所有者と經營者とが分離している場合が多く、ここでも「船主—船元」經營と云う

【第8表】 K町漁業協同組合所屬鯉船・鯖漁船一覽表 (昭和27年6月現在)

漁業種類	區分	船			船主名	船元名
		船名	噸數	機關種類及馬力數		
鯉・鯖	船主—船元	第八 FT 丸	147.00	デ 250	SW 漁業株式會社	高橋惣一郎
		第八 ST 丸	97.23	〃 230	〃	兒玉利作
		第三 SE 丸	79.15	〃 210	〃	野間辰男
		第一 FS 丸	53.88	〃 120	〃	岩田秀次
	船主=船元	第一五 KT 丸	149.64	〃 250	株式會社 KT 丸	福島忠一
鯖	船元—船主	第一 FZ 丸	60.98	〃 180	FZ 水産株式會社	山田源次郎
		第五 MH 丸	14.79	燒 65	A 漁業	福島正一
		第五 FS 丸	33.05	デ 100	〃	和田七之助
		K U 丸	46.22	〃 120	DE 漁業	林金五郎
		K H 丸	18.81	燒 65	A 漁業	岡田太郎
		第五 HY 丸	34.08	デ 100	HY 水産	奥澤吉平
		第三 KS 丸	29.81	〃 80	A 漁業	酒井猛男
		第三 KH 丸	29.30	〃	〃	永井銀藏
		H Y 丸	17.12	燒 65	HY 水産	武田剛三郎
		第三 EH 丸	15.00	〃	A 漁業	藤澤戸一
	K R 丸	19.85	〃	A 漁業生産組合	野口輝雄	
	船主=船元	第六 FZ 丸	39.26	デ 120	山田源次郎	山田源次郎
		E P 丸	15.28	燒 50	岡田圓治	岡田圓治
		K S 丸	15.74	〃 65	佐藤政尾	佐藤政尾
		第三 KK 丸	29.78	デ 90	徳永喜太郎	徳永喜太郎
第五 KS 丸		33.50	〃 120	兒玉利吉	兒玉利吉	

- 註 1 船主=船元は漁船の所有者と經營者が一致している場合、船主—船元は両者が分離している場合。
 2 鯉・鯖の第一五KT丸については名義上は船主名と船元名とが異つてゐるが實質上は同一人と見られるので船主=船元に區分した。
 3 本表では地元(K町)外の漁船を除いてあるので、漁船の隻數及びその内容は第7表のものと若干の喰い違いがある。
 4 デはディーゼルエンジン、燒は焼玉エンジンの略。

制度が支配的である。

茲にK町の漁業協同組合に所屬する遠洋沖合漁船の一覽表を掲げてこの地の經營制度の特質を示そう。(第8表参照)

(3) 沿岸漁業

沿岸漁業の大部分は獨立漁家によつて經營される單純商品生産であつて、鯉・鮪・鯖等を除いた廣汎な沿岸雜魚をその對象としている。これらの漁家は、漁業協同組合の資料によれば約二〇〇戸に及び、その内容は、專業の小釣漁家ばかりでなく、農閑期を利用する零細農家、漁閑期を利用する貸勞働漁夫、あるいはかつて遠洋沖合漁業に従事した老漁夫等よりなり、潜在失業人口の一部を形成している(第二部参照)。沿岸漁業にはかかる小釣漁業以外に漁業協同組合の自營による小型定置網漁業があるが、第6表から明瞭であるようにK町漁業において遠洋・沖合漁業に對して沿岸漁業の比重は極めて小さいものと言ひ得る。

以上で、K町漁業を構成する諸部分について簡単な概觀を試みたのであるが、全體の構成から言えば、先づ「〇〇〇人に近い漁業勞働者を雇傭する二二人の船元によつて經營される沖合遠洋漁業を中核とし、その周圍に若干の獨立漁家によつて經營される沿岸漁業が補足物として位置し、この兩者によつてK町漁業が構成されている。そしてこの漁業に支配的な經營制度が、前に述べた「船主—船元」經營なのである。

(尾城太郎丸)

第二節 「船主—船元」經營の類型

船主とは何か？ 船元とは何か？ 「船主—船元」經營の本質は何か？ という問題は第三節に譲ることとして、まず、ここではY市並びにK町地區における「船主—船元」經營に「類型」ともいふべき若干の差別性のあることを

指摘し、「船主—船元」經營の分類を試みよう。

この地區における「船主—船元」經營は三つのグループに類別することができる。

第一のグループ

SW漁業株式會社を船主とする船元經營によつて代表せしめられるグループで、K町における鯉鮪船經營の大部分はこれに屬する。第四節で論じられる如く、K町漁業の發展に伴つて増大する漁船の建造資金調達上の必要から、新しい漁船を經營しようとする場合SW漁業株式會社からその漁船の建造又は購入價格の半額を出資してもらい、残りの半額を經營者—船元が「出資」して漁業經營の主要なる生産手段が調達されるのである。かくしてSW漁業株式會社は船主會社となるのであるが、この場合調達された漁船の法律的所有權はすべて船主會社に歸屬する。そして船主會社たるSW漁業株式會社は、その漁船の所有權をもつことによつて、その船の漁獲物の何割かを「船徳」とか「船主收得金」とかの名目で取得する。従つてその取得額は後述する如く、漁獲高の如何によつて變動するが、單なる貸付利子—株式配當も「利子化」する傾向がある——以上のものである。

K町においてこのSW漁業株式會社を船主とする「船主—船元」經營のグループに屬するものは第八FT丸(船元高橋惣一郎)、第八ST丸(船元兒玉利作)、第三SE丸(船元野間辰男)、第二FS丸(船元岩田秀次)の四隻で、鯉鮪船五隻中四隻が第一のグループに屬するということになる。

(註) もう一隻の鯉鮪船は、KT丸(一四九・六四噸)であるが、これは株式會社KT丸という法人組織をとつてゐる。個人的に特殊な事情で資金調達ができた船元で、船元福島忠一が社長であり、實質上船元が船主であるという意味で「船主—船元」經營ではないが、形式的には株式會社KT丸が船主であり福島忠一が船元であるという意味では「船主—船元」經營に擬制化されて

「船主—船元」經營の機構

はいる。このような經營はK町漁業における鯉船發達の通例の経路ではなく全く例外に屬する。

この第一のグループに屬する經營はK町漁業において最も古く且五〇噸級以上の大型船經營であり、K町漁業の「代表」であると言つてよい。

第二のグループ

A漁業株式會社を船主とする「船主一船元」經營によつて代表されるものであり、K町漁業においてこのグループに屬する經營はすべて鯉船である。即ち第五F S丸(船元和田七之助)、第三K S丸(船元酒井猛雄)、第三KH丸(船元永井銀藏)、KH丸(船元岡田太郎)、第三EH丸(船元藤澤戸一)、第五MH丸(船元福島庄一)、第五KS丸(船元岸本重太郎)の七隻ですべて三五噸級以下である。これらの各船元は、漁業經營を始めるのが第一のグループに屬する船元よりおそく従つて「船主一船元」經營になつたのも第一のグループよりもおくれ、大體大正末期から昭和初年に漁業經營を初め、戦時中或は戦後にF S水産株式會社を船主として「船主一船元」經營となつたものである。それが昭和二五年度に夫々F S水産株式會社から脱退し、脱退した船元達で新しくA漁業株式會社を設立して之を船主としたのである。それ故にA漁業株式會社は船主會社であるとは言え、船元組合的な性格を有しているものであり、従つてS W漁業株式會社のような第一のグループの船主とは若干性格が異なると言わなければならぬ。これ、このA漁業株式會社を船主とする經營によつて代表される「船主一船元」經營を第一のグループの經營と區別して第二のグループの中に屬せしめた理由である。しかし、基本的な形態たる船主と船元とが異なるという、いわゆる「船主一船元」經營たることにかわりはない。

第三のグループ

第一のグループにも第二のグループにも屬さない漁業經營を第三のグループとして總括することができる。そして第三のグループに屬する經營の基本的特徴は船元と船主が同一人であるということである。勿論、F Z水産株式會社(社長山田源次郎)を船主とするF Z丸の如く、或はT E漁業株式會社を船主とするK U丸(船元林金五郎)の如く、船主と船元とが形式的には分離しているものもある。しかし、これらの形式上の「船主一船元」經營は事實上「船主一船元」經營であると言つて差しつかえなく、従つて名實共に「船主一船元」經營であるところの第五K S丸(船元兒玉利吉)、第三K K丸(船元徳永喜太郎)等と同一に總括していいであらう。第一のグループにも第二のグループにも屬さないという意味で第三のグループに屬するものに異色をはなつてゐる漁業經營様式がある。水産業協同組合法、第三章「漁業生産組合」の條項に基づいて結成されたA漁業生産組合即ち之である。これは直接生産者達が漁船の株をもつて經營に参加し、自己の勞働に対する報酬としての賃銀部分と、自己の出資によつて可能となる剩餘(利潤)の配當を受けるとする生産協同組合の組織である。同生産組合の組合長野口輝雄氏によれば、この生産組合は「船元制の瓦解の日の遠くない事を見透して、法律に定められ法律によつて保護されている生産組合の形態に着目して」昭和二七年一月より發足したものであるという。K R丸がこのような生産組合によつて經營されている限り、船元一船元輝雄、船主會社一A漁業生産組合というのは全く「船主一船元」經營の擬制にすぎない。その意味で「船主一船元」經營という場合にもそこに擬制が行われていることは言うまでもない。「船主一船元」經營がなかつたなら、元々「船主一船元」經營というが如き名稱は無意味となるであらう。即ち「船主一船元」經營というのは、つまり我が國漁業における通例の經營様式であり、そこでは船主に對する「船元」船元に對する「船主」という如き關係は存在していない。換言すれば「船主一船元」經營は揚棄されているのである。A漁業生産組合の形態がK町漁業の新しい前進の

一つの方向であるか否かは豫断を許さないが、最近のK町漁業経営の動向からみると、「船主—船元」経営は崩潰の兆候をみせ、「船主—船元」経営への傾斜、即ち「船主—船元」経営揚棄の方向に動いているものの如くである。

(具體的には第三S E丸のS W漁業株式会社からの「獨立化」……後述)

總括

K町漁業経営を以上のような三つのグループに分類して考察すると、第四節において詳論されるK町漁業の成立過程の時期からみても、そこでの擔手となり、發展躍進の時期及び現在の漁業における地位から言ってもK町漁業における主導的な擔手は第一のグループに屬するものであると言わなければならない。そして第二のグループは出現の時期、漁場との關係から言っても第一のグループに追隨して現われたものなのである。しかしこれら二つのグループは船主と船元とが分離している「船主—船元」経営であることにおいて共通しており、第三のグループにもその擬制化が生ずるくらいに支配影響力を有している経営様式なのであつた。しかし、第二のグループに屬するものは前述せし如く船元組合的な性格のA漁業株式会社を「船主」としているのであるから、「船主—船元」経営の代表的なものとは第一のグループに屬する経営であると言わなければならない。かくしてわれわれはK町漁業経営様式を「船主—船元」経営として特徴づけ、且それは第一のグループに屬する経営によつて代表されているとみる。

(常盤政治)

第三節 「船主—船元」経営の生産關係

—範疇檢出—

前節においてわれわれはK町漁業の経営様式を「船主—船元」経営として特徴づけたがその本質は何であり、その

基本的生産關係は如何に規定されるべきであらうか。

「船主—船元」経営も、それが商品生産であり、たとえ畸形的なものであつても賃労働によつて生産が行われているかぎり、それは範疇的には資本制生産であり、資本家的經營の範疇に屬すると規定していいであらう。そのように規定しようとするならば、資本制生産における基本的生産關係たる資本と賃労働との關係は、その「船主—船元」經營においては如何に貫かれてゐるか。そこでわれわれは「船主—船元」經營における範疇檢出を試みてその基本的生産關係を明らかにしたい。

「船主—船元」經營には三つの範疇がある。船主、船元、及び船方即ち之である。

船主

前節において觸れた如く、漁業經營において最も重要な生産手段たる漁船の建造又は購入の場合、その船價の半額を出資する。そのことによつてその漁船の法律的所有權を獲得し後述する如く(第二章第一節)、總水揚手取金の一定率に當る金額を「船徳」として、更に漁業益金の一定率に當る金額を「船主收得金」として取得する。先ず第一に、船價の半額を出資しているにすぎないのにその漁船の法律的所有權を取得するという不合理性が指摘されなければならない。このために船元は、他の半額の出資者でありながら、資金調達のため、漁船を擔保にして金融機關から融資を受けるというが如きことは出来ない。事實上は寧ろ船主會社がその漁船を擔保に入れて借入金をなし、漁船への出資額以上の資金を調達している場合さえある。それ故に結局において何ら出資していないのと同様の漁船經營の方から船徳と船主收得金という、貸付資本利子より遙かに多い金額を受けとることができるのである。(勿論「船徳」は漁船の修繕費に當てられるべきものではあるが、なかなか船元經營漁船の修繕はしてやらないというのが實情である)。しかし、船主會社

「船主—船元」經營の機構

は決して漁業經營を行つてゐるのではなく、漁船の建造又は購入の際、船價の半額を出したということで収益を得るのであるから、漁業資本—産業資本家ではなく、基本的には貸付資本家と同一範疇に屬するものであつて、漁業經營にとつては決して基本的階級ではない。船元經營において漁業労働者達の創り出した剩餘價値の分配にあづかる派生的範疇である。このことは第四節において歴史的に證明せられるであらう。とは言え、船主會社の收得分が決して貸付資本利子程度の如きものではなく、また漁船の修繕をも行う地位に置かれてゐることから、貸付資本家の範疇として簡単に片づけられない問題がある。蓋し、われわれが「船主—船元」經營として特徴付けようとする所以である。しかし、やはり船主會社が漁業經營にとつて基本的範疇ではなく派生的範疇であることは、「船主—船元」經營の成立過程と崩壞の兆候に照して揺がぬところであらう。

船元

對船主會社の關係において、形式的には雇傭人とされ、「船中」の中に入れられるが、船元は船には乗り組まない。

(註)「船主」に對して言はれるもので、これには船元、船方が含まれる。「船主」と「船中」というのは後述する漁業益金分配において用いられる分割方式であるが、この「船主」對「船中」という對照によつて、基本的階級關係が「船主」對「船中」と把握されてはならない。

「船主—船元」經營の生い立ちが示す如く(第四節參照)、元の漁船所有者—漁業經營者がヨリ大きな漁船を調達するために、船主會社から船價の半額出資を仰いで、その所有權は船主會社に渡し、自からは形式上船主會社の雇傭人としてなり下つてしまい、ここにY市・K町地區漁業經營に特有な、「船主」に對する「船元」範疇を創出したのであつた。對船主會社との法律的關係は船主會社の雇傭人即ち準船員となつてゐるとは言え、事實上は全く漁業經營の擔

手である。船方の雇傭、解雇、漁業労働職務及び職階の規定・任命を行い、更に漁撈のために必要な仕込等一切の仕事を彼の採算においてなすのであり、まさしく事實上、まぎれもない漁業經營者なのである。従つてこの「船元」こそK町漁業における資本家であり、漁業經營における基本的範疇である。このことは「船元」が船主會社から離脱して「船主—船元」經營を揚棄しようとしてゐる最近の「獨立化」の胎動によつて明らかである。そして後に述べる如く、歩合制において、船元は總代(經船船元の場合のみ)、航海經費及び「船中」の一員として「一代+船元増歩合」を收得し、船株の持分に應じて配當をうけるのである。船元も「船中」の一員として一代及び船元増歩合を受けるといふ點で、船方と利害を一にする如くに見えるが、これによつて基本的階級關係を見失つてはならない。われわれは先きに、船元は船價の「他の半額の出資者でありながら……」と言つたが、實は必ずしもそれを全部船元が出資してゐるとは限らないのである。寧ろ、これに船方を参加せしめて若干の船株を持たせ、以て共同經營的幻想をもたしめる經濟的基礎たらしめようとしてゐるのである。「船元」が「船中」の一員であるといふことは、これと相俟つて、船方労働者に——特に意識の低い——共同經營的幻想を強固ならしめるように作用してゐる。船元が資本家であると言つても、勿論彼が平均利潤を獲保し得るような強力な産業資本家でないことは、本來彼の利潤となるべき部分が船主會社の收得金によつて押し下げられてゐることに示されてゐるが、船元こそが「船主—船元」經營における一方の基本的範疇たることに間違いないであらう。

船方

これが「船主—船元」經營における他方の基本的範疇、即ち資本家としての船元に對して賃労働者として對立する基本的階級であることというまでもない。この船方こそが漁業における價值形成—増殖過程に従事するのである。たと

え一本の纏であつても、その使用價值物(水産商品價値の質的擔手)を生産するためには、漁撈勞働過程のみならず、航行勞働過程をも不可缺の過程とするのであるから、この船方の中には航行勞働過程に従事する乗組員(機關士、操機手等)も含まれることは當然である。

いずれにしても、このような船方の勞働が水産商品の價値として凝結し、剩餘價値をつくり出すのである。そして「歩合制」という分配制度において、水揚手取金の五%の冲乗獎勵金、若干の上架手當及び漁業益金の四五%—六〇%の「船中收得金」を、勞働力の再生産費として、即ち賃銀として受け取るのである。この他に極く僅かの船株持分に對し「船株配當」を受ける船方もいるわけであるが、これはその船株を持つようになった契機が示すように「船元」に持たせてもらったものであつて、前に述べた如く、共同經營的幻想を強めるように作用しているにすぎないものなのである。

總括。以上のような範疇檢出によつて、われわれは「船主—船元」經營における基本的階級關係は「船主」對「船中」ではなく、船元對船方であり、船主は船方のつくり出した剩餘價値の分け前にあずかる派生的範疇であるとして總括し、「船主—船元」經營は資本家的經營の範疇に屬すると規定する。

(常盤政治)

第四節 「船主—船元」經營の成立

— 史的過程 —

A 「船主—船元」經營の成立

(一) K町漁業の沿革(前史)

現在のK町漁業は前述したように沖合、遠洋漁業にその重點があるが、歴史的にはやはり沿岸漁業として出發したものであつた。沿岸漁業の歴史は遠く徳川封建期にまで溯り得るようであるが、「S縣大六區小六區S郡I村貢租取立帳」(明治一六年度I村五人組調べ)、「昭和三年度K村々稅補給原簿」等の資料によれば、現在の漁業中心地K町I部落が漁業部落として形成されたのは明治初年であつた。その頃のK町は、現在の大字K・I・Yの各部落がそれぞれ村として獨立しており、I村はI岡を本村とする農村であつて新田が多く、明治九年には既に、一戸當り地租納入額一五圓以上の地主層、一〇圓前後の中農層、五圓前後の小農、五圓以下の貧農、一圓若しくはそれ以下の零細農と云う階層分化が生じており、これら農民の内には、K川河口一帯の荒蕪地へ移住して新田を開墾していたものが可成りあつたが、この荒蕪地開墾の歛下年金にも耐え難い没落零細農や、本家から分れた二三男農民の一部は、濱へ出て沿岸雑魚の小釣と一畝乃至三畝の鹽田とを經營する漁民となつた。當時本村には「よし組」と稱する講組があつて、部落共有の網數統をもつて小規模な沿岸漁業を營んでおり、前述せる地主層の一部は「よし組」の管理する部落區有地を足場としてI村を支配していたのであつて、當時のI村は農業を主とし漁業を従とする半農半漁村であつたと見られる。しかし現在のK町漁業の擔手は、後に明らかにされるように、その系譜をかける地主層の中にはなくI濱の沿岸漁民層の中に持つていたのである。I濱においては、本村からの移住者がこの地に定住して沿岸漁業を始めた頃(明治九年頃)は全戸數二〇戸に過ぎなかつたものが、一六年には四四戸となり同年I漁業組合が形成され、その後かれらの生活状態は漸次改善され三〇年代に入ると生産手段(漁船)を擴大して他人勞働力を雇傭する小資本經營が現われ(例えば後述する野間氏の如く)、沿岸漁民内部の階層分化が少しづつ起り始めていた。(かゝる小資本家は元來は純然たる漁民でなく、魚の行商その他の商業に主として従事していたようである)

(一) 「船主—船元」經營の成立

「船主—船元」經營の發祥地はY市であり、K町にこの制度が成立したのはそれ以後のことである。従つて我々は先ずY市における「船主—船元」經營の成立事情を概観して置く必要がある。

明治四〇年は日本漁業史上、漁船動力化を契機とする内地沖合漁業のマニファクチャ的漁業への推轉の劃期として位置づけられているのであるが(清水、小沼共著「日本漁業經濟發達史研究」第一章第二節)この時期はY市漁業にとつても質的飛躍の時期であつた。

この地の鯉漁業は既に明暦年間以來の長い歴史を持ち、その流通機構も幕末明治初年頃には、生産者—仲買問屋(現在の卸賣商に當る)—魚商(小賣商・加工業者)と云う商人間の機能分化が成立し、特に明治以後になつていわゆる辨償法^(註)に基づく魚商團體の成立(明治四一年のY水産會の成立によつて完備する)、仲買問屋における個人經營の會社組織化(明治二二年以後創立された三會社の統合になるY水産會合會社の設立—明治三九年)等が見られ、明治二〇年以降の國內市場の擴大に對應して流通機構は大いに整備されたに拘らず、漁業生産そのものは、漁撈部面においては勿論航行部面においても手工技術的段階に低迷していた。すなわち、當時の六丁橋乃至八丁橋の和船をもつてしては、伊豆七島近海への出漁も新島までが精一杯であつて、「島も通はぬ八丈島」は又漁船の通えぬ八丈島でもあつた。こうした航行範圍の狹少、漁場の制約、そしてこれに基づく漁業生産力の低位性は先づ航行部面の技術的變革—漁船の動力化並びに大型化によつて克服されねばならなかつた。

(註) 辨償法とは日掛によつて魚商仲間が仲買人に對する決済資金を積立てて置き、不納の際にはこれを充用すると云う制度であつた。

然るに、既述せる低い生産力を反映して船主(かれらは漁船の所有者であると同時に經營者であつた)自身の蓄積は乏しく、漁船の動力化・大型化と云う生産手段の變革は到底船主一人の資力によつて實現することが出来ないといふ矛盾が存在した。そしてこの矛盾は、多數船主の零細資金を糾合するか、あるいは資金の源泉を漁業生産以外の部面に依存することによつて解決されねばならなかつた。明治四一年におけるY生産組合の設立は前の場合であり、明治四〇年におけるTK遠洋漁業株式會社の創立は後の場合である。

すなわち前者においては、Y市(當時は町)の有力者(有力船主及び魚商、その他町關係者より成る)は、中小漁業者を糾合して縣當局の指導助成の下に明治四一年六月産業組合法による生産組合を設立し、組合員二七五名による出資金額(出資金一口五〇圓、出資總額五二、二五〇圓、内第一回拂込一口一〇圓、出資總額一〇、四五〇圓)をもつて、個人船主の和船を買収してこれを改造し又は新船を建造して一五噸級四隻、三〇噸級二隻計六隻(總噸數一二三噸、總馬力一二〇馬力)の石油動機船を設備し、これを組合員に利用せしめることとした。

後者においては、古くよりこの地の有力な仲買問屋であり且つ船主であつた山本七兵衛氏の努力により地元外の大地主、問屋、更にY市仲買人及び魚商の有力者(水産會關係)等より成る發起人の全額引受けをもつて明治四〇年一月、資本金三萬圓の株式制度の船主會社を設立した。そして會社設備の漁船としては、先づ山本氏自身の所有和船四隻を基礎としこれに會社參加者四船主の四隻を加え、以上の六隻の内四隻に改造を施してそれぞれ二五噸—三〇噸石油發動機二〇馬力を備える新式漁船とした(建造費四千圓弱)。かくて今までの船主は今や船頭(當時は船長を船頭と呼んでいた)として經營に従事するに至つた。しかし爾後の新造船は主として船元(舊船主)との共同出資によつて建造され、ここに船主—船元經營が成立するのである。このようにして漁船の動力化・大型化と云う課題が二つの船主機關

◎明治41年—大正元年の漁獲高推移

年次	漁獲高	
	Y生産組合	SW漁業K.K.
明治41年	貫 12,000	貫 107,000
42	139,500	235,000
43	210,200	257,000
44	253,700	320,000
大正元年	393,200	440,000

註 數字は「TK遠洋漁業株式会社30年史」及び「Y水産會沿革史」による。

の出現によつて解決されるや漁業生産力は著しい増大を遂げた。^(註)

(註) 明治四一年以後數カ年間の兩船主所屬漁船の漁獲高の推移を見ればこのことは明瞭である。(上表参照)

さて、K村(I部落)においても小規模ながら生産手段の變革は行われていた。例えば、大正初期頃には、前記の船元山田氏の場合には從來の四丁櫓乃至六丁櫓の手漕船が既に六馬力の石油發動機船(ハトン)に變り、これ以外にも同程度の動力船を使用する船元が二、三現われて來た。そしてこれらは沿岸雜魚より鯖乃至鮪漁を專業とするようになり、經營規模も漸次擴大された(雇傭漁夫一〇人乃至二〇人)。更に大正九年に至つて、前述Y生産組合の加入區域がY市一圓からK村に擴張されるに及び、山本氏は漁船建造費を組合と折半で出資して二〇噸四〇馬力の(S.T.)新造船を調達し、ここにおいてK村に始めて「船主—船元」の經營が形成された。次いで大正一二年には岩田秀二氏が同じくY生産組合に加入して三〇噸六〇馬力の漁船(F.S.)を建造し、船溜りの修築を契機とする昭和七年頃の發展期には、S.T.丸一三八噸、一二五馬力の鋼船となり、他に二船元がやはりY生産組合に加入して漁船の大規模化が實現された(高橋惣一郎氏—F.T.丸、一四七噸の鋼船、兒玉利作氏—S.E.丸、四〇噸、八〇馬力)。そして、昭和八年にY生産組合がT.K.遠洋株式会社と合併してS.W.漁業株式会社となるや、これら船元は船主會社たる昭和漁業との間に「船主—船元」關係を結ぶに至つた。

鯉鮪漁業のみでなく、鯖漁業についてもこれと略々同じ事實が見られた。K町漁業の中から先ず鯉鮪漁業に專業化するものが現われて、漁船の動力化、大型化に伴い漁場が沿岸沖合より遠洋へと擴大されて行つたのに對して、昭和初期の恐慌の彌縫策として全國に展開された農林省漁村經濟更生運動を背景とし、昭和七、八年における當村船溜修築を契機として、専ら近海乃至沖合漁場を対象とする專業の鯖漁業が遲れて形成された。鯖漁業の著しい發展はむしろ戦後の時期に屬するのであるが、戦前においても既に鯉鮪漁業と並んでこの地の漁業の重要な部分を占め、ここでも「船主—船元」經營は漁船の大型化とそれに伴う漁業生産力の増大に役立つたことは事實である。只、鯖が漁業の場合には鯉鮪の場合よりも經營規模が小さく(一船當り乗組漁夫數は戦前において一〇—二〇人、戦後三〇人前後)、漁船も小型であるため(戦前二〇—二〇噸)、比較的小資本をもつて開業し得ると云う事情から、個人船主、一人の資力(無論實際には本家その他の親類知人にその相當部分を仰いでいる)でも生産手段の發展は可能であつた。現在の鯖船船元の内、獨立漁家より發展して來たと思われるもの(例えば林金五郎—K.U.丸、徳永喜太郎—K.K.丸)以外は、その多くはかつて鯉鮪船に漁夫として乗込み、あるいは船頭、船長にまで昇身して零細な資金を蓄積し、これをもつて中古船を購入するか、又は新船を建造して舊親船より獨立して一經營を構えたと云う發展のコースを辿り(例えば永井銀藏—K.H.丸、和田七之助—F.S.丸、戸塚戸一—F.H.丸、福島正一—M.H.丸、但し福島氏が獨立經營をもつようになったのは戦後である)、戦前においては船元はその殆どが同時に船主であつた。戦後になつて漁船の大型化が必要となるや前記四船元は昭和二二年—二五年を期として相繼いでA漁業株式会社(F.J.水産株式会社より獨立したもの—第二節参照)との折半共同出資によつて新船を建造した。このように、鯖漁業においても「船主—船元」經營が支配的な存在となるに至つた。しかし、一般に鯖漁業の場合には、船主(會社又は組合)は一個の企業體と云うよりもむしろ船元の組合たる性格が強く、同じく「船主—船元」經營とは云つても、Y市の船主會社S.W.漁業の場合とはその内容において異つてゐる。

【第9表】生産手段の發展と「船主—船元」經營の成立一覽表

漁船種類	年 代	昭 和									
		正 2 年	7	12	和 1	6 7 8	18	20	21	22	23
第 八 S T 丸	船 質	木 船									
	噸 數	→86T→→20T→→→45T→→→138T→→→→75T—									
	馬 力 數	→8P→→→40P→→→120P→→→→225P→→→→→150P—									
	經營形態	船主—船元 (Y生産組合) —船元					船 (SW漁業K.K.) —船元				
第 三 S E 丸	船 質	木									
	噸 數	?、? ? ? →40T→→→60T—									
	馬 力 數	6P→→→15P→→→20P→→→80P→→→120P—									
	經營形態	船主—船元 (Y生産組合) —船元					船主—船元 (SW漁業K.K.) —船元				
第 一 S S 丸	船 質	木 船									
	噸 數	→8T→→→19T→→→30T→→→70T →160T→→→→									

船 第 八 F T 丸	馬 力 數	→6P→→→20P—:→60P→→→? ? ? →→→→→									
	經營形態	船主—船元 (Y生産組合) —船元					船主—船元 (SW漁業K.K.) —船元				
	船 質	木 船 ? 鋼 船									
	噸 數	147T									
船 第 八 H 丸	噸 數	7~8T 10~12T→→→→→27T									
	馬 力 數	10P 15P→→→→→65P									
	船 價	2500円 34万円									
	經營形態	船主—船元					船主—船元 (F水産K.K.) 船元 (A漁業K.K.) 船元				
船 第 一 U 丸	噸 數	4.5T→→→→→7.8T→→→→→25T→→→→→46.22T									
	馬 力 數	? ? ? ? ? ≠120P									
	經營形態	船主—船元					船主—船元 (日本冷蔵K.K.) (DE漁業K.K.)				

注 1. 鰹、鯖及び鯖船とも比較的资料の確實なるのを選んだ。 2. 船質の欄で細線は木船より鋼船への發展の劃期を示し、經營形態の欄で太線は「船主—船元」より「船主—船元」への轉化、細線は船主の變更の時期を示す。 3. 終戦後の詳細及びその推移に關しては第三部を参照のこと。

「泉州—東京」廻航の繁華

二五 (六〇五)

以上、K町漁業における「船主—船元」經營の成立過程を、鯨・鮪及び鯖の各漁業について年譜的に述べたわけであるが、その「船主—船元」經營成立の劃期を生産手段(漁船)の發展と對照させつつ表示したものが第9表である。

B 漁業における資本の一存在形態としての「船主—船元」經營

Aにおいては、この地の漁業の資本制的發展が「船主—船元」經營と云う特殊な形態をとることが明らかにされた。しかし、このような形態がとられたのは何故であつたか、その歴史的條件は何であつたかと云う問題が存する。この問題に對する回答は、今まで述べて來た事實の内に既に與えられているのであるが、ここで尙「船主—船元經營」成立の諸事情により立入つた検討を加え、「船主」、「船元」兩範疇の性格を明かにして、漁業における資本の一存在形態としての「船主—船元」經營を把握したいと思う。ここでも「船主—船元」經營の代表的なものとして

K 遠洋漁業株式會社及びY 生産組合の事例を參考とする。

先ず船主としてTK 遠洋漁業株式會社をとつて見よう。この船主會社の資本の大部分が、いわゆる生産者的な資本でなく、地主、魚商、加工業者等の商業資本にその系譜をもつていたことは既述したが、その經營様式はどうなつていたであらうか。同社の定款總則第一條には「當會社へ遠洋漁業ヲ營ミ又ハ同業ヲ營ム漁業者ト共同漁業ヲ營ムヲ以テ目的トス」とあり、「TK 遠洋漁業株式會社三十年史」(七五頁)、同社は漁業生産そのものの經營をも計畫していたやうである。事實「當初ノ目論見ニテハ會社ノ獨力ヲ以テ先ヅ新式漁船二艘ヲ新造シ漸次擴張スルノ計畫ナリシモ乗組員漁業團體ヨリノ要求ニ基キ造船費ノ一部ヲ該團體ニ負擔セシムルコトトナシ」たのであつて、そこに規定された共同漁業經營の内容は次の如きものであつた。

一、會社ハ各船ヲ統轄シ資金ノ運用ト調達トヲ計リ物資ノ調達供給等其他造船及機装ヲナシ或ハ修繕ヲ完了シテ其年ノ出漁ノ時季ヲ逸セシメザル様努メルコト

一、船元ハ船ノ航海出漁保船等一切漁撈方面ニ業務ヲ分擔シ餌ノ供給、乗組員ノ統一操縦ニ從事スルコト

一、船長及船頭ハ出漁航海中ノ指揮ヲトリ専ラ漁獲ニ努力スルコト
以下略。(「Y 水産會沿革史」六五〇—六五三頁)

ここに言われている乗組員漁業者團體とは舊獨立船主—船元經營を構成する船中全體(船元を含む)であつて、かれらは漁船建造費の負擔分(概ね半額)——投資額に應ずる船株の所有者となつたのであり、生産手段(漁船)そのものの所有權は船元になくて船主會社の側にあつたのである。(このような關係が、爾後の新造船に適用され船主による漁船の共同出資、漁業の共同經營と云う形式がとられたことは既述の通りである)そして船主經營としては、船主會社は漁業部鐵工部、油槽部の三部門を保有し、漁業部においては前項の目的を果すために保船部を設けて船場施設の設置、漁船の船體の修理作業も行い、鐵工部においては漁船用機關の修理加工及び製作をなし、油槽部においては機關用石油及び重油の供給を營み、決定的生産手段たる漁船をその手に集中するばかりでなく、關連部門をも一部その手に收め、全漁船の運用に關して總合的經營を行つてゐるのに對して、船元は別記の如く、漁撈作業の指揮、勞務管理、餌料その他の仕込み等一漁船の運營を委任され、漁業經營上の機能範圍は船主、船元のそれぞれについて明確に區別されている。そしてかかる經營機能の差別に基づいて第二章で示されるような水揚計算が行われるのである。

次に會社組織をとつていないY 生産組合の場合はどうであらうか。資金關係では無論この場合でも魚商その他の商業資本が何等かの形で介入したことが想像されるのではあるが、一應中小漁業者(船元)の零細資金の糾合と云う形式

をとつてゐる點、前のTK遠洋漁業株式會社の場合に比較すれば、遙かに生産者的資本たる性格が強いものと考へられる。ところで生産組合の經營方法は、初めはやはり漁船組合のみの資金で設備し組合員に之を使用せしめていたのであるが、改めて漁船々價の一部を各乗組團體に屬する組合員各自が適當に出金し、これを團體で取纏め其の使用船持分として匿名にて出資せしめたのであつた。すなわち、組合と乗組團體との實質上共同出資によつて造船をなしこの所有權は組合が保有し出資した乗組團體がこれを使用すると云う形式がとられたのであつて、これはTK遠洋漁業株式會社の場合と内容は全然同じで只前の場合の船主會社が生産組合に變つただけのことである。従つて水揚金の計算、その分配の仕方亦亦右に準じて行われる。但し、ここでは計算の基礎が具體的に表示されているので、次にこれを掲げて置く。

a、船主計算(組合及び漁船の出資をなした組合員)

一、船價を船の壽命年數(使用見込年數木船にて八カ年)で除しこれを一カ年分償却金とする

二、漁船を使用するに要する修繕費及び經費見積り豫算年額

三、船價に對する建造當時(取得當時)の地方における一般金利と同率の一カ年分金利

以上の合計額が船主年額希望収入豫算である。

b、乗組船員團體(使用する組合員)

(勞賃の年額希望収入豫算——説明略)

c、漁業經費

(航海經費豫算年額——説明略)

以上abcの豫算額を合計して一カ年の想定漁獲高とし、他方aの合計額をbの乗組員一人當りの年額勞賃をもつて除した商

(船主収入が船員何人分に相當するか)を漁船の使用料とする。(Y生産組合)一九二二頁)

この計算方法の形式だけを見れば、水揚金の分配を通じて收得される漁船使用料の内、不變資本の補填部分を除けば、船主の純収入分は單に資本利子部分に過ぎないかの如くである。しかし船主の純収入分は、現實においては經營の成果——漁獲高(價值額)にリンクされた歩合收入であつて、それは漁獲高の變動に照應して變動し、本來の利子部分以外に船元の手に残るべき漁業利潤の一部を吸上げてしまふ性質のものであり(歩合の詳細については第二章参照)、ここに船主を單なる貸付資本家の範疇として片附けられない問題があつたのである。

然らば、この船主の資本的性格は、その機能に關しては(その系譜については既に觸れた)、どう理解すべきであらうか。しかしそれは同時に船元をどう理解するかの問題と結びついている。ここでは、船主は(遠洋)漁業における決定的生産手段たる漁船の外、主要漁具(ライン・ホーラー)及び若干の流動資本(燃料油等)を支配しており、船元はこれら主要生産手段を除いた若干の簡単な漁具と航行漁撈用消耗資材、仕込品を支配するに過ぎない。けれども、船元は小商品生産者ではなくて數十人の漁業労働者を雇備するマニファクチュア資本家であり、漁獲物の販賣は特定の商人(船主を豫想する)のために行われるのではなく、彼の手によつて商業世界(魚市場)のために行われている。

船主の生産手段支配の仕方には、ある程度問屋制的支配を想像させるものがあり、それがマニファクチュア資本家を從屬せしめている形態——「船主—船元」經營——は「問屋制マニユ」^(註2)と規定出來そうである。しかし、船主が漁獲物の販賣(魚市場の支配)と云う問屋制資本の今一つの重要な機能を缺いており、逆にこの點が船元の産業資本家としての獨立性を保證する要素となつてに着目するならば、船主—問屋制資本と云う規定は成立し得ない。とすれば、船主は本來漁業經營そのものには殆ど關與せずして、船元に生産手段を貸與し、この貸付は資本に對する利子

部分を取得する貸付資本家に過ぎないものであり、それが單なる貸付資本家以上のものとして現われたのは、同じく貸付資本とは言つても、これが産業資本家の手において始めて生産資本に轉化する貨幣資本ではなく、始めから生産資本の重要な構成部分となるべき現物形態をとつてゐるからであつて、このような關係が船主の純收入分を本來の利子部分を上廻る不當なる高利たらしめたのである。この意味において船主は寄生的な高利貸的な性格をもつと言えよう。

(註1) 漁船用燃料油・潤滑油等の供給を船主(SW漁業株式會社)が行つてゐるのはY市の場合であつて、K町では後述するよう

うに、船元が當町の漁業協同組合を通じて自ら行つてゐる。

(註2) 船主と魚市場との關係については、例えばTK遠洋漁業株式會社あるいはY生産組合とY水産合資會社との間に役員の人的交流が見られ、その背後に資本的關係の存在することも推測出来ないことはないが、資料の上からは、この關係はあつたにしても極めて薄弱なものであり、船主の魚市場支配と云う關係は考えられないのではないかと想像される。

われわれはさきに、「船主—船元」經營と云う制度が、個人船主II船元經營の限界を克服するものとして生れて來たことを見たが、その當面した課題は生産手段の量的發展に伴う資金問題を解決することであつた。例えば、第9表に掲げた鯉・鮪船第八ST丸、第三SE丸、第一FS丸の發展の例でもわかるように、木船で一〇噸前後、一〇馬力乃至二〇馬力と云う段階では、漁船の動力化・大型化は個人船主II船元經營の蓄積の範圍内でも行い得たのであるが、二〇噸乃至四〇噸、四〇馬力乃至八〇馬力と云う段階になると、最早かれらの資本規模をもつては賄い切れぬ漁船資金を必要とするに至り(第三SE丸の場合、木船四〇噸八〇馬力の總船價が當時の時價で二七、〇〇〇圓)、ここに資金の半額を仰ぐべく船主の資力を利用せざるを得なかつたのである。かくして生れた船主が、表面は船元(嚴密には船

中)との共同經營と云う形式を採りながら、その實高利貸的存在として多くの非合理性を漁業經營の中に残していたにしても、かかる制度がとくにこの地の遠洋漁業の發展に果たした役割は認められねばならず、又このような點にこそ、漁業における資本主義的發展の仕方の特長がある。従つて、「船主—船元」經營とは、要するに、漁業における資本主義發展の一段階において、漁業資本の要求に應じて生み出された、いわば漁業における資本の一存在形態であつて、それは資本のより高度の發展がこれを必要としなくなれば、その存在理由を失うものである。(尾城太郎丸)

第二章 「船主—船元」經營の支柱分析

前章においてわれわれは、K町漁業を「船主—船元」經營として特徴づけ、その範疇規定並びに史的考察を行つたが、本章においては、漁業經營の特徴が集中的に表現されている歩合制、並びにその基盤となつてゐる労働關係の考察によつて、「船主—船元」經營の支柱分析を試みることにする。

第一節 歩合制

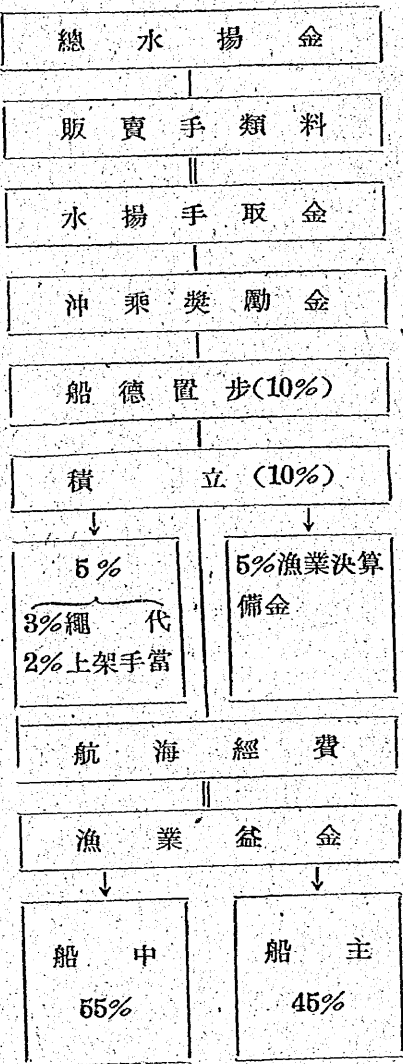
A 歩合制の諸類型

K町漁業における歩合制の形態は各經營によつて若干の差異はあるが、類型として、鯉漁の場合、鮪漁の場合および

「船主—船元」經營の機構

び鯖漁の場合の三つに分類することが出来る。

1 鱈漁の場合



註 SW漁業株式會社「漁業分配制度比率規定」による。

總水揚金額から販賣手數料(註1)市場口錢を差引いた後の水揚手取金からその5%を沖乗獎勵金(船方收得分)、10%を船徳置歩として差し引き、更にその残

額の一〇%を積立(註2)た後に、航海經費を差引いて漁業益金を算出する。この漁業益金を船主が四五%、船中が五五%という割合で分配するのである。

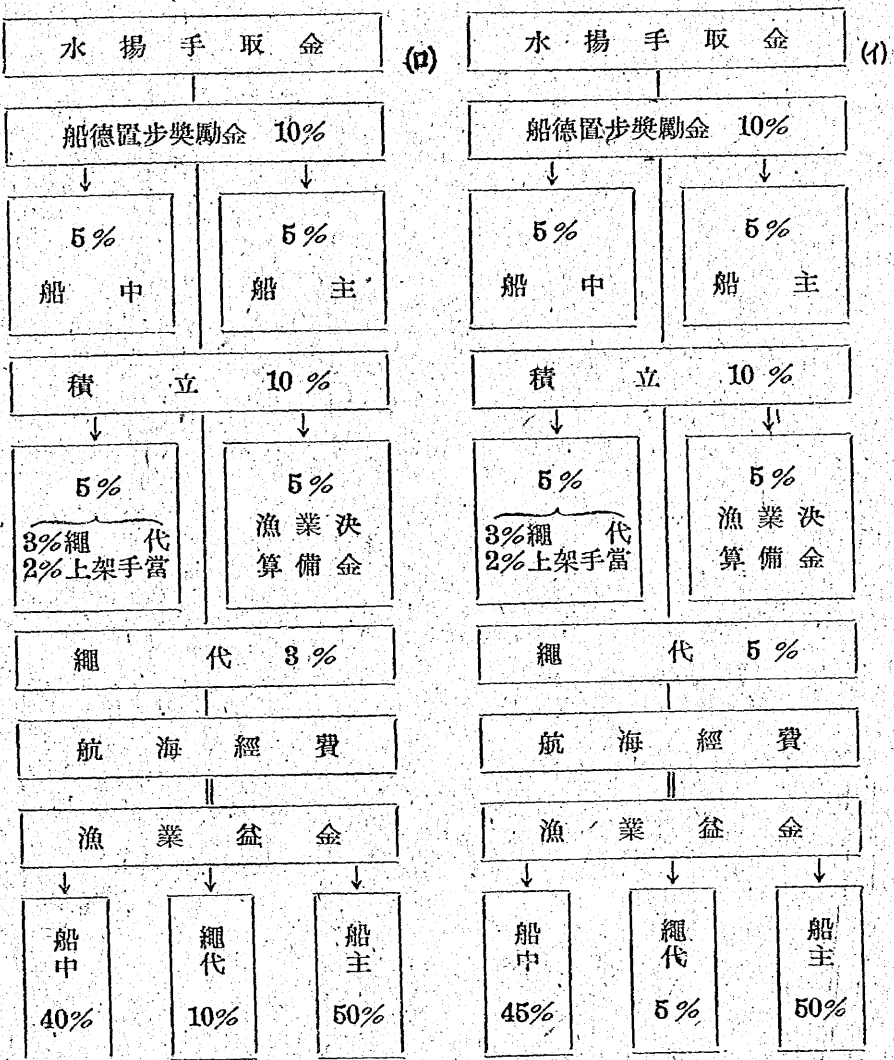
(註1) 市場はK町漁業協同組合によつて經營されているから、市場口錢は漁協に收得されるわけであるが、現在總水揚高の三%。

内一・五%が漁業協同組合費で、他の一・五%は現在進行中の修築港費として積立てられている。

(註2) この一〇%は表に示されている如く五%つづに分けられ、一方の五%は漁業決算備金として船主會社が魚市場から受けとり、決算期末に、船主と船中とで折半する。他の五%の内、三%は船代として船主がとり、二%を上架手當(漁船が漁に出ない場合船方に與えられるもの)として漁業協同組合に積立てておいて、船主が餌料資金、仕込金を借入れるための見返りとする。

(註3) 航海經費とは漁業航海に要した費用で、一名大仲經費とも云われ、船元の採算の下で行われるものであるが、後にだんだんと詳論して行くであろう。

2 鯖漁の場合



註 前掲「漁業分配制度比率規定」による。

總水揚金から販賣手數料を差引いたものが水揚手取金であることは鱈漁の場合と全く同じであるから省いた。

(a)の形式は鱈釣船が鯖の漁に出た場合の分配の形式であり、(b)の形式は鯖専用船の場合の分配比率である。K町漁業協同組合所屬でSW漁業株式會社を船主としている漁船で鯖漁を行うものはすべて(a)の形式の分配比率規定に従っているものである。従つてここでは(a)の形式だけを掲げれば足りるのであるが参考まで

に(b)の形式をも掲げることとした。

「船主—船元」經營の機構

(イ)と(ロ)の差異は「積立一〇%」の次に差引かれる船代が五%であるか三%であるか、最後に差引かれる船代が「漁業益金」の五%であるか一〇%であるか、従つて「漁業益金」からの船中收得金が四五%であるか四〇%であるかという点である。

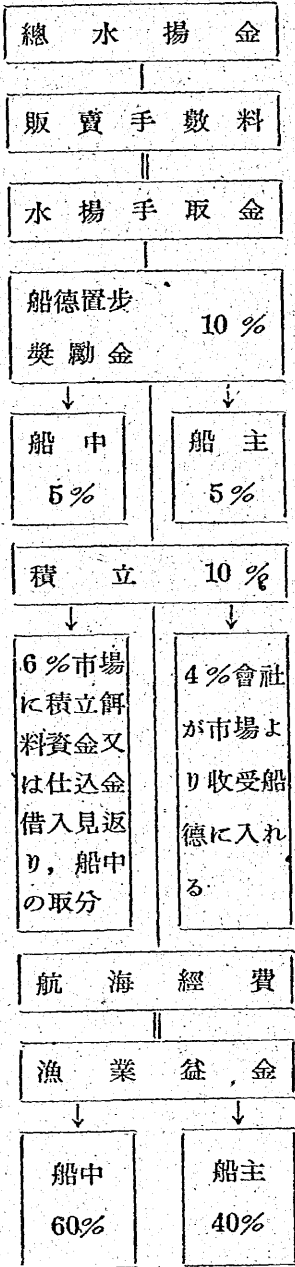
表を見れば明らかなく、鮪漁の場合も大體において鯨漁の場合と殆んど同じであるが、總じて鮪漁の場合の分配比率において特徴的なのは、船代として差引かれる割合が可成り大であるということである。この船代は言うまでもなく船延縄(應)の補填に充てられるのであり、時として船主會社の採算において行われる場合もあるが、大體において船元の採算において行われる。従つて「船代」は船元に歸属するのが普通である。

(註) 表に示されている如く、この積立一〇%は五%づつに分かれ、それぞれの用途に充てられること鯨漁の場合と全く同様である。前の(註2)を参照せよ。

3 鮪漁の場合

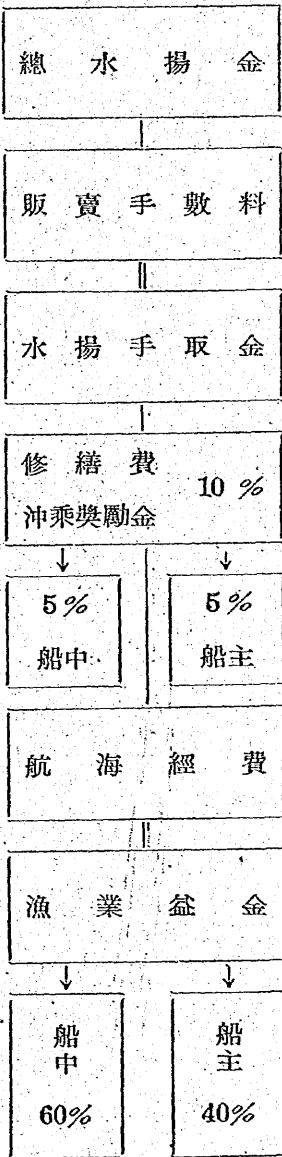
(イ) 「船主-船元」經營

i 昭和漁業株式會社が船主の場合



註 前掲「分配比率規定」による。

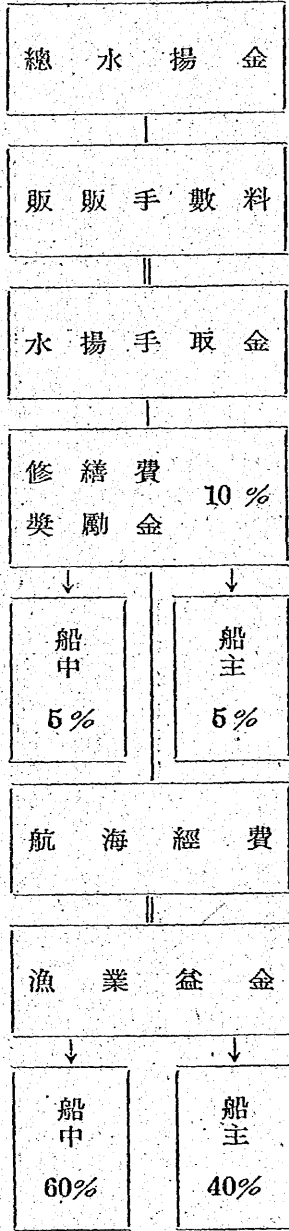
ii A漁業株式會社が船主の場合



註 聴き取りによる。

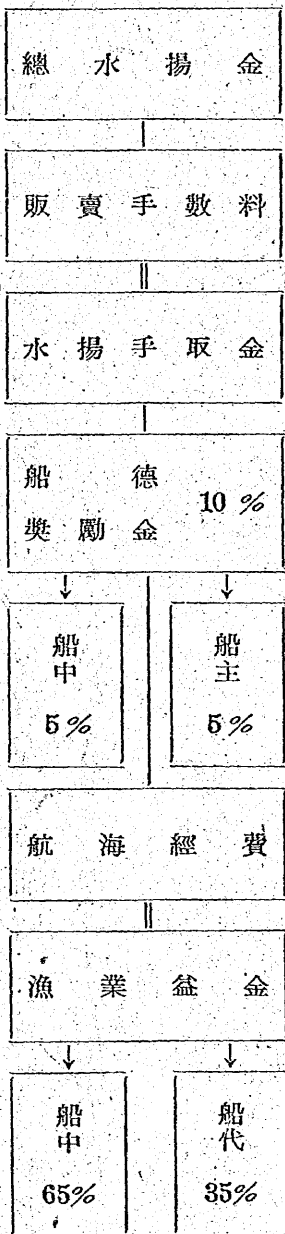
(ロ) 「船主-船元」經營

i FZ水産株式會社の場合



註 聴き取りによる。

ii EP丸の場合



註 聴き取りによる。

(イ)のiの分配形式に従う鮪船經營はK町漁業にはない。鮪漁におけるこの分配形式の特徴は水揚手取金から一〇%

「船主-船元」經營の機構

の「船徳置歩・獎勵金」を差引いた後に、残額の一〇%を積立て、表に示された如く、その内四%は船主會社SW漁業株式會社が市場(漁協)から受け取つて船徳に入れ、六%は船元が市場に積立てて置いて餌料資金又は仕込金借入の見返りとするということである。(この見返金は「船中」の収入分となる)。他は「ii A 漁業株式會社が船主の場合」と全く同様である。

(b)は船主と船元とが同一人である鯖釣船經營の分配形式であるが、その内でもiは(i)のiiと全く同じ形式である。これは表面的にみれば兩者共に「船主—船元」經營だからである。しかし、現實には事實上の「船主—船元」經營たることを見逃してはならない(第一章第二節参照)。(b)のiiの特徴は漁業益金の六五%が船中に歸屬しているということである。これは、EP丸においては船主と船元と漁撈長が三位一體で同一人なるが故に「船中收得分」の増大が必ずしも漁業經營者の利益に反しないからなのである。船中の六五%に對する三五%が「船主」ではなく、「船代」と言われる所以である。

以上鯉・鮪・鯖の漁種別に分けて、夫々の漁業分配比率規定—步合制の類型を表示したが、これら分配制度の諸類型を通じて特徴的なことは「總水揚金」から種々なる名目で一定の率をもつて順次に控除がなされてゆくということである。そして最後に残つた「漁業益金」が諸表に示された如く、夫々一定の割合で「船主」と「船中」とに分割され、その分割された「船中」の取得分が「増歩合貸銀」を考慮した人数で除されて一人分の船方の基本給が算定されるのである(この計算の仕方の詳細的事例については本節B—2—(1)及び第二節B—2の項をみよ)。

B 步合制の本質と展望

1 「船主—船元」經營における經濟的諸範疇

第一章第三節においてわれわれは「船主—船元」經營は範疇的には資本制生産であり、資本家的經營の範疇に屬すると規定した。そこで前に示した漁業分配比率表における諸項目を、不變資本の生産物への價值移轉部分(C)、可變資本(V)、剩餘價值(M)という資本制生産における經濟的諸範疇に對應せしむれば次の如くなる。

總水揚金—C+V+M

販賣手数料—M

沖乗獎勵金—V

船徳(修繕費)—C

繩代—C (但し鯉漁の場合はM)

上架手當—V

航海經費—C+V (例えば食糧費)+M (流通費用の一部)

船主—M (時としてCを含む場合がありうる)

船中—V (但し、船元取分は一般にM)

販賣手数料 販賣手数料は大體において流通費に屬するものと見るべきであるから、水産物商品價值からの控除部分を示す剩餘價值である。

沖乗獎勵金 漁業労働者達に支拂はれるものであるから可變資本部分を構成する。

船徳置歩又は修繕費 船主會社が漁船の修繕費のために積立てて置くものであるから云うまでもなく不變資本部分の生産物への價值移轉部分と見るべきもの。

「船主—船元」經營の機構

繩代 延繩の價值補填に當てられるものであるから鮪漁の場合には當然不變資本の生産物への價值移轉部分と見做さるべきであるが、
 鰹釣の場合には延繩を使用しないのであるから全く船元の手に入る剩餘價值部分である。
 上乗手當 何らかの原因で漁に出ないときに、漁業労働者の生活を支えるために、漁業労働者に支給さるべく積立てられているものであるから理論的に可變資本部分に屬すると見るべきである。

航海經費 大伸經費とも言われ、その具體的な構成項目は後に示すごとく極めて多種のものが含まれているから、社會的價值生産の視點から見ればC・V及びMに分解される。しかし個別經營の視點よりすれば、それらはすべて費用價格の構成部分でしかないのである。(このことは航海經費が正しく計算された場合に云いうるのであるが、航海經費の名目のもとに船元利潤を實質上先取りする場合には、剩餘價值が多分に含まれていて、個別經營からしても決して費用價格の構成部分だけでないこと云うまでもない)
 船主 船主收得金のことでいうまでもなく剩餘價值部分で船徳とともに船主會社に歸屬してその粗収入となり、船主會社はこれらの粗収入から、船舶修繕費、固定資本償却積立金及び税金(會社法人税)を控除した後、殘金を船株配當として、持株數に應じて配當する。この關係においては船元は船株持主として實行する。

船中 船中收得金であつて云うまでもなく船方賃銀部分の主要なるものである。但し、船中の内には何らの漁業労働にも参加しない即ち水産物商品の價值生産に参加しない船元も含まれているから、船元に歸屬する部分(約一代半)は剩餘價值部分である。

分配比率規定におけるこれらの諸項目の他に「お茶分け」というのがある。これは總水揚高の前に船方達に現物鮮魚で與えられるもので正規の分配規定の中には現われないが云うまでもなく可變資本部分を構成するものである。この「お茶分け」を認めることによつて「同心棒」が殆んどなくなつたと云われる。

以上の如く、われわれは漁業における分配諸項目を資本制生産における經濟的諸範疇に對應せしめたが、その具體的な内容を實際的數量的に把握するために、漁業經營における若干の分配事例を考察することとする。

2 漁業に於ける經營分析

(4) 若干の分配事例とその分析

i 諸表

今、第八FT丸の昭和二五年の鰹漁並びに昭和二五年及び二六年の鮪漁、第五FS丸の昭和二六年及び二七年の鰹漁、第一HY丸の昭和二六年及び二七年の鰹漁における分配事例を示せば次の諸表の如くである。

【第10表】 鰹 漁 分 配 事 例 (昭和25年第八FT丸)

摘要	航海番號	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
總水揚量	實	367.6	3,049.6	6,071.00	7,365.00	1,996.6	4,830.4	4,097.4	2,386.4	30,046.2
總水揚金	實	72,814.00	612,242.17	2,061,341.08	1,484,388.09	846,217.33	971,608.84	1,132,128.22	729,006.31	8,575,205.00
組手取金	實	3,640.70	30,612.10	133,067.00	74,219.00	42,320.00	48,500.44	56,806.41	36,450.34	423,763.00
沖乘獎勵金(5分)	實	6,917.33	58,163.00	195,827.00	141,016.00	80,390.00	92,302.84	107,552.18	69,255.64	857,520.00
船徳(1割)	實	1,867.67	15,704.01	52,873.00	38,074.00	21,705.00	24,921.76	29,039.68	18,699.00	218,667.00
總代(3分)	實	1,209.76	10,155.25	34,191.00	24,621.00	14,036.00	16,116.07	18,778.66	12,092.00	145,778.00
上乗手當(2分)	實	59,180.56	497,607.74	1,675,381.00	1,206,453.00	687,766.00	789,637.80	920,151.92	592,509.83	6,924,480.00
差引金額	實	437,842.00	437,842.00	437,842.00	437,842.00	437,842.00	437,842.00	437,842.00	437,842.00	3,500,888.00
航海經費	實	118,946.30	1,237,539.00	437,842.00	747,422.00	249,924.00	351,845.00	464,637.94	154,667.00	334,981.24
航業盆金	實	53,525.00	556,892.00	556,892.00	336,339.00	112,465.00	158,330.00	209,086.00	69,600.00	1,540,611.00
船主(45%)	實	65,420.47	680,647.00	680,647.00	411,083.00	137,459.00	193,515.00	255,551.00	85,067.00	1,882,971.00
船中(55%)	實	997.00	10,143.00	10,143.00	6,463.00	2,215.00	2,923.00	3,815.00	1,329.00	3,235.00

【第11表】 船漁分配事例(昭和25年・26年第八F T丸)

摘要	航海番號				昭和26年 1.2.3. 計
	昭和25年 1	2	3	4	
總揚水	1,506,489.24	2,054,827.10	646,923.00	592,830.00	(外地) 21,437.00
總口	25,150.18	18,950.00	43,376.00		
小組揚水	191,882.00	20,492.00			2,393,863.00
水揚手	1,289,457.06	2,014,884.60	603,547.00	29,641.00	144,743.00
修乘獎勵金	75,324.00	102,716.35	32,346.15	29,641.00	144,743.00
沖乘獎勵金	27,116.00	36,977.68	11,644.60	10,670.00	52,107.00
上總船	40,675.00	55,466.80	17,446.90	13,331.00	78,161.00
總船	33,896.00	46,322.34	14,555.70	13,331.00	65,134.00
船	61,012.00	83,002.25	26,300.00	24,009.00	123,755.00
船	30,506.00	41,600.00	13,100.00	12,004.00	61,877.50
船	80,506.00	41,600.00	13,100.00	12,004.00	61,877.50
船	1,093,230.00	1,497,602.49	471,607.80	432,174.00	2,351,354.00
船	840,000.00	840,000.00	840,000.00	840,000.00	1,697,464.00
船	258,230.00	657,602.00	63,781.00	35,079.00	631,459.00
船	142,026.00	361.00	35,079.00	28,702.00	347,302.00
船	116,203.00	295,920.00			284,156.00

【第12表】 船漁分配事例(1) (昭和26年・27年第五F S丸)

摘要	航海年月日							昭和27年 1/26, 3/30, 4/21, 合計	
	昭和26年 11/19	昭和27年 1/26	2/20	3/30	4/21	5/9	5/30		
總揚水	887.00	254,996.00	140,232.50	300.00	944.00	54,094.00	145,344.90	174,253.00	624,426.00
總口	19,623.00	7,649.88	4,207.00	3,263.55	2,528.00	256.90	4,359.90	5,227.00	21,260.43
手揚水	1,507.50	3,059.00	4,207.00	3,263.55	2,528.00	256.90	4,359.90	5,227.00	21,260.43
箱代	21,105.00	7,649.88	4,207.00	3,263.55	2,528.00	256.90	4,359.90	5,227.00	21,260.43
修費	30,440.00	12,367.50	6,801.25	4,791.00	12,514.50	2,556.50	7,039.00	8,451.50	29,673.00
沖乘獎勵金	30,440.00	12,367.50	6,801.25	4,791.00	12,514.50	2,556.50	7,039.00	8,451.50	29,673.00
上架手當	5,479.00	2,226.00	1,224.00	862.00	2,252.00	—	1,268.00	1,521.00	5,340.00
航海經費	123,686.10	137,102.46	121,199.00	64,651.56	82,652.00	27,067.00	91,241.67	82,269.00	284,406.02
船主(40%)	167,504.16	33,313.42	—	8,290.66	56,145.00	7,583.86	13,750.94	27,333.15	97,749.80
船中(60%)	251,256.24	49,970.12	—	12,435.98	84,218.00	11,375.80	20,626.39	4,099.02	146,624.68
一人當(1代)	7,730.00	1,400.00	—	352.00	2,300.00	305.00	553.00	1,154.00	4,052.00

【第13表】 鮭漁分配事例(2) (昭和26年・27年第一HY丸)

摘要	航海年月							昭和27年 1月~7月合計
	昭和26年合計 (1月、6月、12 月ヲ除ク)	昭和27年 1月	2月	3・4月	5月	6月	7月	
總水揚	實 63,062.7	實 2,089.00	實 3,301.00	實 3,183.8	實 11,569.1	實 9357	實 6,937.00	實 36,436.9
總水揚金	13,108,720.10	511,146.70	915,798.32	849,685.67	1,758,502.23	1,158,613.30	918,746.10	6,112,292.32
口	340,492.72	28,108.50	37,034.98	31,517.74	56,333.84	37,980.30	27,558.60	218,533.96
差引	—	483,038.20	878,763.34	818,167.93	1,701,968.39	1,120,633.00	891,187.50	5,893,758.36
修繕費及び 沖乘獎勵金 (10%)	1,267,086.62	48,303.82	87,877.40	81,816.23	170,193.50	112,036.26	89,113.50	589,340.51
池	—	658.90	—	723.50	896.85	1,153.86	—	3,433.11
差引	11,501,140.76	434,075.48	790,885.94	735,628.20	1,530,878.04	1,007,442.88	802,074.20	5,300,984.74
航海費	3,607,518.70	211,418.90	265,278.50	368,366.40	564,112.62	288,696.40	300,949.10	1,998,821.92
入港手當	490,299.00	25,916.50	32,364.00	21,280.00	58,503.00	47,964.00	29,975.00	216,002.50
差引	7,403,323.06	196,740.58	493,243.44	345,981.80	908,262.42	670,782.48	471,150.10	3,086,160.32
船主(35%)	2,528,732.05	68,359.03	172,635.20	121,093.63	317,891.87	234,773.88	164,902.54	1,080,156.15
船中(65%)	4,874,591.01	127,881.05	320,608.24	224,883.17	590,370.55	436,008.00	306,247.56	2,006,003.57

註 昭和26年度は「大福帳」に1月、6月、12月分が完全に記載されていたために除いた。

() 内の数字は「差引」=漁業盆金に夫々35%(船主)、65%(船中)を乗じて計算した数字で、横の合計との誤差を示すために計算した。後の「生産費分析」においては()内の数字の方によって計算する。

ii 分析

これらの表は夫々船元の「大福帳」に記載されたものを整理して作ったものであるが、一見して明らかなく、計算が正確でない。そのことは、これらの分配計算が船元によって可成りルーズに行われていることを示していると言つていいであろう。

第八FT丸の分配事例において特徴的なのは、航海経費を、鯨漁の場合には四三七、八四二圓、鮭の場合には八四〇、〇〇〇圓と、總べての航海において同額として掲げ、キチンと回収していることである。そして鯨漁の昭和二五年第一・第二航海、鮭漁の同年第三・第四航海の場合に示されている如く、不漁の場合には二航海合算で計算することによつて、船元にとつて主要なる費用価格は完全に補填されているのである。鯨漁は一本釣なのであるから繩は使用しないにも拘らず、繩代なる費用項目によつて控除が行われている。それ故に、この繩代は事實上船元による利潤の先き取りであることは先きに觸れた通りである。鮭漁の場合には延繩を使用するから、繩代が不變資本の磨滅部分の價値補填のために費用價格の一部として差引かれるべきことは理論上正しいことであるが、それが二回に差し引かれている。船主會社SW漁業株式會社の分配規定によれば繩代は三ヵ所で差引かれることになっている(A歩合制の諸類型2を見よ)。勿論控除される回数が多いことが、ヨリ多くの金額が繩代として差し引かれることを意味しないが、不正にヨリ多くを控除する機会を與えることになるし、また事實上正當なる繩代としても可成多額のものゝ差引かれているのである。何故このように多額の繩代が差引かれるのであろうか？ これは戦時中及び戦後二、三年における繩(麻)の價格が騰貴したことに由来するのであるが、その戦時中及び終戦直後の方式が繩の價格の相對的に低下した今日まで惰性的に採られているのである。このことが、戦後の鯨鮭船經營の船元にヨリ多くの資本蓄積を可能なら

この内譯を計算すれば、總計五八八、三七四圓であるにも拘らず、船元が航海經費として差引いている金額は五九六、一六九圓と、内譯總計よりも多くなつてゐるのである。かくして「航海經費」という控除は二重の意味において船元「利潤」を多くする手段となる。

(註2) このことが鯉船船々方の乗・下船移動を少なくしてあり、従つて鯉船の労働關係の「前期的」關係を維持し、また船に比較しての鯉船のこの「優遇」が縁故關係の乗船を助長して船方の意識を「前期的」なものとしてゐるのである。そして逆にその様な前期的労働關係が、鯉船船經營を「強固」ならしめるものとして作用してゐるのである(第二節参照)

(註3) 船方一人前の「基本給」算出のための總評價人數を言うのであつて、詳しくは第二節B-2を参照されたい。

以上の分析によつて、船元の船中における、或は船方に對する優越性が明らかとなつたが、このような船元も漁船建造又は購入に際しての主要なる出資者でありながら、船の法的所有權は船主會社にとられ、船徳又は修繕費なる名目で水揚手取金の一定率金額が天引きされ、漁業益金の四〇乃至五五%の船主收得金も一應總べて船主會社に歸屬しその中から船主會社の經營諸經費を差し引いた後にいわゆる「純利益」があつた場合にのみ出資者の資格において船株持數に應じて配當を受けるにすぎない。従つて船主會社の計算において「純利益」がない場合には、漁船に對する出資者としては何らの配當を受けることができない。そしてその經理は船主會社において行ふのであるから、船元としてはそこに疑惑を感じざるを得ないし、事實船主會社は種々なる名目で「會社利潤」を實質上確保し得るのである。ここに船元が船主會社から「獨立」して彼自身が船主となることによつて「船主—船元」經營を揚棄し、漁業經營の本來的形態に復元しようとする根據と可能性があつたのである。そしてこの可能性は今や現實性に轉化し、「獨立化」の傾向は益々濃厚となつて來たのである。しかし、このような可能性が現實となるためには、船元の手許に資本蓄積がなされていなければならない。漁業協同組合を通じての農林中央金庫からの系統融資の途も、一定の資本蓄積

力を有する船元にとつてのみ開かれるということとは、現實の漁業協同組合の階級性から當然の歸結と言わなければならない。だから、船主會社からの「獨立化」の道も資本蓄積の大なる船元から開かれるのである。そして「獨立化」の先端を切つたのは鯉船船經營の船元であつたのであるが、その前提たるより大なる資本蓄積の秘密は何處にあつたのであろうか? 鯉船船と鯖船との生産費分析を通じて、「秘密」探知のメスを入れてみよう。

(ii) 生産費分析

i 諸表

(i) iで掲げた諸表から、夫々の貫當り商品價值(價格)の生産費内容を示せば次の如くである。

【第14表】 鯉及鯖貫當り生産費

範 疇	摘 要	金額	價值に對する	
		圓	%	
(M)	口 錢	9.22	3.3	
(V)	沖 乘 金	14.27	4.8	C 145.06
(C)	船 勵 德	28.54	9.7	
(M)	繩 代	7.28	2.5	V 81.79
(V)	上架手當	4.85	1.6	
(C)	航海經費	116.52	39.5	M 68.17
(M)	船 主	51.27	17.4	
(V)	船 中	62.67	21.2	M/V 83.4 %
C+V+M	價 值	295.62	100.0	

鯉貫當り生産費(第10表より算出)

(M)	口 錢	2.80	0.8	
(C)	修 繕 費	18.66	5.0	C 263.41
(V)	沖 乘 金	18.66	5.0	V 62.00
(V)	上架手當	6.72	1.8	
(C)	繩 代	10.07	2.7	M 47.56
(C)	繩 代	15.95	4.3	
(C)	航海經費	218.73	58.6	M/V 76.7 %
(M)	船 主	44.76	12.0	
(V)	船 中	36.62	9.8	
C+V+M	價 值	372.97	100.0	

鯖貫當り生産費(第11表—昭和26年1.2.3計より算出)

【第15表】 鯖貫當り生産費(1)
(第12表 27年 1/26, 3/30, 4/21, 合計より算出)

範 疇	摘 要	金額	價值に 對する	圓 錢
(M)	口 錢	9.98	3.5	C 147.38
(C)	修 繕 費	13.92	4.8	V 85.24
(V)	沖 獎 乘 金	13.92	4.8	
(V)	上 架 手 當	2.51	0.9	M 55.85
(C)	航 海 經 費	133.46	46.3	
(M)	船 主	45.87	15.9	M/V 55.9 %
(V)	船 中	68.81	23.8	
C+V+M	價 値	288.47	100.0	

註 第12表において總水揚量の記載されてあるのは昭和 27 年の1/26, 3/30, 4/21, の航海だけであるためこの三航海の合計から算出せざるを得なかつた。
總水揚金額(3航海の合計) 24,426 圓 ÷ 總水揚量 2,131 貫 = 293 圓 02 錢であるが故に、貫當り價值(C+V+M)は293圓02とされなければならない筈であつたが、原資料の計算不正確のため、範疇合計と合致せしめるために288圓47錢とした。
船中68圓81錢の價值に對する%は23.85%で四捨五入すると23.9%となるわけであるが、%合計を合せるために0.053%を切捨てた。他の計算はすべて四捨五入した。

【第16表】 鯖貫當り生産費(2)
(第一HY丸26年度合計(第13表)から6月及び12月を除外したものより算出)

範 疇	摘 要	金額	價值に 對する	圓 錢
(M)	口 錢	5.40	2.6	C 67.26
(C)	修 繕 費	10.05	4.8	V 95.12
(V)	沖 獎 乘 金	10.05	4.8	
(C)	航 海 經 費	57.21	27.5	M 45.50
(V)	入 港 手 當	7.77	3.7	
(M)	船 主	40.10	19.3	M/V 47.8 %
(V)	船 中	77.30	37.2	
C+V+M	價 値	207.88	99.9	

註 6月及び12月を除いたのは第13表に明らかな如く總水揚量が示されていないからである。
6月及び12月を除いて26年度の總水揚金額を總水揚量で除した商品の貫當り價值(價格)は錢未滿四捨五入すると13,108,720圓10錢 ÷ 63,062貫7 = 207圓87錢となるが、範疇合計と合せしめるためにこの場合のみ錢未滿を切上げて207圓88錢とした。他の項目の計算はすべて四捨五入した。
價值に對する%の合計が100になつていないのは計算上の誤差に基づく。

【第17表】 鯖貫當り生産費(3)
(第一HY丸27年度合計(第13表)より算出)

範 疇	摘 要	金額	價值に 對する	圓 錢
(M)	口 錢	6.00	3.6	C 62.95
(C)	修 繕 費	8.09	4.8	V 69.07
(V)	沖 獎 乘 金	8.09	4.8	
(M)	他 港 乘 金	8.09	0.1	M 35.73
(C)	航 海 經 費	54.86	32.7	
(V)	入 港 當 當	5.93	8.5	M/V 51.7 %
(M)	船 主	29.64	17.7	
(V)	船 中	55.06	32.8	
C+V+M	價 値	167.75	100.0	

これらの諸表に示された貫當り商品價值は、各々一年間或は數航海における貫當り魚價の平均値を示しているにすぎない。しかも「庭先相場」のそれであるから、商業利潤として實現される部分を入れれば、商品價值は更に高くなり、従つて「剩餘價值率」(M/V)もつと高くなるわけである。
また航海經費は既述せし如く、内容を分析すれば不變資本部分も可變資本部分も剩餘價值部分も含んでいるものであるが、資料が充分になく、内容を夫々の經濟的諸範疇に分割することが困難であり、事實上は不變資本部分が主要な部分を占めるものと考えられるので便宜上不變資本部分とした。

「剩餘價值率」(M/V)と言つても、嚴密な意味でのそれは算出不能であるから、便法をとつて、具體的な項目を夫々の經濟的諸範疇に適用して計算したのであるが、一カ年或は數航海の合計から算出することによつて、魚價の變動、漁不漁の差を比較的狭小ならしめ得たから大體の傾向をみることは出来ると思ふ。

ii 分 析

諸表に示された如く剩餘價值率(M/V)は、鯉漁八三・四%、鮪漁七六・七%、鯖漁第五FS丸の場合六五・五% (鯖貫當り生産費(1))、第一HY丸の場合四七・八% (鯖貫當り生産費(2))、及び五一・七% (鯖貫當り生産費(3))となつてゐる。即ち剩餘價值率の高さは鯉漁が最も高く、鮪漁、鯖漁という順になつてゐる。そしてこれは漁船の大きさに照

應している。試みに、第八F T丸は一四七噸、第五F S丸は三三・〇五噸、第一H Y丸は一七・一二噸となつてゐる。それ故に、一應大型船において漁獲に従事する労働は生産性が高く、小型船における労働よりも多くの剰餘價值を創り出すと言つていいであらう。勿論ここに示された「剰餘價值」(M)は、夫々の經營部門ブローパーで生産されたことを必ずしも意味しない。同額の資本は等量の利潤をもたらすということは資本主義的經濟法則である。鯨船の如き大型船は資本の有機的構成が高いため、その商品は小型船經營の商品よりも價值に近く、或は價值以上に賣られることの結果、即ち相對的にヨリ高い價格で賣られることの結果「剰餘價值率」が高いように表われているのだ、と理解しなければならぬのかも知れない。従つて大型船における労働は小型船における労働よりも同一時間内にヨリ多くの社會的價值を創り出すということは鯨・鮪と鯖という若干使用價值の異なる部門においては直ちに論斷し得ないように考えられるかも知れない。しかし、同一使用價值物たる鯖を生産する例えば第五F S丸と第一H Y丸とを比較してみれば、第五F S丸の方が剰餘價值率が高く、従つて第五F S丸における労働は第一H Y丸における労働よりも「強められた労働」として作用し、同一労働時間内にヨリ多くの社會的價值を生産すると言つていいであらう。また、鯨船漁を行うか、鯖船漁を行うかによつて漁船の大きさが決定されるのではなく、資本の大小が建造又は購買漁船の大小を決定し、漁船の大きさが鯨船漁か、鯖船漁かを決定するのである。それ故に、鯨船漁を行うためには漁船が一定限度以上の大きさ(現在では約五〇噸級以上)^(註)を有していることが必要であり、従つて一定限度以上の資本を必要とするのである。

(註) KU丸は四六、二二噸ディーゼル一二〇馬力で「登録許可」は鯨船であるが、事實上鯨船よりも鯖船に適するといふので現在専ら鯖船だけしかやつていない。

そのように資本の充用能力上に制限があるかぎり、その限度以上の漁業資本は夫々の大きさに従つて何らかの「超過利潤」或はヨリ多くの利潤を獲得しようと言へるのである。このような意味において大型船における労働は小型船における労働よりもヨリ多くの價值を生産するものとして作用すると言つていいであらう。K町漁業における大型船としての鯨船經營の船元が、ヨリ多くの資本を蓄積し得た一般的生産力基盤は實にここにあつたのである。

更に、鯨船の船元がヨリ多くの資本蓄積をなし得た直接的秘密は繩代と航海經費という尨大なる「費用」の控除にある。前にも觸れた如く鯨船の場合には繩の使用は全くないにも拘らず、費用として貫當り七圓二八錢、商品價值の二・五%が差引かれている。それ故に我々はこれを完全なる剰餘價值の一部として取扱ひ、鯖船の場合の繩代とその範疇を區別した。鯖船の場合には延繩を使用するが故に一應範疇的には不變資本の價值移轉部分として取扱つたが、繩代として控除される總額は貫當り二六圓で商品價值の約七%を占めている。

航海經費は鯨の場合には貫當り、一一六圓五二錢で商品價值の三九・五%、鯖の場合には貫當り二一八圓七三錢で鯨の場合よりも遙かに多く、商品價值の五八・六%を占めている。鯖船の場合の「剰餘價值率」(七六・七%)が鯨船の場合のそれ(八三・四%)よりも小さいように現われたのは主にこのためであつたと言つても過言ではない。それ故に鯨船と鯖船の「剰餘價值率」を比較して、後者における労働は前者における労働よりもヨリ少ない剰餘價值しか生産しないかの様に考へてはならない。寧ろ、大型船の船元はどちらかと云えば鯨船よりも鯖船においてヨリ多くの資本蓄積の機會を掴むものと言つてよいのではなからうか。^(註)即ち繩代と航海經費の中に事實上の剰餘價值部分をほりり込み「費用」なる名目で「利潤」を吸い揚げるのである。鯖の場合費用價格の中、不變資本部分(C)が八〇%以上を占めていることはこのことを物語つていふと言えないであらうか。試みに費用價格の中に不變資本の價值移轉部分

の占める割合を示せば、鯉の場合六四%、鯖の場合には六三・四%（第五F S丸）鯖でも第一H Y丸の場合四一・四%（昭和二六年）、又は四七・七%（昭和二七年）にすぎず、可變資本よりも少ないのである。（第18表参照）

（註） S W 漁業會社が鮪船なら直營にしても非常に採算がとれるが、鯉船の場合には直營をやるのは不利であると言っていることによつても、鮪漁の生産性の高いことが知れる。また、鮪漁専門のためにはヨリ大なる漁船を必要とするのであるが、そのような大型船購入のため資金調達に奔走している有力な船元のあることを見てもわかる。即ち第三S E丸船元野間辰男は最近一四三噸の鋼鐵船を、第八S T丸船元兒玉利作は一四〇噸鋼鐵船を購入するため、漁業協同組合を通じて、前者は一、五〇〇萬圓、後者は三〇〇萬圓の系統融資を受けようとしている。そして前者は、その船を改造して一七七乃至一七八噸の漁船としようとしているのである。

鮪漁の場合、もう一つ注意すべきことは、漁業益金の船主と船中との分割割合において船主五五%、船中四五%と、鯉の場合と逆であり、一般に船中の方が船主よりも多い（鯖の場合一般に船主四〇%、船中六〇%、第一F Y丸の場合は船主三五%、船中六五%）のとは異り、船中の取分が船主の取分よりも少ないということである。即ち表示した鮪賞當りについで云えば、船主の取分四四圓七六錢で商品価値の一二%、船中の取分三六圓六二錢で商品価値の一割にも達していない。他の場合を夫々の表について考察すれば、鯉の場合には船主の取分五一圓二七錢で商品価値の一七・四%、船中六二圓六七錢で商品価値の二一・二%、鯖第五F S丸の場合には船主四五圓八七錢で商品価値の一五・九%、船中六八圓八一錢で商品価値の二三・八%、第一H Y丸の場合には昭和二六年度船主四〇圓一〇錢で商品価値の一九・三%、船中は七七圓三〇錢で商品価値の三七・二%、昭和二七年度、船主二九圓六四錢で商品価値の一七・七%、船中は五五・〇六錢で商品価値の二三・八%となつてゐる。そこで鮪の場合を除いて、船中の取分の商品価値に對する%の大

なるものから順次並べてみると、鯖第一H Y丸の昭和二六年度三七・二%、同二七年度、三二・八%、鯖第五F S丸二三・八%、鯉第八F T丸二一・二%という順になり、剩餘價值率の大きさと噸數の大きさに逆比例する（第18表）。

このことは何を意味するか？ 船中取分の商品価値に對する%の大なることが賃銀の絶對的に高いことを示すものでは斷じてない。寧ろ逆でさえある。即ち船中取分の商品価値に對する%が小さな經營では、船方に歸屬する割合が小さくてさえも、労働力の再生産が可能である程、そこにおける労働の生産性は高いのである。換言すればヨリ多くの剩餘價值を作り出していることを意味する。従つて商品価値の中、船中に歸屬する割合の大なることは、その程度の割合だけ船中に歸屬しなければ、その經營の労働力の再生産が絶對的に不可能なほど生産性が低いことを示しているのである。それ故に、鯖船經營において剩餘價值率の低いのは船方の賃銀が高いからではなく、労働の生産性が低く相對的に少ない剩餘價值しか生産し得ないことの結果なのである。同様に鯉船經營において商品価値に對する船中取分の割合の小なることは剩餘價值の大なることの結果であつて、鯖船の船方賃銀に比較して絶對額において低いことを意味するものではない。即ち鯉船經營において船中取分の%の低いことは、そこにおける労働の生産性が

【第18表】「船中取得分」と噸數・剩餘價值率及び「價值移轉部分」の關係

船名	噸數	漁種	剩餘價值率%	船中取得分%	費用占める%	價格Cの%
第八F T丸	147.00	(鮪)鯉	76.7	9.7	81.0	
第五F S丸	88.05	鯖	83.4	21.2	64.0	
第一H Y丸	17.12	鯖(1)(2)	65.5	23.8	68.4	
			51.7	32.8	47.7	
			47.8	37.2	41.4	

高く、ヨリ多くの剩餘價值を生産したことの結果であつたのである。それ故に鮪漁において船中取分が商品価値に對して一割にも満たない九・八%であるというところはそのよ

中特に流動資本の價值移轉部分が大であるということが作用していることを決して等閑に附そうとしてはいない。このことから表の計算において剰餘價值率七六・七%と鯉の場合よりも低くあらわれているが、鮪漁においてこそ實際には最も多くの剰餘價值を生産するものであり、九・八%という船中取分の商品價值に對する%の最も低いことは、そのことを物語るものとみていいであろう。とするならば、商品價值の五八・六%を占めている航海経費、又は費用價格の八〇%以上を占めている不變資本の價值移轉部分(C)の中には實際上の剰餘價值が多合に含まれていると斷ぜざるを得ない。この實際上の剰餘價值が、鮪漁における労働の生産性の高さによつてのみ保證されているのではなく、この「費用項目」の名目で差引くことによつて労働生産性の高さによつて保證された通常の剰餘價值のみならず、船方貸銀部分を労働力の價值以下にまで切下げて、船元「利潤」を擴大していることは言うまでもない。

以上の分析から、鯉鮪船經營の船元が、「獨立化」のための前提たるヨリ多くの資本蓄積をなし得た秘密を要するに、①大型船としての鯉鮪船は労働の生産性をヨリ増大せしめようという「生産力基盤」を有していたこと、②「費用」項目の名儀で事實上の「利潤」を獲得し得たということに求められ得るであろう。

3 船主會社の歩合制「改正」とその意味

今まで述べてきた如き理由から鯉鮪船經營の船元は、船主會社からの獨立化の方向に向い、昭和二八年初頭、船主會社||SW漁業株式會社所屬の鯉鮪船第三SE丸船元野間辰男は遂に「獨立化」を實現し、現在更に同じくSW漁業株式會社所屬の一一隻の鯉鮪船の船元(Y市八、H村二、W村一)が「獨立化」して業種別組合(遠洋漁業組合)を結成しようとしているという話題をなげかけている。このように「獨立化」の傾向は、「船主—船元」經營の構造の中にもその必然性があつたのであるが、その「獨立化」が具體的に問題となりはじめて來たのは二七年の夏頃からであつた。か

る「獨立化」問題が愈々具體的に頭をもたげはじめてきた氣運に直面して、船主會社||SW漁業株式會社は二八年一月歩合制の「改正」を實施した。

二八年一月一日改正實施の「漁業分配比率規定」によれば次の如くになっている。

漁業分配比率(二八、一、一、改正實施)

一、水揚手取金より大仲経費を控除し左の通り漁業益金を分配す。

鋼鐵船一五〇屯級	船員收得金四九%	船主收得金五一%
木船一〇〇屯級	五〇%	五〇%
木船八〇屯級	五一%	四九%
木船三〇屯級	六〇%	四〇%

二、鮪延繩漁業に従事した時は細代一〇%、秋刀魚網漁業に従事した時は網代五%を夫々大仲経費と同時に控除するものとす。

三、新造船並に設備改善船、屯數特殊級船及老朽船は別に協議して配分の比率を定める。

四、大仲経費の品目は別表に依る。(六二頁以下をみよ……筆者)

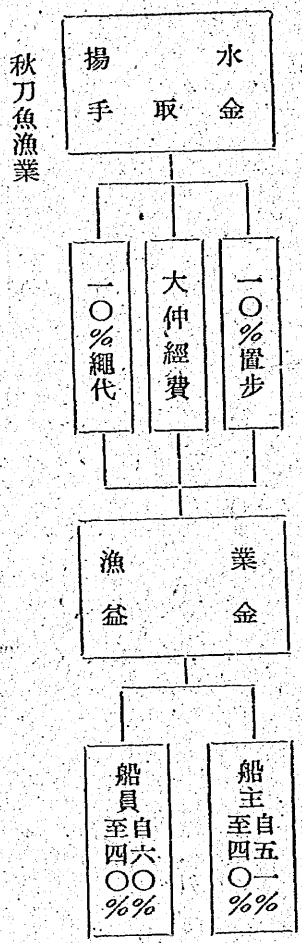
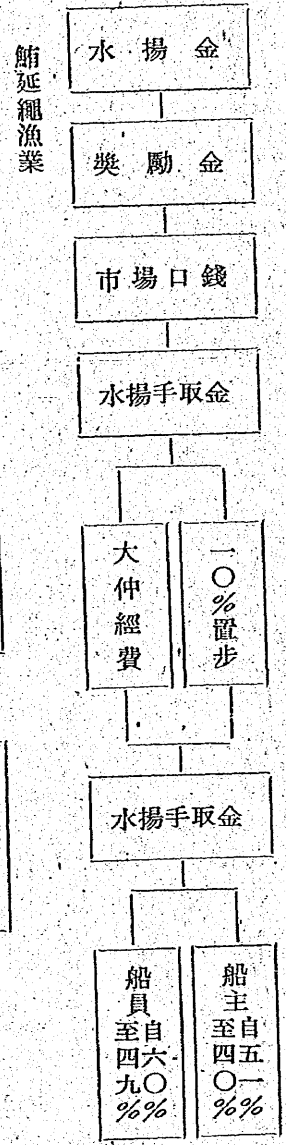
また、「漁業分配比率」補遺の「備考」には次の如く規定されている。

備考

(一)

鯉漁業

「船主—船元」經營の機構



略

(一) 細代、綱代は鮪延繩漁業及び秋刀魚棒受網漁業に使用する繩及網の補充修繕、維持の費用に充當す。尙前記の剩餘金は船員には配分しない。

(二) 延繩漁業に於て鮪繩の大量流失の場合は特に船元船員協議の上或る程度大仲経費を以て支辯することがある。

木船八〇噸級以上と言へばK町漁業においては、いわゆる大型船に屬するものであつて言うまでもなく鯉鮪船である。船員收得金と船主收得金との分割比率は以前と殆んど變らず、木船三〇噸のいわゆる鯖船においては六〇%對四〇%であるが、八〇噸級以上の鯉鮪船の分配比率は、八〇噸級で船員收得金五一%、船主收得金四九%、一〇〇噸級の場合船員收得金五〇%、船主收得金五〇%、一五〇噸級の場合には船員收得金四九%、船主收得金五一%と、大體に

おいて折半であり、船が大きくなる程船主收得分の率が多くなり船員收得金の率が少なくなるように規定されている。このことは、大型船ほどヨリ多くの剩餘價值を生産するということの結果であるといふことは既に述べたが、この改正分配規定において注意すべきことは、以前には鯉釣漁の場合にも存在して船元の收益「利潤」であつたところの細代が、鯉漁の場合には全くなくなり、「鮪延繩漁業に従事した時」にのみに限られるようになって、その差引く回数も少くなつた（以前は鮪漁における細代は三ヶ所で差引いた……A12参照）ということである。このことによつて鮪漁における船員收得分は、その分配率分の増加（以前は漁業益金の四五%であつたものが「改正」によつて約五〇%となつた）と相俟つて可成増加したように見える。勿論細代なる名目で差引く回数こそ少なくなつたが、水揚手取金の一〇%と一括して差引かれることによつて「細代」として差引かれる總金額は大して變らず、従つて漁業益金額がそれだけ減少することとなるから、船中收得金がそれほど増大することにはならない。しかし、鮪延繩漁業における漁業益金の分配比率が船中側に有利に改正されたことは船主會社の船中に對する讓歩であつた。何故このような「讓歩的」な歩合制改正が行われたのか？ 勿論、Y市におけるHG丸焼打事件に集中的に表現されているような船方勞働階級の壓力があつたことと言ふまでもないが、その勞働者階級の壓力を船元が利用して船主會社に立ち向かうとしたのに對し、船主會社は船元を含めた「船中」の攻勢に對しては漁業益金の分配比率を變更することによつて對處し、同時に船方勞働者階級の壓力を利用して、完全に船元「利潤」となる鯉漁の細代は撤廢し、鮪漁における細代は一括して差引くことによつて船元の不正控除の機會を減少せしめ、總じて分配計算の簡單化を計つて、計算複雑の理由を以て船元の手許に留保されている資金の回轉速度を速めることを目的としたのであつた。他方また、船主會社は船主會社は大仲経費の膨脹することを認めることによつて船元と妥協した。しかし、その場合にも今までは船主收得金の中から大部分を

「船主—船元」經營の機構

負擔していた船員保険料を大仲経費に入れて、水揚手取金の中から豫め控除するように仕組んだのであった。このことは、本来ならば船員保険料の七〇%以上を負擔しなければならない船主會社が、その負擔率を軽減することを意味するのである。

大仲経費には如何なる品目があるかをS W 漁業株式會社の「改正」大仲経費についてみれば次の如くである。

大仲経費

費目	内	譯
一、燃油及油類	燃料油代、潤滑油代、その他油代	
二、餌料費	餌料代、餌買経費、餌料運賃其他	
三、氷代	氷代、氷運賃	
四、食糧代	主食糧代、副食代、調味料代	
五、通信費	一般通信費、漁況通信代	
六、旅費	漁撈關係旅費	
七、保険醫療費	船員保険料、醫療費	
八、信仰費	一般信仰費及上金等	
九、船員厚生費	一般祝費用	
一〇、漁具費	鰹釣用具、鯖釣用具	
二、運搬費	漁具漁獲物運搬費	

(備考) 延繩漁期に於て鰹の大量流失の場合には特に會社、船元、船員幹部の協議の上或る程度大仲経費を以て咬辨することがある。

三、負擔金	漁業團體費、漁業關係會費
三、簿冊及筆記用具	無線聽取簿、發信紙航跡圖、天測簿タイト表、筆、鉛筆、用紙其他
四、四補修及補充費	桶及バケツ類一式、ボーラー、氷カバー、炊事道具(釜を除く)、大工道具コザ、手カギ、手動ボムプ
五、消耗品	石鹼、電球、ウエス、ホウキ、乾電池、アンペラ、ナンキン袋、水溫計、針金、釘、冷凍紙布、デッキブラシ、磨砂、懐中電燈、金鋸刃、電氣消耗品

細代の定額控除の機會が減少したかわりに、大仲経費は愈々膨脹する可能性をもつたのである。しかし(備考)をみてわかるように、多額な實質上の細代を大仲経費に入れる場合には船主會社が協議に参加することによつて大仲経費の内容に容喙する機會をつかもうとしている。

要するにS W 漁業株式會社の歩合制「改正」は、最近愈々具體化しつつある鰹船船元の「獨立化」傾向に對して、船主會社が大仲経費の膨脹を認めることによつて船元と妥協し、細代を減少し分配計算を簡單化することによつて資金の回轉速度を速からしめ、以て船元を牽制しようとする「妥協と牽制」という二重の意味を有していたのであった。

他方船元は船方労働者階級の勢力の増大を利用して船主會社と闘い船中收得分を増大せしめることによつて船方と利害關係を一にするが如くにみせかけながら、船主會社及び船員幹部と協議の上で「増歩合制」||職階賃銀制を強化して漁業經營の基礎を強化しようとしているのである。S W 漁業株式會社の「漁業分配比率」の「補遺」はまさしくこのことを實證していると言つてよい(第二節B-2参照)が、このような職階賃銀制を實現し、維持強化しようする基盤は

實に漁業における後れた労働關係にあつたのである。後れた労働關係が歩合制の基盤となり、常に漁業労働者達を犠牲にする歩合制が漁業經營の支柱となつていゝるのであるから、この後れた労働關係を説明することなしには、歩合制揚棄の方向を展望することは出来ない。かくてわれわれは労働關係の分析に移る。

第二節 労働關係

A 労働關係の「型」

1 大型船Ⅱ鯉船の場合

第八FT丸、第八ST丸及び第三SE丸の、夫々の船方の員數、出身地(現住所)、船元の親屬者等を明らかにすることによつて、大型船Ⅱ鯉船の労働關係の特徴を別括することとする。

【第19表】 漁種と船方數

船名	船方總數(買を) (買を) (買を)		
	鯉漁	鮪漁	秋魚
第八FT丸	53	51	51
第八ST丸	61	50	50
第三SE丸	45	40	42

註 聞き取り調査による。

第19表に示された如く、漁種によつて、船方數は若干異なるが、ここでは、K町漁業協同組合に登録された各船「乗組員名簿」に基づいて示せば第20表の如くである。即ち、第八FT丸においては、船方總數五三名の内、船元と同一のI部落に居を構えているもの四六名で、船方總數の八六・八%を占め、船元の親族七名でその内五名は四親等内の親族である。第八ST丸においては、船方總數五六名の内、五〇名は船元と同じI部落に居住しているもので船方總數の八九・三%となつており、四親等内の親族二二名が乗組んでいる。第三SE丸においては、船方總數四三名の

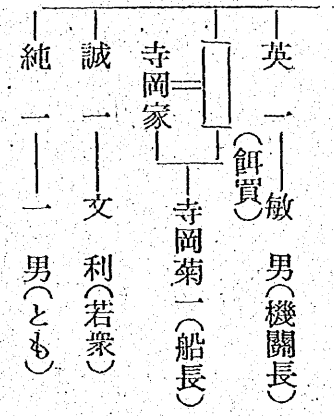
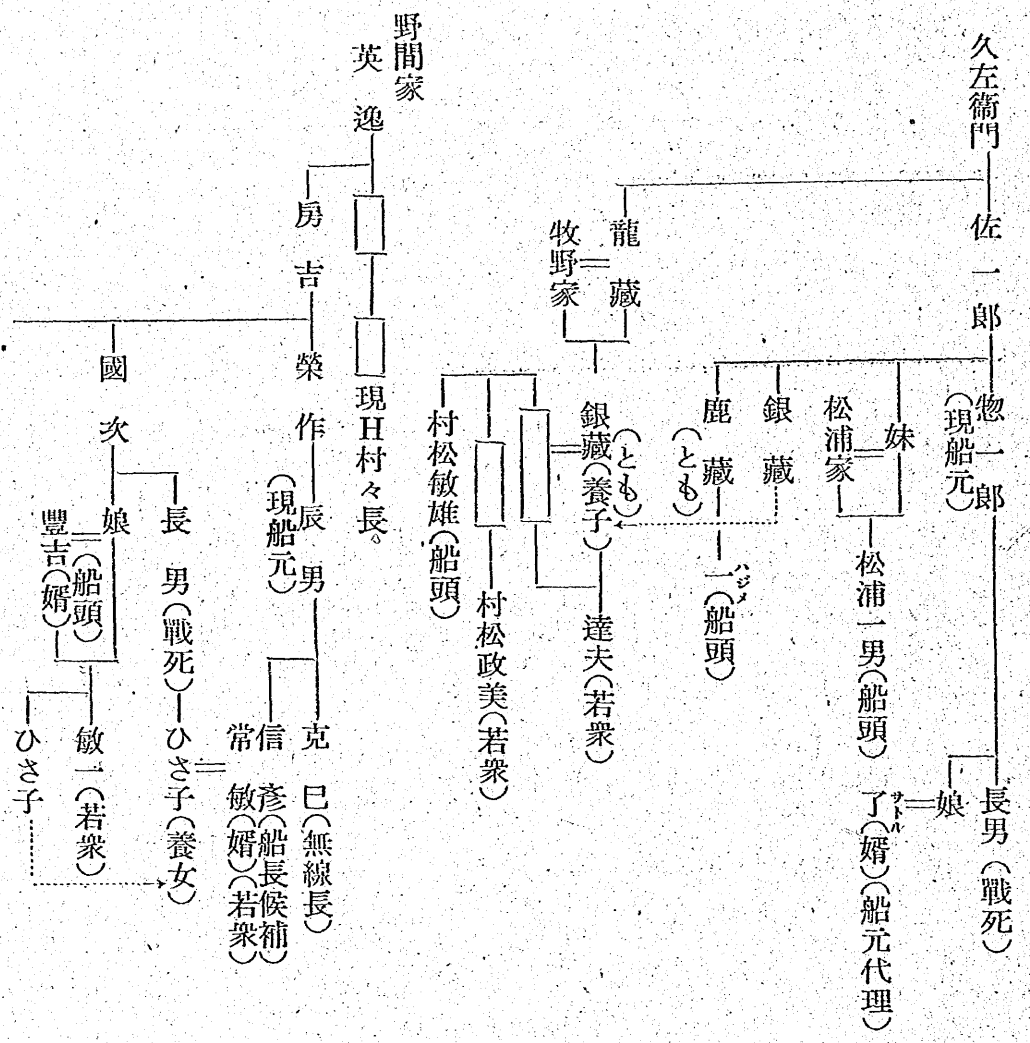
【第20表】 鯉船の労働關係

船名	船方總數 (買を) (買を)	船方出身地		家族の職業				船元の親族
		I部落 (總數に對する%)	他部落	專業	農業	商業	その他	
第八FT丸	53	46名 (86.8%)	7名	60.3%	30.3%	9.4%	—	7名
第八ST丸	56	50名 (89.3%)	6名	?	?	?	?	12名
第三SE丸	48	38名 (88.4%)	5名	65.1%	16.2%	13.9%	4.8%	10名

「船主—船元」經營の機構

内、船元と同一部落Iに居住するもの三八名で、船方總數の八八・四を占め、船元の親族一〇名で、皆船元の四親等内の親族か又は彼等の直系卑族なのである。
このように船元と同じ部落に居住している船方が壓倒的に大部分を占めていゝといふことは何を意味するか。言うまでもなく、一般的に言へば、そこには「共同體」的な後れた労働關係が強固に存在していることを意味する。このことは、例えば、第八FT丸の場合について言えば、(一)父子が現在乗組んでいたか又は乗組んでいたことのあるもの九組、(二)兄弟が現在乗組んでいたか又は乗組んでいたことのあるもの八組、(三)本家、分家など親族として現在乗組んでいるもの五組、という具合に船方の大部分のものが、船元又は船方相互間で何らかの縁故又は「恩顧」的關係にあることによつて實證せられるであろう。このように船方達は或は船元と或は相互に縁故「恩顧」の關係を「つて」として乗組員となるが故に、漁業における後れた労働關係は、この縁故「恩顧」の關係によつて再生産せられるのである。そして第八FT丸においては七名、第八ST丸においては二二名、第三SE丸においては一〇名というような船元の親族の存在は、そのような後れた労働關係を強めているのみならず、他の船方Ⅱ漁業労働者達に對する「御目付役」としての意味を有している。いま、第八FT丸船元高橋家及び第三SE丸船元野間家について簡単な系圖を示せば次の如くである。

高橋家



第八F T丸においては船頭七人であるが、系圖に示されている如く三人は船元の親戚縁者によつて占められ、他の四人の船頭も、或は幼少のときから乗組んでいたりと、或は親の代から乗組んでいるところの、船元を言わしむれば、「親戚同様の交際をしていゝ」ものなのである。第三S E丸の系圖を見ても船元の親族縁者は夫々重要なポストにあり、「役付」となつていないものも實は事實上の「監督者」として船方の労働を強化せしめるように作用しているのである。

このような「後れた労働関係」は漁業における資本主義の未成熟の結果の不可避的現象と言わなければならぬとも言えるが、K町漁業においては大型船—鯉船における労働者達は大部分が船元と同一部落に居住しており、相互に縁故「恩顧」的關係に結ばれた「身分的」労働関係によつて特徴づけられると言つていいであらう。この「身分的」労働関係は一般に古い船元經營において程強く、新しい船元經營ほど弱いと言える。

「船主—船元」經營の機構

2 小型船—鯖船の場合

第21表に示された如く、前の鰹船の場合と比較して、鯖船においては船元と同じ部落に居住している船方の占める割合はずつと少なく、第三KH丸を除けば、總べて船方總數の五〇%以下である。船元の親族縁者も第三KH丸を除けば絶対數において少なく、また鰹船の場合のように濃い親族ではなく、「遠縁」といつた程度の親族縁者となつてゐる。これらのことは、小型船—鯖船における労働關係は大型船—鰹船のそれと比較して「身分的」關係が相對的に薄いと云つていいであらう。特に注意しなければならぬことは、大型船—鰹船の場合には全く云つてよいほど、船方の移動現象は見られなかつたが、小型船—鯖船の場合には表にみられる如く、船方が移動しているということである。この移動は農繁期における下船、或は子供が一人前の船方となるようになるので、親は下船して歸農するというような場合の他に、ヨリ良い賃銀を支拂うところ、即ち漁業においては歩合制であるから、ヨリ多くの漁獲高を水揚する船へと乗り替えるといつた移動なのである。しかし、大型船—鰹船の船方は短期間には殆んど移動がない（これは「身分的」關係が強いからという理由だけではなく、ヨリ高い生産力基盤を有していることに對する船方の「魅力」にも由來する——第一節歩合制参照）から大型船—鰹船に乗り替へることは困難である。これ、船方の移動が殆んど小

【第21表】 鯖船の労働關係

船名(屯數)	噸數	船方總數	船元と同一部落の者(その船方總數に對する%)	船元の親族(姻戚を含む)	昭和27年度における船方の移動數
第五FS丸(33.05)	t	33	15 (45%)	5	2
第三KS丸(29.81)		30	15 (50%)	5	20
第三KH丸(29.30)		36	26 (72%)	10	2
KH丸(18.81)		28	11 (39%)	?	2
EP丸(15.28)		25	9 (24%)	3	4
第三EH丸(15.%)		30	8 (27%)	?	5
第五MH丸(14.27)		27	13 (48%)	1	8

型船—鯖船にのみしか見られない現象であるということの二つの理由である。勿論、このような船方の移動現象の基盤は、小型船—鯖船の經營は鰹船經營よりも小さな資本で行いうるから、鯖船經營の船元が簇出しうる可能性があり、また事實簇出したというところに求めなければならぬ。このことは鯖船の中一五噸級のものに殆んど戦後に出て來たものであることによつても明らかであらう。従つて農家の二三男、或は一般に資本主義の發達に伴つて創出される無産者が、漁業労働力としては入り込む一般的な入口は鯖船にこそ開かれてゐるのである。大型船—鰹船における労働關係がおおく、縁故、「恩顧」關係に基づく「身分的」労働關係によつて固められてゐるのに對して、鯖船においては比較的自由的な労働關係が見られる所以である。従つて労働者の意識においても、小型船—鯖船船方の方が大型船—鰹船船方よりも、ヨリ階級意識に目覺めてゐる。それ故に、漁業における技術及び労働過程の特殊性の結果、共同經營的幻想をもつて結ばれてゐる船頭制度の「効果」も、資本主義の發達・滲透に伴う労働力の移動から崩されて行くと言つてよい。それにも拘らず、否むれろそれ故に、船元は船頭制度を強化して漁業經營における「職階制」を強めようとしてゐるのである。しかし乍ら、そのような船頭制度が維持存続されるためにはその基盤がなければならぬことは當然であらう。そしてその船頭制度の基盤こそ「後れた労働關係」なのであるが、それが最も強く存在しているのは鰹船に代表される古い船元經營であることは既に述べた。「後れた労働關係」が船頭制度の基盤となつてゐるのであるが、船頭制度は逆に「後れた労働關係」を擬制的に強化して低賃銀基盤を提供してゐるのである。それ故にわれわれは、次に漁業における労働組織と職階賃銀制度を考察することとしよう。

B 労働組織と職階賃銀制

「船主—船元」經營の機構

1 労働組織

漁業における労働過程は、(一)漁撈労働過程と(二)航行労働過程とからなっている。前者こそが厳密な意味での漁業労働過程であり、後者は厳密な意味では漁業労働過程ではないが、漁撈労働過程にとつての不可欠の前提となつてはいる。だから、漁業における労働過程の重要な構成部分であること言うまでもない。しかし、航行労働過程はそれ自體としては漁撈労働過程とは獨立したものであるから、漁業において決定的に重要なのは漁撈労働過程であると言わなければならない。ところで、漁業における労働過程が以上の如く二つの労働過程からなつてゐるとするならば、労働組織もそれに照應して存在することは當然であろう。そのような意味において、「漁業労働過程に適應した」労働組織がつくられているわけであるが、K町漁業における鯉船及び鯖船の労働組織について若干の具體的事例を表に示せば第22表の如くである。

【第22表】各船の労働組織

船名(噸數)	労働組織		漁夫		船長	機關部		通信部	天測	火災	醫員	會計
	大船頭	船頭	岩衆	とも		機關長	機關士及機手					
第八FT丸(147.00)	1	6	18	14	(1)	1	6	?	(?)	2	2	2
第八ST丸(97.24)	1	5	?	?	1	1	6	?	(?)	2	2	?
第三SE丸(79.15)	1	4	17	9	1	1	4	2	(3)	2	2	?
第五FS丸(33.05)	1	3	20		1	1	4	2	(?)	1	1	?
第三KS丸(29.81)	1	3	19		1	1	3	1	(?)	1	1	?

第三KH丸(29.30)	1	3	24		1	1	4	1	(?)	1	1	?
KH丸(18.81)	1	2	19		1	1	3	1	(?)	1	1	?
EP丸(15.28)	1	2	18		1	1	2	無	(?)	1	1	?
第三EH丸(15.00)	1	1	24		1	1	2	無	(?)	1	1	?
第五MH丸(14.79)	1	1	21		1	1	2	無	(?)	1	1	?

註 ()のついているのは兼任を示す。鯉船においては、甲板員として一拵されており、岩衆と「とも」とが別々に示されていない。

漁撈労働過程に照應した労働組織

大船頭 いわゆる漁撈長といわれる役で、漁撈労働過程における最高指揮者であり、魚群探知の仕事は大船頭の主要任務である。それ故に、これには多年の経験と魚群探知の「技能」を有するものがある。言うまでもなく一名である。

船頭 大船頭を補佐して漁群を探知し、漁場での活動を決定する「決議機關」(船頭制)ともいうべきものを構成する人で数名がある。即ち、一〇〇噸以上の船では六名(大船頭を除いて)、一〇〇噸未満五〇噸級までの船では四―五名、三〇噸級で三名、一五噸級で一―二名というのが大體K町漁業における慣習である。

平漁夫 言うまでもなく、直接漁撈労働にたずさわる船方であつて、これには「とも」と「岩衆」がある。とも 漁船のいわゆる體で仕事をする人々という意味でいわれるのであるが、これは大體において三〇代以上の比較的年輩の漁夫がなることになつてゐる。

若衆 三〇才未満の若い人達ということからかく言われるわけであるが、これらの漁夫は舷で漁撈労働に従事することになつて「船主―船元」經營の機構

航行労働過程に照應した労働組織

船長 航行労働過程における最高責任者であり、小型船においては往々にして航海士を兼ねる場合がある。
 機関部 機関長一名、操機手一名乃至数名よりなり、その数は漁船の大きさに照應する。
 通信部 無線長、無線士からなるがK町漁船では通信士一名という場合が多く、大きな船でなければ、無線長一名、無線士一名、計二名という場合はない。

見張 別名「航海ウォッチ」とも言われる如く航行中の見張をする職務で、平漁夫が兼任し交替で行う。

天測 航行中の漁船が進路を誤らないように航行労働過程の一部分として船長又は航海士がなす仕事で、いわゆる航海技術に含まれるものである。

以上二つの労働過程に照應した労働組織＝職務の他に、漁業経営に必然的に附屬している職務がある。火床、餌買、會計、即ち之である。

火床 いわゆる炊事係である。狭隘な、且火熱の強いところで仕事を行い、可成大變な労働なので増歩合を受ける。大型船では二名、小型船では一名である。

餌買 「陸役」とも云われ、船には乗らないで、漁撈のための餌を購入して漁船出航のための準備をする。これは金錢を取扱うので大抵船元の親族のものがあたるが、鯖船では生餌は全く使用しないので、すべて船元自身が兼任しており、餌買として役付となつてゐるのは鯉船経営においてのみである。
 會計係 は特別に説明する必要はないであろう。

【第23表】 第八F T丸船中歩合制 (鯉の場合)

職階又は職務 (増歩合)	昭和25年 第1及び 第2航海	第3航海	第4航海	第5航海	第6航海	第7航海	第8航海	合計
船頭 (2.5代)	2,492.	25,357	16,157	5,537	7,307	9,537	3,322	75,587
機関 (2.3代)	2,293.	23,328	14,864	5,095	6,723	8,774	3,056	69,540
見張 (1.5代)	1,495.	15,214	9,694	3,322	4,384	5,722	1,993	45,352
無線 (0.8代)	797.	8,214	5,170	1,772	2,338	3,052	1,063	15,117
會計 (0.3代)	299.	3,042	1,939	665	877	1,144	398	9,070
火床 (0.5代)	498.50	5,071	3,231	1,107	1,461	1,907	665	15,117
船元 (0.5代)	498.50	5,071	3,231	1,107	1,461	1,907	665	15,117
若衆 (1.0代)	997.	10,143	6,463	2,215	2,923	3,815	1,329	30,235
天測 (0.1代)	100.	1,014	646	221	292	385	162	3,027
餌買 (0.2代)	199.	2,028	1,292	443	585	763	266	6,047
とも (0.3代)	299.	3,042	1,939	665	877	1,144	398	9,070

註 第八F T丸船元の「大福帳」による。従つて計算がきわめて不正確である。

2 「船頭制」と増歩合制

「船頭制」を何と規定するかということになると種々なる困難な問題があるであろうが、前述したような大船頭及び船頭の役職によつて漁業労働過程を統轄する労働組織體系＝職階制を「船頭制」と規定する。このような「船頭制」が船頭制として意味を有するためには、何らかの職階賃銀制が存在しなければならぬ。増歩合制と云われるものが即ち之である。K町漁業の「船頭制」における増歩合制の若干の事例を示せば諸表(第23表―第25表)の如くである。

船元を含めた「船中」總數の中、一人前の取得分を認められてゐる人数に割増人数を加へ、一人前に認められていない船方の評價人数(例へば七分としか認められていない者が三人ならば二・一人ということになる)を加へた商で船中の「收得金」總額を除した金額を「一代」と言い、これが一人前の船方の受取る基本給である。これに例へば見張をやつた場合には

「船主・船元」經營の機構

【第24表】 第八F T丸船中歩合制（鮪の場合）

職階 又は職務	航海番號				合算計
	昭和25年 第1航海	第2航海	第3第4航海	昭和26年 第1.第2.第3 航海	
船頭 (2.5代)	10,575	21,000	6,000	19,096	(3.1代)
機關 (2.3代)	9,729	19,320	5,520	16,016	(2.6代)
見張 (1.0代)	4,230	8,401	2,400	9,240	(1.5代)
無線 (0.8代)	3,384	6,720	1,920	3,696	(0.6代)
會計 (0.3代)	1,269	2,520	720	1,848	(0.3代)
火床 (0.5代)	2,115	4,200	1,200	3,696	(0.6代)
船元 (0.5代)	2,115	4,200	1,200	3,080	(0.5代)
若衆 (1.5代)	6,345	12,600	3,600	6,160	(1.0代)
天測 (0.1代)	423	840	240	616	(0.1代)
餌買 (0.1代)	423	840	240	616	(0.1代)
とも (0.3代)	1,269	2,520	720	1,848	(0.3代)

【第25表】 職階又は職務と増歩合

船名 及び摘要	職階 又は職務		船頭	機 關 部	通 信 部	若衆		と も	火 床	見 張	天 測	會 計	餌 買	船 元
	人 増	數 代				若 頭	若 衆							
第八F T丸	人増	數代	7	7	?	18	14	2	—	?	2	2	1	
	人増	數代	2.5	2.3	0.8	1.0	0.3	0.5	1.5	0.1	0.3	0.2	0.5	
第三S E丸	人増	數代	5	5	2	16	9	2	—	3	—	2	1	
	人増	數代	2.2	2.2	0.7	0.1	0.6	0.2	0.4	1.6	0.2	0.1	0.2	0.7
第五H S丸	人増	數代	*5	5	2	10	10	1	—	—	—	—	—	
	人増	數代	1.5	1.5	0.5	0.3	0.3	0.3	—	—	—	—	—	

※船長(1名)を含む

何がしかの割増金が與えられるのである。一人前に認められない船方はそれぞれの評價によつて「一代」に満たない金額を受けとる。これに對して、船中の内「役付」の者は諸表に示されたような「規定」の増代を受けとるのである。第八F T丸鮪漁について言えば、昭和二五年の第一・第二航海合算の一代が九九七圓と算出され、船頭の増歩合は二・五代で、二、四九二圓となつてゐる(第28表)。すると第八F T丸の船頭は七人であるから、船頭一人當りの取得金は $¥997.00 \div (¥2,492.00 \div 7) = ¥1,353.00$ という算式で計算されるわけである。その他の職務の各人の割増取得分も同様にして「増代」を人數で除せば算出されることになる。

第25表に示されたように第三S E丸と第五F S丸においては「船頭」と「機關部」の平均一人當りの「増代」取得分は同額となつてゐるが、第八F T丸においては「船頭」の「機關部」に對する優位性が示されている。即ち第八F T丸においては船頭七人に對して二・五代の「増代」が充てられてゐるのに對し、機關部には同じ七人なのに二・三代しか充てられてゐない。第三S E丸及び第五F S丸の場合にも現實にはこのような「船頭」の航行労働従事者に對する優位が存在していることは事實であらう(例へば大漁の時には歩合以外の非公式の「當り金」を船頭達に與へるというふうな形で)。しかし、船頭の航行労働従事者に對する優位性が問題なのではない。漁業労働を行う最も主要なる人々は言うまでもなく平漁夫である。しかるに見よ。いづれの船においても若衆及び「とも」の増歩合は一人當りに平均したら〇・一代に遠く達しないのである。そこで平漁夫達は「見張」労働をすることによつて増代をかせごうとする。しかし、諸表に示された如く「見張」労働に對する増代もたいしたものではない。それ故に平漁夫達が収入を多くするために全漁獲高を多くする以外の方法がないと考えられ、益々労働強化の方向に追いやられるという仕組となつてゐるのである。そしてまた、漁業の技術水準の低いことの結果として漁撈労働の「技能」が尊重され、「腕をみがくこ

とによつて船頭にならう、そうすればもつとよい収入が得られる」という幻想が生れる。「船頭制」という一つの職階制を「ギルド」的ならしめ、身分的労働関係を擬制化せしめる所以である。「技術」及び「技能」をもつた「機關部及び通信部」の可成りの「増代」の存在はその觀念を強めるであろう。かくして眞の漁獲物商品の價值生産者達とそ
の監督者達との對立敵對的關係は「技能」の差異として置きかえられるのである。このようなことは現實の血縁又は
共同體的労働關係と相俟つて「身分的」労働關係を強化せしめるように作用するであろう。しかしこのような關係も
船方労働力の移動によつて崩れかかり、漁業労働階級の階級意識は次第に高まりつつある。そこで今までは例え
第25表に掲げた如く、同じSW漁業株式會社に所屬していても第八FT丸と第三SE丸とは増歩合制が異つており、
夫々の經營によつて差異があつたのに、そのような労働者階級の階級的意識の高まりに對處するものとして、船主會
社SW漁業、船元及び船員幹部は、前節で述べた「歩合制改正」と共に「漁業分配比率」(補遺)において、職階的増
歩合給の基準を確立した。それによれば左の如く規定されている。

漁業分配比率 補遺

一、船員收得金の分配比率の内、増歩合給の率は左によるものとす。

船長五分 漁撈長六分 機關長五分 無線長五分 副漁撈長四分 船頭三分 機關士三分 無線士三分 見張一人三分 炊事四
分 友一人五厘の割 會計一分 天測一分 餌買一分 餌役一分 衛生一分 船元七分 若衆八分 表頭一分

船頭機關士の定員は 一五〇屯級七名 とする。

一、年少船員の雇入後の歩合給は左記により支給する。

雇入當初	六ヶ月	一ケ年	一年六ヶ月	二年
中學校卒	六分	七分	八分	九分
水産校卒	八分	九分	一人	

即ち漁撈長を最高給とした職階賃銀制増歩合給體系が整備されることとなつたのである。このことは例へば第八F
T丸鮪漁の昭和二十六年第一・第二・第三航海合算計の場合の如く、船元が勝手に船頭の「増代」を増大する(第24表
によれば三・一代となつており、平漁夫の「増代」は全く増加していないのみならず若衆の「増代」は逆に二五年度の一・五代から
一・〇代に減少している)こととが、表面上許されなくなつたことを意味する。これが漁業労働者階級の壓力による
こと云うまでもない。そのことはこれが船主會社の「歩合制改正」の一環として行われたことによつて明かである。
このように漁業における資本主義の發展と共に、共同經營的幻想による不合理な賃銀制は一應合理的の如き「賃銀
體系」を整備するようになりつつあるとは云へ、そこには依然として「後れた労働關係」が利用されており、この
「後れた労働關係」が職階賃銀制を「有効」ならしめているのである。ところが、K町の漁業經營者たる船元は「地
主」ではない。それ故に「地主・小作」關係が、この後れた労働關係の直接的背後にあるわけではない。しからばこ
こにおける「後れた労働關係」の根據は何處に求めらるべきであるか。

C 「前期的」労働關係とその根據

K町漁業經營に存在する後れた労働關係が、血族的又は共同體的な緣故「恩顧」の「身分的」關係によつて再生産
せられていることはわれわれの既に屢々指摘してきたところである。労働關係が「近代以前」的なものであるという
意味でも、それを前期的労働關係と呼んでいいであろう。だが、そのような意味でならば「身分的」差別のない「共同體
的労働關係」も「前期的」である。しかしわれわれが「前期的」労働關係と言ふ場合にはそれが共同體的であると言わ
れる場合にも既に封建制を通過した「身分的」な労働關係をいうのである。ところが前述した如く、K町における漁

業經營は「封建的」又は「半封建的」な地主によつて營まれていたのではない。それ故に、K町漁業における「後れた労働關係」は封建的な、身分的労働關係の擬制であると言わなければならない。即ち、第二章第四節で述べられた如く、K町漁業は、K村I部落岡の住民の中、「食い詰め者」達によつて濱において、明治初年に、悲哀的に出發したのであつた。そして、濱の漁業が或程度發達してくると一定の「資本」をもつた人々も漁業を營むようになったのである。その後I部落岡から濱へ労働力として入り込んで来る船方は、岡における緣故「恩顧」或は「親分子分」の關係を「つて」として雇傭されるようになった。それ故に、I部落岡における「身分的」關係がI部落濱の漁業労働關係の中に擬制的にもち込まれたのである。勿論、中には擬制的ではなく、岡における地主が漁業を始めた場合には、「地主・小作」關係がそのまま漁業における労働關係にもち込まれた場合もあつたであろう。いづれにしても、このような「身分的」な労働關係が一方に存在していると、それが擬制されるのである。このようにK町漁業における「前期的」労働關係が、岡における「身分的」關係の擬制であつて、漁業そのものにはその物質的基盤がないとするならば、漁業における資本主義の發達につれ、そのような「前期的」労働關係が次第に崩壞の方向に向わざるを得ないことは當然である。しかし、K町漁業の現在の發達段階においては、日本經濟におけるエムプロイメントの過少と相俟つて、緣故、「恩顧」關係を媒介として「身分的」労働關係が再生産され利用されているのである。このような意味において漁業における資本主義的發達の未成熟は、後れた労働關係を維持存続せしめるように作用していると云つていいであろう。K町漁業における大型船經營の船元は、これを意識的に利用している。大型船^{II}鯉船船において「身分的」労働關係が特に濃厚である一つの理由である。

われわれはK町漁業における「前期的」労働關係の根據^{根拠}を以上の如くに理解するのであるが、このような後れた労働關係は「船頭制」による職階賃銀體系に利用され、そのようなものとして「歩合制」の基盤となり、「船主—船元」經營の支柱となつていのである。しかし、資本主義の發達と共に漁業における賃銀範疇確立の要請^{II}漁業労働者階級の壓力に對應しての船元の「獨立化」^{II}「船主—船元」經營の揚棄は、資本と労働との對立關係を明らかにし、兩者の對決を必然的に惹起するであろう。

(常盤政治)

第三章 「船主—船元」經營の再生産

第一節 漁獲物の流通

A 流通組織及び流通規模

K港で水揚される漁獲物は、漁業協同組合の經營する共同販賣所——魚市場において競賣りに附せられる。漁業協同組合はここでは賣買手數料をとる卸賣商の機能を果しており、生産者は市場口錢として取引額の三分を漁協に納めなければならぬ。魚商は買取代金の決済に關して組合より最大限一五日間の信用が與えられ、一〇日目に購入金額の半分を、二五日目には残り半額を納入すればよいことになつており(但し全部現金決済)、又生産者の方は魚商からの入金の有無に拘らず組合の一時立替によつて販賣代金を受け取る仕組みになつてい(但し販賣金額の一〇%は置歩と稱せられて組合の會計に積立てられ、後述する仕込その他の當座運轉資金の操作に利用され、決算期毎に精算される)。組合の魚市場で販賣される漁獲物は第一章第一節に表示した魚種別漁獲高表(第6表)からもわかるように、魚種は沿岸・沖合・遠洋の各

【第27表】 魚市場買付魚商數及び買付高地域別内譯 (期間は前表に同じ)

地域別	魚商數	買付高(%)
K 町	40	117,245,310.00
Y 市	95	125,883,121.29
合計	135	243,128,431.29

【第26表】 漁市場扱主要漁獲物漁獲高比率 (昭和27年1月~12月)

魚種	數量 (%)	金額 (%)
さば	54.2	50.7
まぐろ	12.9	15.9
(内とんぼ)	(12.8)	(14.8)
あじ	8.3	5.4
かつを	8.2	11.0
その他	16.4	16.9
合計	100.0	100.0

【第28表】 買付高別魚商階層分布

區分	魚商數	買付高(%)	1件當り買付高
1,000萬圓以上	2	22,274,629.12 (9.2)	11,137,314.56
500萬圓 / 1,000萬圓未滿	11	80,493,758.74 (33.2)	7,317,614.43
100萬圓 / 500萬圓	46	114,850,052.12 (47.2)	2,496,740.26
50萬圓 / 100萬圓	20	15,236,501.40 (6.3)	761,825.07
10萬圓 / 50萬圓	35	9,639,436.91 (3.9)	275,412.48
5萬圓 / 10萬圓	5	310,697.70 (0.1)	62,139.04
1萬圓 / 5萬圓	12	306,123.55 (0.1)	25,510.30
1萬圓未滿	4	17,231.75 (0.0)	4,307.94
合計	135	243,128,431.29 (100)	1,800,951.34

註 以上三表の數字はK町漁業協同組合市場部資料及び聴き取りによる。
第26表の比率は第6表の數字から算出した。

領域に互つているが、これら漁獲高の内數量、金額の何れにおいても全體の約八割弱は鯖・鮪・鯉である。(第26表参照)
他方、魚市場でこれらの漁獲物を買付ける魚商は、昭和二七年一月より一二月までの組合市場部の資料によれば一三五名であつて、これらの大半はK水産加工協同組合の組合員となつてゐる(組合に加入するため魚商は一人當り三萬圓を證據金として取られる)。そしてこの一三五名を同期間の買付高(金額)についてその内容を見るならば、第27表の如く魚商數にして四〇名、買付高にして四八%がK町在住(大部分はK新地)の魚商であり、残り九五名、買付高の五二%はY市の魚商である。しかもこれら魚商の中には極めて多様な階層が含まれており、今これを買付高の大きさを指標としてその階層別分布を示せば第28表の通りである。これら魚商はK魚市場から買付けるばかりでなく、より大きなY魚市場からも買付けているので、この買付高だけから魚商の規模を判断するのは稍不正確のきらいがあるが、聴き取り調査の結果から勘案して略々現實を反映しているものと見られる。ここでは、一〇〇〇萬圓以上を買付けるものから一萬圓未滿しか買付けないものに至るまで階層の開きは大きい、全體から見れば買付高一〇〇萬圓以上五〇〇萬圓未滿の階層に最も多く集中し、次いで五〇〇萬圓以上一〇〇〇萬圓未滿の階層が多くなつており、兩者を合計すれば、魚商數全體の約四〇%に當る五七名、買付總額の八〇%以上に當る一九五萬圓が一〇〇萬圓一〇〇〇萬圓の階層に集中している。そして、一〇〇〇萬圓以上を買付ける魚商二名はY魚市場においても有力な存在であつて(Y市在住)、買付高の比重はK町よりむしろY市にあるに對し、K町在住の魚商四〇名はK魚市場より買付けるだけであつて、その内三五名は一〇〇萬圓一〇〇〇萬圓の階層に屬している。

このようにK魚市場はK町在住の魚商に對してばかりでなく廣くY市の魚商に對しても開放され、現在ではY魚市場に對して補充的役割を果たしており、比較的規模の小さいK町の魚商はY市の有力な魚商との激しい競争下に立たせ

られている。

K魚市場で買付けられた漁獲物は、そのまま小賣商の手を経て消費者に渡るものも若干あるが（小物と稱せられる高級魚の類）、鯖・鯉・鮪等の主要漁獲物は仲買人（多く加工業をも兼営する）の手を経て鮮魚のまま又は加工されて出荷される。仲買人は六分の口銭を問屋に拂つて消費地問屋へ依託販賣に附し、消費地までの運賃諸掛りは仲買人が負擔する。^(註)

(註) 鮮魚の場合でも運賃・荷造り・容器・氷代等すべてを合計すると原價の七割位のコストとなり、現實には採算割れで出荷しなければならぬことも多いようである。

鮮魚及び加工品（鯖・鯉・鮪等）の主なる仕向地は大阪を第一とし、次いで京都、名古屋、東京、神戸の順となつており、その流通規模は國內市場全般に亘つてゐる。尙、とんぼまぐろは専ら對米輸出用冷凍罐詰原料として食料品資本文はそのブローカーによつて買付けられている（これは、第27表においてY市在住の魚商として区分されたものに主として屬してゐる）。

B 流通形態及び魚價形成の問題

前項において魚商—仲買人の内加工業を兼営するものが多いと云う點に言及したが、事實K魚市場で買付けられる漁獲物の内鮮魚のまま出荷されるもの約四割に對して加工されるものは六割に及んでおり、鯖・鯉・鮪等主要漁獲物についてはその加工率は更に高い。今K町在住魚商買付高を加工率の程度に従つて區別すると、第29表に見られる通り全魚商の六割以上が買付けた鮮魚を全部加工しており、この部分は買付總額の約五割に及んでいる。このことは買

【第29表】 魚商の加工業兼営状況 (K町在住のもの)

兼 營 状 況 別	魚商數	買 付 高
加工業を全然兼営しないもの	2	10,665,052.61
50%未満兼営するもの	4	22,594,157.03
50~100% のもの	8	30,138,803.78
のみのもの	25	53,857,296.58
合 計	39	117,245,310.00

注 兼營状況不明のもの1名を除く

【第30表】

主要魚種流通形態別買付高 (K町在住のもの)

魚 種	流 通 形 態	買 代 高	比 率	
さ ば	鮮 魚	28,844,643.68	33.8	
	加工(鹽さば)	54,450,972.58	66.2	
	計	83,295,616.26	100.0	
か つ を	鮮 魚	8,495,427.74	42.1	
	加工(生利)	11,310,286.50	57.9	
	計	19,805,714.24	100.0	
ま ぐ ろ	ま ぐ ろ	鮮 魚	2,999,701.50	17.0
		加工(生利)	3,588,512.56	
	と ん ぼ	加工(生利)	1,794,256.18	5.0
		加工(冷凍罐詰)	30,502,356.81	73.0
	計	38,834,327.05	100.0	
合 計	計	141,986,157.55		

註 K町在住の魚商の買付けた漁獲物の内にはまぐろが含まれていなかったため、他の魚商の買付けたまぐろについてY市漁業協同組合の資料を利用した。

付總額を同じ魚種の流通形態の相違によつて区分した第30表によつても裏付けされる。^(註)

(註) 魚商の買付高が金額でしか表示されていないこと、及び加工業兼営の程度、取扱免種の内容等を聞き取りに依存したため、若干不正確な

数字しか算出出来なかつたが、大體の傾向は看取出来ると思う。

以上の指標からわかるように、K町の魚商はその殆どが同時に加工業者であり、しかも加工品の壓倒的部分が鹽鯖と生利節とで占められている。このことはかれら魚商—加工業者の經營規模、その性格をも示している。少し資料は古いが昭和二五年現在の食料品製造業者の名簿から見ても、業者四二名の内會社組織を全部とつてゐるのは一件のみ

「船主—船元」經營の機構

第31表 K町食料品製造業者 (昭和25年現在)

使用従業員数	製造業者数	營業種類
1人	4	生利節 2、鹽さば 2
2人	20	鹽さば17、生利節1、鯷節1、蒲鉾1
3人	14	12、2
5人	3	鯷節削節1、佃煮1、蒲鉾1
9人	1	はんぺん
合計	42	

から市場価格の形成は供給者と需要者との完全な自由競争に委せられるわけである。すなわち、漁獲物の取引は貫單位で行われ、価格の競りは魚商と相対する組合市場部の職員によつてなされるのであるが、競りの規準は同時刻の消費地相場から運賃諸掛りに相當する約一割を差引いた高さに先づ置かれる。そして相場の高さとそれに應ずる荷動きの状況 (Y市からの出荷ばかりでなく他の全国生産者市場からの出荷をも含めて) とを豫想して競り値の限界が決められる。

では個人組織であり、一経営管りの従業員数 (業主を除く) は九名のもの一件の外は二、三名から最高五名であり、これらが家族労働に重點を置く零細な家内労働によつて經營されていることが明瞭である (第31表参照)。主として国内需要に依存している鹽鯖、生利節等の低次加工品がこのような零細經營によつて生産されているのと對照的に輸出用の高次加工品とんぼ鮪冷凍罐詰はY市及びその近接の諸都市において大資本の下に近代的な工場設備によつて生産されている。

このように漁獲物の流通形態が種々雑多でありしかも全體を通じて鮮魚で處理されるより加工されるものの方が多いと云うことは、魚價の問題と關連せしめて考える時、特に重要な意味を持つて来る。

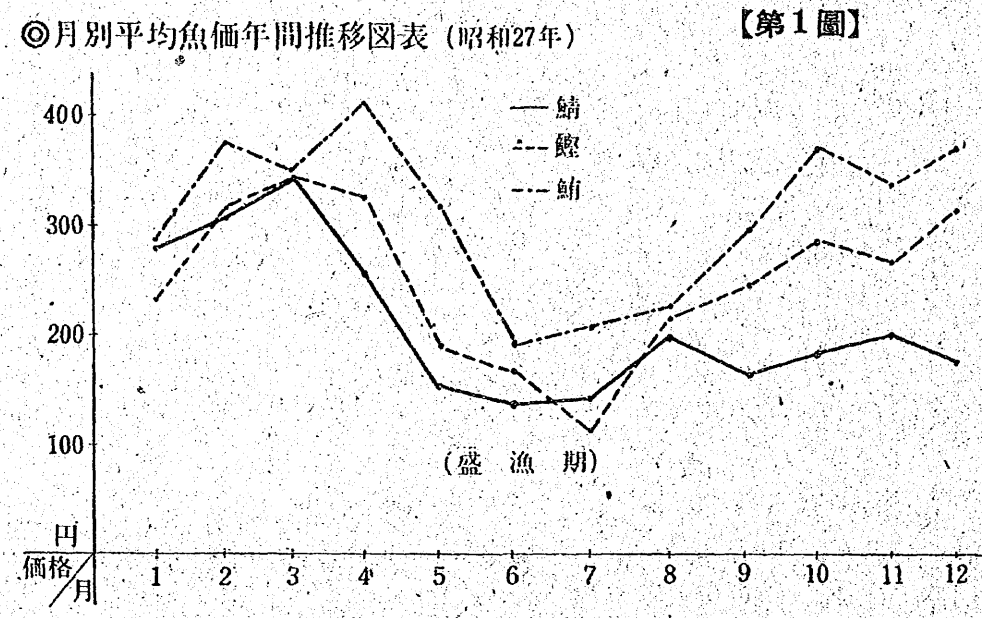
今まで流通組織、流通形態等の問題を簡略ながら靜態的に眺めて来たので、次にこの過程を動態的に魚價の面から考察して見よう。

前述したように、漁獲物の販賣は魚市場において競賣りされるのである

後は魚商との競争が残されるだけである。又買手の方から言えば、魚の鮮度が不可欠の條件であるから荷の早いもの程高い値で買付けることになり (消費地市場でも入荷の順の早い程高い相場が立つ)、又有力な魚商の買出動のニーズが入れば消費地相場は高調となり、同時に魚市場をも高値が支配することになる。これに反して遅れた荷しか出せない零細な魚商は消費地市場にも生産者市場にも何等の影響を與えることも出來ず、相場はかれらに不利に作用する。K町の魚商は零細とまで言えなくとも市場相場に影響を與え得ないと云う點では後者の部類に屬すると見られよう。

ところで、生産者 (船元) は資本家である以上最大の利潤を追求するのが彼の目的であり、少くとも平均利潤が確保されなければならない筈であるが、現實には、その前に市場相場が絶対的條件として前提され、相場が不利な場合にも操業を休まず、むしろ漁獲の増加によつて價格の不利をカバーし、經營をつないで行くこと云う中小資本に通例な現象を生み出していることが少なくない。

こう見て来ると、漁獲物の市場價格は、漁業生産を無視した市場法則によつて、すなわち賣手 (生産者) と買手 (魚商) 及びそれぞれの間の競争と駆引きとによつて決まるように見える。そして取引當事者の意識に映ずるものもこうした事情である。しかし、市場價格が恰も漁業生産を無視したところに決定されると云う事實そのものが實は漁業生産の特質とその漁獲物商品の特性とを示しているのである。今、鯖・鯷・鮪の各魚種について、月別平均魚價の變動を圖表にして見ると第1圖の如くなるが、いずれも盛漁期には價格の暴落が見られ、漁獲高の變動が明瞭に魚價の變動の上に反映されている。勿論、漁獲高 (生産物量) の變動がそのまま魚價 (市場價格) の變動として現われるのではなく、労働生産力の變化に伴う單位當り市場價値の變動と云う一過程を媒介として現われるのではあるが、漁獲物商品の特性と云う點も魚價の變動の仕方を説明する一根據として考えられねばならない。



註 K町の魚價は現在Y市のものと殆ど違わないので、資料は「Y市漁業協同組合水揚高統計」(昭和27年度)に據つた。

平均魚價の計算の基礎になつてゐる毎日の魚市場相場表を見れば、前述したように、同一の魚種でも一日の内で賣買時刻が異なれば價格もそれに應じて異なると云う事情が看取されるのであるが、このことはいわゆる一物一價の法則の作用を他の産業(例えば工業)におけるとは違つた特殊なものたらしめてゐる。ここでは、一物一價の法則は、鯖・鰹・鮪と云う特定の魚種について成立するだけでなく、同一種類の漁獲物商品の價値の擔い手となる使用價値そのものの時間的差違性についても亦成立するのである。この、時間的に差違を生ずる使用價値こそが魚の鮮度に外ならない。ところで、商品(漁獲物)が販賣される前にその使用價値の一部(鮮度)を失えば、これに對象化された價値の一部も亦破壊されねばならず、ここに鮮度の落ちた魚類の價格が低く決まる一つの理由がある。豊漁の際、若し漁獲物の價値の破損(滞貨による鮮度の喪失がもたらすところの)を防ごうとすれば、大量の商品を一度に市場に吸収せしめねばならず、そうすれば價格の暴落によつて價値の一部は實現され得ない。盛漁期における魚價

の暴落はこのことを示している。(無論、魚價形成の問題は、本來市場價値の問題として取扱われねばならないが、こゝではこの問題には立入らぬこととする)。

このような價値の自然的破損を防ぐために、漁獲物(鮮魚)にある程度の形態變化を生ぜしめ(變化の程度は低次のものから高次のものまである)、その使用價値を變化せしめると同時にその中から鮮度と云う屬性を一部又は全部除去したものが水産加工品であり、漁獲物の使用價値を殆ど變化せしめることなく、同時にその鮮度の持續期間を引延した場合が冷蔵・冷凍である。

前述したようにK町の魚商が仲買の外に加工業を兼營してゐるのも、これによつて魚價の不安定から來るリスクを緩和し、調節するために外ならない。無論價格の變動を全然免れることは不可能にしても、鯖・鰹・鮪等鮮魚よりは鹽鯖、生利節、鰹節とその加工度の進むにつれて變動の幅は小さくなり、とんぼ鮪罐詰に至れば最早工業製品一般と何等異るところのない價格變動を示す。

尙K町には加工業の外に冷蔵冷凍業も行われており、現在N冷蔵株式會社のK工場(製氷業)、K冷蔵工場、M株式會社K冷凍、M冷凍株式會社(何れも食品冷凍業)の四民營施設及び漁業協同組合の經營する冷蔵庫(漁獲物の冷蔵及び仕込餌料の冷凍保管)一庫が存在するが、その發展はむしろ今後に期待されるべきであらう。

現在K町を變貌せしめつつある築港事業が完成して漁業生産の擴大が實現すれば、それに隨伴して魚商・冷凍加工業の問題も亦脚光を浴びて登場するわけであるが、こうした問題の動態的な分析は第三部で展開される。我々は次に、流通過程の問題を念頭に置きつつK町の漁業經濟の構造を「船主―船元」經營の再生産と云う視角から考察して見よう。

「船主―船元」經營の機構

第二節 漁業資本の再生産と「船主—船元」經營

漁獲物の流通過程から見た限りでは、漁業生産が漁獲物の流通を支配するのでなくその逆であるかの如くであつた。無論現實において市場價格と生産價格(平均利潤+費用價格)とは一致しないのが當然であるが、少くとも資本の再生産が順當に行われ若しくは擴大再生産が行われるためには、市場價格の運動は長期間に亘つて生産價格の水準を無視したものではあり得ない(市場價格が長い期間生産價格を下廻つていると云ふ状態は許されない)。生産價格が市場價格を規制すると云うのはかかる意味においてなのであつた。

ところでこのK町の場合、資本制的な漁業經營が再生産を續けて行く以上、前述したような漁獲物の價值實現を通して漁業資本の價值諸部分すなわち不變資本及び可變資本部分が回復せられ、更には剩餘價值部分の資本への再轉化すなわち蓄積が遂げられると同時に、他方ではこれらの資本諸要素を擔うところの生産手段—漁船漁具等の固定資本及び仕込流動資本、及び勞働力—漁業勞働者とが確保されなければならない。そしてかかる資本諸要素とそれに對應する物材的諸要素との統一が「船主—船元」經營の機構を通して行われるところに漁業資本の再生産上の問題が存するのである。

第二章の生産費分析においては、商品一單位當りの價值すなわち鯨・鮪・鯖當りの市場價值及びその構成要素が問題であつた。しかるにここでは價值生産物總量及びその構成内容が問題となる。只、商品資本Wから出發する社會的再生産の總過程をここに示すことは無理であるから、個別資本の再生産についての若干の問題に言及するに留める。

【第32表】 年間水揚總額の價值構成

漁船 種	第八F T 丸			第一HY丸	第五FS丸	
	かつを	まぐろ	計	さば	さば	
C	f	857,520	645,169.45	1,502,689.45	758,058.71	2,773,400.00
	z	3,500,898	252,000.00	3,752,898.00	4,561,221.44	4,287,590.80
V		2,457,509	927,575.82	3,430,084.82	6,341,970.20	4,652,651.04
M		2,048,163	2,980,824.07	4,978,987.07	3,862,184.69	1,782,421.71
C+V+M		8,864,090	4,800,569.34	13,664,659.34	15,523,484.84	18,496,063.55

註 1. C…不變資本 (f…固定部分, z…流動部分)

V…可變資本, m…剩餘價值

註 2. F S H丸の場合は Cf と m の區別は不明であるから、ここに出ている數字は不正確である。

既に第二章で用いられた第八F T 丸(鯨・鮪)及び第一HY丸、第五F S 丸の水揚分配例に基づいて、昭和二五年又は二六年における年間水揚總金額とこれを構成する價值諸部分(不變資本—固定、流動部分、可變資本、剩餘價值)とをそれぞれについて算出すると次表の如くである。(第八F T 丸の場合は、二五年について鮪漁四航海、鯨漁八航海の合計、第一HY丸の場合は二六年二月より十二月に至る各航海の合計、第五F S 丸の場合は二六年における六九航海の合計によつた。)

この表を基礎にして各々の價值部分を検討して見よう。

先ず不變資本。その内固定資本部分Cfは漁船の價值の移轉部分であつて水揚計算においては船徳、修繕費、繩代その他の名目で漁船の償却に充てられていたものであつて、この場合は全部「船主—船元」經營であるから、この部分は船主の側において償却分の積立てが行われている。ところで問題は償却の大きさにある。それは漁業に對する獨占價格の壓力を端的に示している高船價の問題に結びついていゝるものであり、次に昭和二〇年以降二七年までの噸當り漁船建造費の推移を見ると鋼船及び木船の何れにおいても、とくに戦後の毎年の累増は著しい(第33表参照)。例えば第八F T 丸の場合につ

【第33表】 漁船建造費の變遷 (トン當り)

年次	鋼船 (ディーゼル)	木船 (ディーゼル)
昭和10年	740	500
14	1,160	1,080
18	2,800	2,300
20	6,400	5,600
21	20,000~50,000	17,000~20,000
22	30,000~100,000	25,000~50,000
23	50,000~210,000	40,000~90,000
24	120,000~250,000	80,000~110,000
25	180,000~300,000	110,000~120,000
26	200,000~360,000	110,000~125,000
27	300,000~500,000	110,000~130,000

註 「水産業の現況」73頁.

(漁船課資料)

の實質的な耐用期間は極めて短縮されており、この點から第32表を見るならば、漁船の償却分として計上されている

一五〇萬圓と云う數字は絶對的な償却不足を示しているとして見てよい。

又第一日Y丸の例で見れば、同船は木船であつて同じく二二年に建造され、一七・一二噸であるから建造費は噸當り二・五萬圓とすれば總額で四二・八萬圓であるが、二二年の木船建造費噸當り二・五萬圓——五萬圓は二六年には一一萬圓——一二・五萬圓に上昇しており、この上昇率を計算に入れば、二六年現在の船價は低く見積つて約一九

〇萬圓となる。ところで鯖船の耐用年數は鯉船と略々同等と假定し、この場合經過年數に應じた償却分を見積れば、二六年一カ年分の償却分としてあげられた七六萬圓と云う數字は過大に過ぎる觀がある。しかし競争による生産手段の道德的磨滅は鯖船の場合でも免れ難いのであつて、漁獲の増大、經營の安定を期するためには地元近海の漁場でなく遠く北九州、鹿児島沖の漁場へ進出する必要に迫られ、そのための漁船の大型化、鋼船化が問題となつて來ており、こうなれば漁船の償却は新船建造資金の蓄積の問題に發展せざるを得ない。

尙、不變資本の固定部分で漁船以外に重要なものには鯖延繩に使用するマニラロープがあるが、この原價償却の問題(繩代)は計算の都合上省略した。

次に不變資本の内流動部分Czについて見よう。この部分は水揚計算においては航海經費に相當するものであつて、餌料、氷等の仕込品及び機關用燃料油、潤滑油、漁具その他の漁業用資材がその内容をなしている。航海經費の内その壓倒的割合を占めるものは餌料であり(とくに鯖船)、鯉、鯖船においては燃料油の比重が増えている。再生産上問題となる點はその購入條件であつて、餌料(冷凍鱈)、氷等の仕込品は第二部で述べられるように漁業協同組合を通じて有利な條件で供給されているが、漁業用資材とくに燃料油は同じく組合から購入されるのではあつても、價格は市販品と大して變らないと言われる(これは組合自身が卸問屋から直接購入出來ず、ブローカー、小賣商から購入しているためである)。燃料油のみでなく、マニラトワインその他の漁業用資材に關しても漁船々價の場合と同じくシェーレ現象が生じている。(第34表参照)

次に可變資本部分について見よう。漁業資本にとつてこの部分の回收が漁獲物の價值實現とともに行われることは他の資本部分の回收と異なるものではないが、それが漁業労働力の價值實現に直接結びついているところに歩合制の

【第34表】 漁業用資材物價指數表

年 月	重 油	輕 油	綿 糸	マニ トワイ ン
昭和21年	1.00	1.00	1.00	1.00
22	2.67	2.72	1.33	8.87
23	6.25	6.55	4.56	21.96
24	11.18	11.70	9.39	49.17
25	11.98	12.56	23.35	67.78
26	13.40	11.95	30.02	101.39
1月	11.80	12.10	36.00	106.00
2	18.60	15.70	37.40	125.00
3	15.30	17.60	41.00	127.00
4	15.30	17.60	42.60	141.00
5	15.30	17.60	46.40	147.00
6	15.30	17.60	48.30	149.50
7	15.30	17.60	46.40	147.00
8	15.30	17.60	46.40	135.00
9	15.30	17.60	46.40	119.00

註 1. 「水産業の現況」150頁。
2. K町の魚價の推移は資料を缺くので正確な點は不明であるが、聞き取りによれば平均して21年の價格の10倍~15倍に過ぎないようである。

特殊な機能があり、この歩合制の本質は第二章において既に闡説された。ここでは、むしろ可變資本の素材的擔い手である漁業労働力が現實にはいかにして再生産されるかと云う問題を簡単に検討して見る。

先ず第32表における各船の年間貸銀支拂總額から漁業労働者一人當りの貸銀收入を計算して見ると、第八FT丸(労働者數五七名)では六〇、一七六圓、(一ヶ月平均約五〇〇圓)第五FS丸(労働者數三三名)

では、一四〇、九八九(一ヶ月平均一一、七〇〇圓)、圓となつて(註)いる。

(註) 第八FT丸の場合は二五年度であり且つ秋刀魚が計算外に置かれていたため、現實より小さい數字となつて現われ、第五FS丸の場合は船も大型(三〇トン以上)であり、且つ特殊な事情のため異常な高収入となつて現われている。

しかし、一般の鯖船、とくに二〇噸未満の小型船の場合には、經營狀況は遙かに悪く、平漁夫の月間歩合收入は平均五〇〇圓未満と云うのが聞き取りを通じて得られた數字である。そしてこれら労働者の賃銀收入としては、この歩合賃銀(現金給與)の外は漁業生産期間中の現物給與があるのみである。

漁業労働者の生活は陸上の工業労働者のそれとは非常な相違がある。工業労働者の場合には、資本のために労働する時間(一労働日)と労働者自身の個人的消費(こゝで労働力そのものが再生産される)に費される時間とが、空間的にも工場と家庭とに明確に區別されるが、漁業労働者の場合にはこうした區別は不明確であるばかりでなく、兩者は結合し相重つている。何となれば、漁業労働者は漁期の間はその大部分を海上で過ごさねばならず、彼が漁業生産に従事する時間と場所とは同時に彼の生活のための時間と場所とを意味しているからである。前に不變資本の流動部分として取扱つた航海経費の中には漁夫の労働力の再生産に充てらるべき食料品の價値も含まれており、この部分が現物給與に相當するのであるが、これが漁夫の労働力の激しい消耗を補填するに決して十分なものではないことは言うまでもない。

しかも漁業労働者歩合賃銀をもつて彼自身の外に家族全員を養わねばならない。家族五人(労働者主人をも含めて)で一月の家計費一萬圓と云うのがぎりぎりの水準であるが、主人労働者一人のみの歩合賃銀をもつては鯖漁業労働者の場合には不漁の時は勿論平常時でもこの水準を確保出来ないことが多い。この赤字を補うため、船元からの前借、農業の自作又は小作兼業、縁籍知人關係を通じての生活資金乃至食料の補給等に依存し、あるいは既に現役を去つた漁夫の營む零細沿岸漁業(小釣)による副業的收入、更には家族の中から船に乗る若い數人の漁業労働者の歩合收入の合計によつて漸く家計を維持することが出来る。そしてこのような條件は、又歩合による不安定な賃銀制度の存続を可能ならしめており、この基盤の上に「船主—船元經營」が立つていたのである。

しかし、漁業の專業化が進んでいる今日、歩合制に對する批判が鯉船、鯖船の何れをも通じて漁夫の間に廣汎に見られる。鯉、船船では經營條件もよく、漁夫の賃金收入も相對的に高いので、さほど積極的ではないが、經營の不

安定な鯖船の漁夫の中には、歩合による船中収入分の比率を高めると云う妥協的な意見から更に進んで、歩合制を撤廃して固定給制に代え、最低生活の保障を要求する聲さえ起つてゐる。「船主—船元」經營の基盤も決して安定したものではない。

最後に剩餘價值部分について見よう。この部分は水揚高の價值總額から前述の不變資本部分(C_f 、 C_z)と可變資本部分とを引去つた残りの全部であつて、歩合計算の項目における船主取得分、船中取得分の内船元の取分、航海經費の一部、市場口錢等がこれに歸屬する。この部分の打出し方、蓄積の祕密については既に第二章第一節における生産費分析の項で明らかにされた。ところで今ここで問題になるのは、かかる蓄積が「船主—船元」經營の再生産と云う視角から見た場合、いかなる意味を持つてゐるか云うことである。

われわれは不變資本部分の考察の際、漁船すなわち C_f についてその償却の絶對的不足を指摘し、それは高船價問題としてあらわれる獨占資本の壓力の結果であると判断した。若しこれが間違いないものとするならば「船主—船元」經營は、その内部蓄積の相當部分がシェーレを通じて經營外に流失していることとなり、ここに中小資本の苦惱がまざまざと書き出されている。しかもこの剩餘價值部分の大半が不當なる高利として船元の手から引上げられてしまつては、船元の蓄積は益々細らざるを得ない。船元にとつては、前述した漁夫の壓力を緩和するためにも、漁船の大聖化、設備の近代化による經營の擴大、安定化が當面の課題であり、かかる要請は寄生的、高利貸的な投資會社としての船主の存在と相容れないものとなる。

「船主—船元」經營の再生産は、船主—船元—船方と云う支配關係そのものを再生産すると同時に、それを通じてかかる支配關係を克服する要因をも亦生産せざるを得ない。

しかし第一部では、流通過程においてとくに重要な意味を持つてゐる漁業協同組合は「船主—船元」經營にとつてはいわば前提されているに過ぎないのであつて、「船主—船元」經營の再生産の問題も勢い抽象的である。この漁業協同組合が直接の考察の對象となるのは第二部においてであり、そこではその機構と機能との分析を通じてその獨自な性格が明らかにされる。

(尾城太郎丸)

第二部 漁業協同組合の分析

第一章 漁業協同組合の主體

第一節 漁業協同組合と船元

K町漁業における「船主・船元」經營の再生産を可能とさせているK漁業協同組合は、昭和二四年、水産業協同組合法に基いて設立されたのであるが、先づ組合法自體を検討してみると、その目的は、第一條に「漁民及び水産加工業者の協同組織の發達を促進し、もつてその經濟的社會的地位の向上と水産業の生産力の増進とを圖り、國民經濟の發展を期すること。」と規定されている處であるが、「漁民」の一言の下に漁業資本家・勞働者・零細獨立漁業従事者と階層分化の烈しく行われている對象を單に地緣的に一括し、漁業協同組合員となす事に依つて、その地區に於ける支配・從屬關係を協同組合機構の中に持ち込み、その地區内有力漁業關係者をして、漁業協同組合を、自己の利益獲得實現のための有利な機關或は、自己の他漁民支配、自己保存の機關となさしめる契機をふくんでいるのである。

K漁業協同組合定款における目的も漁業協同組合法に準じ、その目的を空文化せしめる事においても亦準じているのである。

(註1) 水産業協同組合法に於ける漁民の定規は次の如くである。「漁業を營む個人又は漁業を營む者のために水産動植物の採捕、

若しくは養殖に従事する個人」をいう。

(註2) 定款第一條、「この組合は組合員が協同して、その漁業の生産能率を擧げ、經濟狀態を改善し、社會的地位を高めることを目的とする。」

先づ、昭和二四年八月、K漁業協同組合設立に當り逸速く申請・發起人となつた者は船元を代表する二七名であつた。船元は、一八名、内、鱒船船元一三名、鯉船船元五名、K村船元の殆が名を連ね、而も同一五日の組合役員選舉においては、組合長以下、理事監事八名中七名が船元(註1)の占める處となつたのである。しかしながら、得票數よりこれを見れば、船元に非ざる者、秦平吉(自作農の上・舊漁業會會長、當時漁業會理事)及び、川口武次(地主、醬油醸造業・當時漁業會會長)の二名が上位を占めたのであるが、漁業會の役員であつた爲一應辭任の形を取り、ここに漁業協同組合の上部役員における船元の支配が初めて確立したのである。

(註1) 船元に非ざる監事は野間準二であつて、彼は鯉船船元野間辰男の叔父で電氣機具商・小釣を營む者である。

(註2) 川口武次は

改革前 田 四町五反五畝(K町)

解放面積 田 三町五反八畝

四反四畝(Y市)

畑 七畝

畑 一反五畝

の地主ではあつたが、代々漁業との關係深く、先々代地曳網元、先代T會社(SW漁業株式會社の前身)の重役であり、漁業と關係深い事及び、川口家が本來からK町に於ける地主ではなかつた事が、第三部で述べられる地主と異なる所である。

K町に漁業組合が設立されたのは、大正の初期と推定されるが、組合長は代々農業關係者が占め、時には村長が兼任し、昭和二年においてさえも當時の組合總會(漁業權貸與に關する件)決議録によれば、組合員は一五〇名、役員五名

漁業協同組合の分析

九七 (六七三)

【第35表】 漁業協同組合の出資状況 (昭27. 8. 31日現在)

A 正 組 合 員							總 數
出資口數	5口未満	6口~10口	11口~30口	31口~50口	50口~100口	100口以上	4209
組合員數	801	13	5	5	27	1	852
	組合員數 824名	持株數 2,299株	組合員數 % 96.7%	持株數 % 56.6%	組合員數 28名	持株數 1,910株	組合員持株數 % 3.3% 45.4%

【第36表】 船元の漁業協同組合株の所有状況 (昭27. 8. 31日現在)

氏 名	關係續柄	現在口數	計	氏 名	關係續柄	現在口數	計
野間 辰男	船元(鯉鮪)	94	204	和田七之助	船元	51	104
〃 克己	長男	53		〃 昌一	弟	53	
〃 信彦	次男	50		德永喜太郎	船元	90	159
〃 口次	戚父	1		〃 雷次	長男	69	
〃 榮一	〃	4		福島 庄一	船元	85	179
〃 準一	〃	2		〃 辰男	婿	94	
高橋惣一郎	船元(鯉鮪)	11	23	福島 忠一	船元	51	101
〃 鹿藏	弟	4		〃 (法人)		50	
〃 了	婿	4		岸本重太郎	船元	67	123
牧野 銀藏	弟	4	〃 六雄		54		
兒玉 利作	船元	67	185	高橋 銀藏	船元	51	142
〃 光雄	長男	51		〃 治六	弟(養子)	91	
〃 實	次男	67	兒玉 利吉	利作從兄弟	51	102	
兒玉 實夫	船元	51	〃 實夫	利吉長男	51		
岩田 秀次	船元	67	121	藤澤 戸一	船元	91	146
〃 寅男		54		〃 忠二	弟	55	
酒井 猛雄	船元	100	153	佐藤 政尾	船元	116	197
〃 鐵男		53		〃 文治	父	81	

中僅かに監事に、第八PT丸船元高橋惣一郎の名をみるに過ぎず、沖合遠洋漁業が將に大きな發展を遂げんとしている時ではあるが、沿岸漁業(地引小釣)の比重は重く漁業專業化の未確立の時代の漁業組合としては地主・自作農(上)の支配下にあつたのである。が昭和八年に到り船元の糾合に依るW村・K村漁船組合の成立をみ、沖合漁業の發展を示すとはいえ、漁業組合の役員中には遂に漁業協同組合成立迄形式的であつたとしても、農業關係者の姿を見ぬ事は無かつたのである。蓋し漁業組合・漁業會は漁業權保有主體として沿岸漁業に強い關係を持ち、地主の漁場支配を必然化たらしめて來たのであつた。沖合遠洋漁業の發達は沿岸漁業の村における位置を相對的に低め、遂には組合役員の船元支配が確立されたのである。しかし、昭和二四年就任の役員は組合設立に當つての暫定的役員であつて、一年後の昭和二五年八月にあらためて組合役員の選舉が行はれた。此の結果、前記の川口、その親類で地主(酒屋)であつた川口節、及び地主・舊酒釀造業を營む青木秀の三名が理事或は監事となり漁業協同組合上部役員中六名が船元となつたのである。

然れど、組合機構にもう一步立入つて出資状態を見れば(第35表)、昭和二七年八月三十一日現在正組合員數八五一名中、五〇株以上所有者二八名(總數の三・三%)に依り、總出資口數四、二〇九株の四五・四%が占有されてをり、二八名中船元二五名、残り一三名も船元の親戚である。(第36表参照)漁業組合及び漁業會當時の持分をみると、昭和一五年出資組合となつた時には一三〇圓各個人としては一株或は二株の所有であり、只船單位として鯉・鮪船三四株、鯖船二〇株と一〇株の二に別けられ、船元が出資していた。昭和二四年、漁業會當時の個人名義持株數では、五〇株以上所有者中船元は僅かに一名であつたものが、組合では五〇株以上の所有者は、船元及びその親戚であつて、二〇株以上所有者中にも漁業會當時五〇株以上所有していた農業關係者の名はみられなくなつたのである。

(註) K漁業協同組合の株は一株五百圓、定款において百株以上の所有は禁止されて居り、船元はそこで自己名儀のみではなく、親屬・因戚關係者の名儀を以て實質的には殆どの船元が百株以上漁業協同組合へ出資してゐるのである。

總代會の性格。漁業協同組合には、總會に代つて議事の審議、承認、決定を行ひ得る總代會を設置する事が出來總代は總會で選舉されるのであるが、K町では、實際には、各小部落で二内至三名の總代を選出する。K漁業協同組合員の規定は組合法に定められた「漁業を営み又はこれに従事する日數が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日數をこえる漁民とする」うちの最低三〇日となし出來得る限り廣範圍多數の漁業従事者を網羅しようとしたにも拘らず總會に代つて權限を與えられた總代會を九〇〇名の多數組合員を擁しながらも最低の五〇名と定款で制限したのである。

(註) 「總代の定數は、組合員の四分の一以上でなければならぬ。但し、組合員の總數が二百人をこえる組合にあつては五十人以上であればよい。」五二條。

此の五〇名中船元六名、舊・現遠洋沖合漁業労働者二五名(その中、船頭、機關長計六)、沿岸定置四名、沿岸漁業従事者一名、不明四、沿岸漁業従事者中にも、舊漁業労働者にして現在沿岸漁業に従事する者が錯綜しているのであり、總代會の主體を形成する者は現漁業労働者及び舊漁業労働者である。總代會は苛酷な漁業労働の従事者が沖合漁業においては連日の出漁、遠洋漁業においては二十日から四十日に互る出漁の爲、總組合員が集まることは困難である爲に設けられたので、ここに舊漁業労働者が總代會のメンバーに送りこまれてくる。總代會の主體を形成する漁業労働者、特に舊漁業労働者は「前期的」労働關係、後れた意識に依り船元の支配下、船元の意志のままに左右されるのである。而も、多數組合員を組合内に網羅しながら總代を五〇名に定める事に依り、組合上部役員は、總代會を一

層自己の支配下に置く可能性を得たのである。

K漁業協同組合は、その機構を通じて船元が實權を握りながらも、協同組合主義に基づいて、漁業労働者達を協同組合として包含する事に依り實際には第一部で述べられた如き前期的労働關係維持温存の一翼を擔い漁業労働者と船元の對立緩和機關として利用されるのである。

第二節 漁業協同組合と沿岸漁業

漁業制度改革は、漁業生産力の發展、漁業の民主化、漁場の漁民への解放を目的として、漁業生産に關する基本的制度、即ち、漁場の利用方式變革の爲既存漁業權を消滅させ、新たに漁業權の免許を行つた。新たに免許を受けた漁業權の所有と經營の分離禁止、貸貸料の排除及び一部漁業權を個人にも免許する事は、沿岸漁業への資本の自由な流入を可能ならしめ、結局は沿岸漁業資本家の利益を代辯する結果となつたのである。一方地先水面利用、舊專用漁業權、特別漁業權並びに定置漁業權の一部を整理一括し大きく共同漁業權(註)となし組合有と決定したのである。定置及び區劃漁業權は、一應組合免許を優先とはするものの個人への免許も行つたのである。會て漁業權保有主體として漁業會―漁業組合は貸貸料を取得していたものが、それが得られなくなる事に對し定置網或は區畫漁業の組合自營化によるその取得及び漁民に依る漁場管理の徹底を、期待していたものが却て沿岸漁業資本家利益の保證となり、組合の自營化は殆ど行われざるところであつた。

(註) 新漁業權では定置・區畫・共同の三漁業權に分たれる。從來漁具を一定水中に固定する事に依り、他者その水面利用を排除する漁業はすべて定置漁業權を有してゐなければならなかつたが改革に依り、このうち水深一五米以上のもの定置とする。區

劃漁業權とは海苔、かき、眞珠の類を人工に依り養殖する爲の一定水面所有、共同漁業權は、主として地先水面利用（一定水面の専有を行はざる漁業）に對する漁業權で、五種に分たれる。K漁業協同組合所有漁業權は、共同漁業權、W村、K町界及びK町Y市界より六十度五十五分七十七メートル・九十六度九百メートルの處に依つてかこまれた水域、及び定置漁業權である。

然るにK漁業協同組合は定置漁業の自營を行い、漁業制度改革の趣旨に即したのである。先ず組合の定置自營化決定の際の組合臨時總會議事録（昭和二十六年八月六日出席者四六四名「漁業權所得に關する權」を見れば、

「組合長、漁業法改正によりK漁業會の所得しをる定置漁業權二件並に専用漁業權は、政令の定むる本年九月一日及び、昭和二十七年一月一日を以て夫々消滅するにつき本組合として、定置漁業權、並に共同漁業權の取得致すや否やの提出理由を説明す。
岸本重太郎（鯖船船元）より各漁業權毎に諮議され度き旨の發言あり議長これにより共同漁業權取得の件より諮る。谷崎良一（小釣・總代）より共同漁業權八四號は、地先水面の權利であつて、沿岸漁業者のこれにより採取する者多くあるを以て、是非共同組合に於て、取得され度き旨發言あり、議長諮るに満場異議なく賛成す。次で定置漁業權に入り、定三十九號（告示番號）の取得の件を諮りたる處、兒玉利作（鯉船船船元）・林太吉より漁業操業について大した經費もかゝらず、漁獲もある事を以て、是非取得され度き旨の發言あり。議長満場に諮るに組合取得に異議なく自營として取得する事に決す。」

とある。

共同漁業權の組合有は漁業制度改革に依つて決定されており、かつK町では漁業會所有であり、沿岸漁民の希望する所であつて、K町漁業の地先水面利用方式は漁業制度改革に依つても何等の變更もなかつた。定置漁業權は昭和二十七年四月組合自營が行われる迄十五萬圓を以て貸貸されてをり、從來通り貸貸料が取得されていたにしても、組合の收入源として重きをなすものでなく、しかも、定置漁業は、K町漁業では副次的意義を有するのみにも拘らず組合は上述の如き臨時總會決議を船元の發言に依り爲したのである。

年度	昭和20年	21	22	23	24	
貸貸料	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500	
經營費	267,303	458,978	1,920,422	3,254,494		
漁獲高	貫匁	8,500	6,500	15,400	8,500	20,500
	金額	252,800	469,300	2,932,000	1,542,000	4,180,000

漁場計畫に對する資料 S縣漁政課

（註）昭和二十四年迄の貸貸料水揚高は表の如くである。昭和二十四年まで定置は大きな利益をあげてゐないが、昭和二十二年迄の貸貸料が二〇〇〇圓であつた事は、組合の收入源としての低い位置を、一層明白にするものであると同時に、此の定置のそれまでの生産性の低さを物語るのである。（上表参照）

K町に於ける沖合及び遠洋漁業の發展は漁民層分解を事實上促進し、沿岸漁業は組合上部役員の変遷にも見られる如く、K町漁業に於ける地位を低め、沖合・遠洋漁業水揚高と沿岸漁業のK町に於ける水揚高並びに水揚金額の比を見ても兩者とも三割に満たず、特に定置漁業はその五分にも足らず、沿岸漁業は、船元利益追求の場としての關心の對象とは最早なつてはいないのである。而し沿岸漁民の性格を検討すると、

- a 小釣
 - (一) 半農半漁・農閑期利用・半商半漁
 - (二) 舊漁業労働者にして最早下船した者。
 - (三) 漁業の季節性に依り一時期下船せる者。
 - (四) 小釣專業
- （註1）小釣漁業は沿岸（一里―一里半）にて五丁未満の小舟にて一本釣を行ふ。主として無動力舟が多い。魚種は、鱧・鯛・鱈等高級魚である。小釣に依る蓄積から沖合遠洋漁業への發展を意圖する者は現在ではなく、又現在では、船價・漁具の高騰・魚價安の爲、不可能の

状態である。

(註2) 此の(一)と(二)の沿岸漁民は、往々にして同一なる場合があるが、(一)には漁家の半プロレタリア化があらわれている。

b 定置網漁業労働者(三十一名)

- (一) 定置專業
- (二) 半農半漁・半商半漁
- (三) 漁業労働者の家族

沿岸漁民中最も重要なものは、a 小釣の(一)と(二)であり、沿岸漁業は漁業労働者の家計補助、零細農にとつては兼業の場として意義を有して居るのであり、この場である沿岸漁業の共同漁業権組合管理及び定置網漁業組合自営は、

i 一應舊來定置網漁業権賃貸に依る専用漁業権との分離から漁場が分割されて來たのであるが兩漁業権の組合所有は、兩漁業権の調整、漁場の総合的利用を可能にし、沿岸漁業生産力増進によつて沿岸漁民になお一層の利益を與え得る様になつた。

ii 沿岸漁業に對して一層の利益を付與する事は即ち零細農の兼業収入、労働者家計補助収入の増大をもたらす。此れは農民及び漁民の分解阻止の働きをなすと同時に、船元に對してはなお一層の漁業労働者搾取・歩合制の維持を可能とする基盤を與える事となるのである。

ここに定置網漁業組合自營化の意義があり、これが船元の組合を通じての沿岸漁業對策でもある。斯くして定置網組合自營は沖合・遠洋漁業資本家の沿岸漁業資本家への闘争及び沿岸漁業資本家の打倒、沖合・遠洋漁業資本家の沿岸漁民直接支配をもたらしたのである。定置網漁業権の組合有即自營化に對し、昭和一八年來の經營者W村・料理宿

屋業三浦清太郎・Y市の漁商石山基一は出資割合七對三の名目的自營化を計つたのである。これに對し組合は先ず妥協的に組合七對兩者三の自營化の意圖を有し、完全自營化を圖つてはいなかつたが、その妥協は成らず決裂するところとなつた。組合及び三浦・石山は定置漁業権獲得の爲許下を同時に漁業調整委員會に申請した。此處に組合(遠洋・沖合漁業資本家)と沿岸漁業資本家(商業資本家)との間に漁業権を巡つて争が展開されたのであるが、漁業制度改革に基く組合自營の優先權に依つて組合は自營を行うこととなつたのである。

しかしながら、定置網組合自營を行う爲には網を購買する資金がなければならぬ。若し其の資金が無ければ、船元を主體とする組合・沿岸漁業に利益對象を求めぬ船元の何れも、その資金を出さず、結局は沿岸漁業資本家の手に残らざるを得ないのである。而し、漁業制度改革に依り、舊漁業権所有者の漁業権消滅に對する補償として漁業権證券が支拂われた。これは、舊漁業権所有者が主として漁業會であつた所から、漁業権證券の資金化に依り漁業協同組合活動を活潑化し、漁業協同組合の保護育成強化を目指したのである。K村漁業會所有漁業権は専用漁業権二件(舊時K村はK及びIの二區に分れてゐた爲である)。定置漁業権二件であつた。此の漁業権補償額計一、六四八、八〇〇圓その配分法は第37表の通りである。昭和二六年一〇月三十一日の議事録によれば、「K村漁業會有の漁業権補償金の會員持分に就いては十月二十七日の役員會に於いて、昭和十四年・十五年・二十四年度の三期に分ち、其の年度に於ける會員及び持株により持分決定する様」になつたのである。補償金を各年度分に分ち、舊事からの漁業會員に厚く補償することを目的とした。

(註) 漁業會當時の持株に就いては既に觸れたところであるが、漁業會當時は船の名前で事實は船元が出資して居り、その額も少からず、結局は、沿岸漁業には直接關係の少い船元が持株数が多い爲に補償を厚くされる事となつたのである。

【第37表】 K村漁業權補償金配分一覽表

年 度	組 合 員 數	出 資 口 數	組 合 員 一 人 當 り			
			出 資 一 口 當 り	出 資 一 口 當 り		
昭 和 14 年	252	—	1,149.47	—		
〃 15 〃	265	748	765.72	116.17		
〃 24 〃	370	6,350	654.08	13.68		
漁 業 權 名	補 償 金 額	昭 和 14 年	昭 和 15 年		昭 和 24 年	
			組 合 員	出 資 口 數	組 合 員	出 資 口 數
鱒 落 網 漁 業 權	321,000	107,000	74,900	32,100	74,900	32,100
專 用 漁 業 權	548,000	182,668	127,866	54,800	127,866	127,866
計	869,000	289,668	202,766	86,900	202,766	86,900

年 度	組 合 員 數	出 資 口 數	組 合 員 1 名 當 り			
			出 資 口 數	出 資 口 數		
昭 和 14 年	62	—	4,192.48	—		
〃 15 〃	66	178	2,756.86	498.61		
〃 24 〃	75	3,925	2,426.03	19.86		
漁 業 權 名	補 償 金 額	昭 和 14 年	昭 和 15 年		昭 和 24 年	
			組 合 員	出 資 口 數	組 合 員	出 資 口 數
鱒 落 網 漁 業 權	550,000	183,334	128,333	55,000	128,333	55,000
專 用 漁 業 權	229,800	76,600	53,620	22,980	53,620	22,980
計	779,800	259,934	181,953	779,800	181,953	779,800

I 區においては三期に渡る補償金を受けたとしても個人単位では、二、七〇〇圓程度で決して高い額ではない。形式的には、その様な配分を決定したのであるが、漁業權證券は各人に配分補償されたのではない。昭和二七年二月二七日臨時總會で「……K 漁業協同組合に於いては、本年度六月一日より、鱒落網漁業の自營を計畫して居り、之が資金に漁業權證券の資金化を以て一部充當する事になり、既に政府に於いて、買上げの金額も決定して居るのである。で、致急資金化の必要があり、よつて百五十四萬八千圓だけ K 漁業協同組合に假渡し致し度き旨……」を計り、全員の賛成を得たのであつた。定置網組合自營化は漁業權證券の資金化に依つて裏付けられ、眞に K 漁業協同組合は政府の漁業政策(註)を政策通りに遂行する事となつたのである。漁業權證券の資金化に依り一四七萬圓を以て網を購入し、漁協資産の中に繰入れ増資の形を取り、此れにより船元は自己が支出する事無くして組合を通じて沿岸漁民の自己の爲の保護を行つたのである。

(註) 國家が漁業協同組合を保護・育成する事は、日本漁業の様に廣汎に、小商品生産者が存続している時には、流通費用の節約・商人による不正取引・高利貸資本の排除に依つて、彼等の完全な没落を阻止しようとするのである。そして彼等を存続させる事によつて、獨占資本が收奪を行ふ一基盤を國家は、提供するのである。

斯くして組合は定置自營を開始したが、定置漁業労働者雇入れは、組合内に設置された定置運營委員會に於いて裁否を決定する。運營委員會は組合長が委員長を兼任し、二名の常任委員は理事監事より任命されるのであり、定置漁業労働者の運命は上部組合役員の手の中にある。更に組合規程は彼等の採用期間を一漁期間即ち五月より一二月一杯と定め、漁期終了後又新たに雇はれる爲には組合に申し込まなければならず不安定な状態に彼等をおいて尙お組合に對する從屬を強化する結果を生ませるのである。

【第38表】 定置部賃金

	27年度	28年度
船 長	8,500	10,000
船 頭	8,500	10,000
船 頭	8,500	10,000
定置労働者31名給(日)	200	250
女子労働者(割増(岡仕事)(沖仕事))	150	180
		30分
		水揚 5分

彼等に労働力を給する基盤であり、沿岸漁民没落の阻止、彼等の維持存続の爲に彼等を組合自營定置に雇い入れる事に依つて失業救済・救済の社會政策的役割を果す事の現れとして定置專業労働者が多い事が理解されるのである。彼等に日給二百圓を支給し、その他、割増を與えて彼等の再生産を可能ならしめ、組合の定置自營化は、沿岸漁民の保護としては、その恩恵を與える範圍が小なりとは云え船元にとっては成功を見たのである。

又組合は、小釣漁業に對しては共同漁業權組合有に伴つて本年に到り漁業權管理委員會を沿岸漁業の保護・漁業權管理調整の爲設置した。これは沿岸漁業を沿岸漁民の手で管理させ生産力の向上を計らんとする組合を通じての沿岸漁業對策の一環とも見られる處であつて、これに依り先ず共同漁業權内に築磯三箇所の構築を計畫した。

(註1) 漁業權管理委員は總會に於いて選舉される。それは七人を以て構所され、

- (一) 小釣漁業の經營者又は従事者 三人
- (二) 定置漁業の 二人
- (三) 釣漁業の經營者又は従事者 一人(和田七之助)
- (四) 小釣 一人(福島忠一)

沿岸漁業の沿岸漁民による管理を目的とする管理委員會は、沿岸漁業代表の比重を重くしたものの、沖合遠洋漁業經營者、又は従事者を加へ、特に現在の委員は、鯖、鰹船船元であり、沿岸漁業も船元は手放しにはしない。

(註2) 築磯構築の陰には定置網保護の理由がある。即ち近年櫻海老漁場がS縣U町・KB町附近よりY市・K町沿岸に移動して來た爲、櫻海老獲取の爲の海老船が共同漁業權内に迄侵入し、定置網を破損し、又其の漁期が十月一日より、五月一杯であり、太刀魚の漁期に合致し、海老網をひく事に依り漁場を荒らし、この爲沿岸漁民の漁獲は減少し、生活に對する大きな恐怖を與へるに致る爲、築磯構築により防禦せんとする二重の意味を有する。築磯とは本來、廢船等を沈めて魚を寄せるのを目的とする。

大正一五年水産増殖獎勵規則に依り、縣の補助の下に、沿岸漁業生産力向上を目的として築磯構築が漁業組合に割り當てられた。漁業組合はこれに對し遠洋沖合漁業の將に發展せんとする時であり、却て船元の保護・沖合漁業の發展の爲に船元の要求を入れ、築磯構築に依る船出入への妨害、沿岸漁業生産力向上に依る漁業労働者獲保の困難性の二點から築磯構築は以上二點に抵觸せざる形式的構築を爲したに反し、現在漁協の沿岸漁業對策は漁協の性格の一端を示すものに他ならぬのである。沿岸漁民の船元支配は組合を通じて恩恵と慈しみの面をかぶつて遂行されるのである。

第二章 漁業協同組合の機能

第一節 流通過程における漁業協同組合の機能

漁業協同組合は、其の地區有力漁業關係者をして、機構を通じて主體たらしめる。一方地區有力漁業關係者は、組合の機能を通じ、自己の利益を確保し、又その機能を自己に有利に運営する。K漁業協同組合において、其の機能が如何に運営されているかを具體的に檢る事に依り主體のあり方が一層明確になる。漁業協同組合は二つの機能を有する。組合は本來營利法人ではなくして、「組合は、その行う事業によつて、その組合員又は會員のために直接の奉仕をすることを目的とする」(水産漁業協同組合法四條)爲に事業を行うのであり、購買販賣信用の流通過程における社會總資本の流通費用の節減という機能を有する一方、共同漁業權の所有管理という機能をも亦有する。特にK漁業協同組合は、定置網組合自營に依り、組合は生産主體經營者となりここに剩餘價値の生産が組合において開始された。曾ての漁業權賃貸料取得者が剩餘價値及び超過剩餘價値の取得者となつたのである。

昭和二七年、組合自營に依つて生じた剩餘金は五〇三、〇一四圓で、それは本會計に繰入れられたのである。漁業協同組合は營利法人ではないが、行われる事業に依り剩餘金が生ずることは當然あり得るのであり、殊に、單に流通過程において生じた剩餘金は、組合利用者に対する超過取立て分としてのみ生ずるのであつて、その剩餘金は、出資に對する配當として出資者に無制限に配當する事は出來ず、「剩餘金の配當は、定款の定めるところにより、出資組合にあつては、年五分をこえない範圍内において、拂い込んだ出資額に應じてこれをし、なお剩餘があるときは組合事

業利用者とその事業の利用分量の割合に應じて、これをしなければならぬ」(五六條)と規定されている。定置網自營に依る剩餘金は、剩餘價値であつて、それが本會計に繰入れられる事に依り流通過程より生じた剩餘金と合體され、普通配當或いは利用分量配當^(註)、又は漁協事業施設整備の爲に使用される。その額が少なりとはいへ定置網組合自營という全漁民的觀念を植えつながら、生産された剩餘價値は全漁民の利益の爲に使用されるのではなくして、漁協を最も利用する者―船元にとつて腹を痛めざる利益に化するの矛盾をもち、ここにも亦「組合自營化のカリカチュア」が存するのである。

(註) 定款第六十四條二、「事業分量に對する配當は、その事業年度内において取り扱つたものの數量・價格その他事業の分量を參酌して、利用者の事業分量に應じてこれをする。」組同組合の流通過程に於ける機能の利用にのみ配當が行はれ、組合自營化に依つて生産された剩餘價値が如何に配分さるべきかは、組合法及び定款に於いては何ら規定されざるところであり、自營化を押し進めんとした漁業制度改革の限界・組合法の不備・流通・生産の兩機能を協同組合が現下に於いて行ふ矛盾が組合自營のカリカチュアを又生み出すのである。

漁業協同組合の主たる機能は漁獲物の販賣及び種々の生産手段の調達である。^(註) 組合員が營む漁業に必要な生産手段の共同購入に依り、商業資本に依る利潤を排し、又、それにより費用價格の低減を計り、組合員の漁業生産の利益を計ると共に、組合員の日常生活に必要な物資購入に依り、勞働力再生産費用をも低める役割を果す。

(註) 舊漁業組合は、漁業權管理を以て主機能としていたが、昭和四年後の恐慌は、農山漁村更生運動の一環として、協同組合強化策をもたらした。昭和八年第十四議會には第二次漁業法改正案が提出され、翌九年實施されたが、此の改正に依り、(一)組合員の經濟發達に必要な諸施設を備へる事、(二)出資制度を取りうる事となり、事業體としての基礎と機能が確立されたのである。

K漁業協同組合は、組合の主たる機能は勿論の事、昭和二四年に施行された水産業協同組合法中組合の行う事の出

來る事業のすべてを行つてゐる。斯く、組合が各種事業を行い得るには、それを行う事の出来る基盤がなければならぬが、K町漁業は第一部(第一章第四節)で見た如く、生産者から發展して行つた事と市場組織が整備されていた事の爲に、漁商仕込資本船主會社による間屋制的支配を免れ、船元が仕込販賣においては一應獨立を保つていた事が漁業

組合に彼等を容易に結集せしめ、その機能を通じて彼等漁業生産の爲の費用價格を低下するように作用せしめたのである。而し國家獨占資本主義階級の漁協において購賣事業を通じて費用價格の低下を計る事は、獨占資本の收奪IIシェーレの爲非常な困難を加えるに致つてゐるのである。

(註) 水産漁業協同組合第十一條、其の主要な事業は「一、組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付、二、組合員の貯金の受入、三、組合員の事業又は生活に必要な物質の供給、四、共同利用に關する施設、五、漁獲物その他生産物の運搬・加工・保管又は販賣等である。」

漁船、漁探等はさしおいてK組合資材部が取扱う品目のうち如何に燃油、マニラロープ、綿製品の占める位置が大きいかは、第39表の示す如くであるが、その他購買部の取り扱う生産手段は合羽、電球、塗料、帆布等であるが、外國の輸入にのみ頼る石油・綿・マニラロープのかかる位置は、流通過程における漁協機能の意義を低める作用を果すであろう。而し、組合の購買販賣機能を通じて利益を得ようとする者は現實には誰

【第39表】 資材部事業(購入高) (26, 27 決算報告書)

種 目	26 年 度		27 年 度	
	金 額	%	金 額	%
綿 擦 糸	1,197,888.96	5.6	837,263.00	4.7
綿 漁 網	482,873.74	2.4	1,201,039.00	7.0
マニラロープ	1,707,825.40	8.1	1,771,368.00	10.0
燃 油	14,149,714.88	70.3	9,959,613.13	51.0
其 の 他	2,579,123.38	13.6	3,862,705.58	27.3
計	20,117,446.36	100.0	17,665,993.73	100.0

【第40表】 漁業協同組合販賣事業

種 目	燃 油 賣 上 金		資 材 賣 上 金		氷 賣 上 金		餌 料 賣 上 金	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%	金 額	%
鯷 漁 業	4,536,743.30	0.394	1,094,943.40	0.135	2,081,225.00	0.273	1,097,497.00	0.0344
鯷 船	3,333,143.27	0.547	3,313,324.38	0.435	4,233,012.00	0.587	23,543,277.10	0.8959
計	677,366.30	0.059	3,671,669.00	0.429	1,065,372.00	0.140	2,221,539.00	0.0697
計	11,577,757.87	1.00	8,080,442.28	1.00	7,623,212.00	1.00	31,862,313.10	1.00

K 漁業協同組合資料 (27年度下半期決算資料)

であるか。組合のこの機能を最も利用する者であることは明白である。購買部取り扱ひの燃油及び各資材の賣掛先、賣上金、及び氷・餌料の賣掛先、賣上金を、鯷船・船、鯷船、沿岸(小釣)に括めて見ると、燃油に就いては五隻(第八F・T丸、第八S・T丸、第三S・E丸、K・S丸、K・T丸)を以て賣上の三九%を占め、氷販賣數量でも二七・三%を占めている所であり、小釣と遠洋沖合漁業のK町漁業に於ける位置がそのまま組合機構内に、又組合事業に反映する。第40表によれば、K町漁業の支配的代表的である鯷・鯷漁業は組合の購販賣事業における位置では決して支配的である様に思われず、却つて鯷漁業組合が組合事業利用の中心とみえる。而しこれは、鯷船經營の數が多いことの結果であり、個別船元經營に就いてみれば鯷船五隻が上位を占めるのである。しかも餌料は鯷釣の爲には、鯷生き餌使用の爲組合を利用する事が出来ぬ上に、餌料・氷はK組合所屬に非ざる隣村W村も鯷船の購入しているところである爲に鯷漁業の組合利用が一層百分率では小の様に思われるのである。

(註) K漁業協同組合は、製氷設備を有せず、それを殆ど日本冷凍株式會社から購入して居る。又餌料の冷凍いか・いわし・は、餌料組合、日本冷凍株式會社等六所から購入し比較的シェーレの重壓は蒙らぬ品目である。

組合は、船元經營の再生産の爲に必要な資材物資の供給を行い、又船元は殆ど組合からその供給を仰いで居るのであり、しかも、他村漁船への供給まで行うのであるが、組合が斯くの如き機能を機能として働かしめる資金、組合が一經濟事業體として活動しうる資産を見ると、土地建物(事務所・倉庫・冷蔵庫)諸設備(貯油・碎氷機)は漁業會より分割されたのであるが組合設立後組合は出資金・組合員數・諸設備・系統機關出資・組合員貯金においても目覺ましい増加をみせた。(第32表)、組合は出資金・組合員の貯金・借入金・水揚販賣金・口錢を以て資金とするのである。

【第41表】 K漁業協同組合最近年間捕獲状況調 (昭和24年までは漁業會の状況)

年 別	昭 21 年	22	23	24	25	26	27
組 合 員 數	353計	382 50 432	385 51 463	585 61 646	597 61 658	800 71 871	830 71 901
出 資 金	29,850.00	301,140.00	301,410.00	301,410.00	1,240,500.00	2,104,500.00	5,005,500.00
預 金	89,989.90	149,447.94	753,014.20	377,383.00	6,303,426.00	14,392,264.61	7,520,505.30
系統機關出資金	15,160.00	40,100.00	56,050.00	56,050.00	638,500.00	638,000.00	1,053,000.00
有 價 證 券	350.00	350.00	119,650.00	155,600.00	160,550.00	253,050.00	304,300.00
借 入 金	0	0	11,050,000.00	7,700,000.00	22,100,000.00	29,800,000.00	37,665,296.00
金 庫	0	0	0	11,300,000.00	8,743,691.44	19,331,687.19	25,730,440.78

(註) 漁業會等「水産業團體の資産は漁業組合以來蓄積し承継されて來た漁民の共有財産たるに鑑み、極力これを散逸することなく、水産協同組合に承継せしむる必要があり、この觀點から農林省は昭和二十二年七月に省令をもつて行政廳の認可なくして水産業團體がその資産を處分することを禁止した。」水産廳協同組合課編、「改正水産業協同組合法」一二頁。

昭和二十五年一月二五日K漁業會はK漁業協同組合へその資産を分割した。

漁業會資産 一二、四九五、一四五・三二
負債 三五一、五五五・〇五(純財産)
一二、〇五三、五三七・二七(外部負債)

第41表の昭和二四年の出資金及び借入金で下の數字は漁業協同組合設立によつて、實質的には漁業會の資産が増資された高を示しそれは昭和二五年に漁業協同組合に形式的に統一されたのである。

これら資金を以て組合は定款にうたう如く、そして上述の如く、「組合員の事業又は生活に必要な物資の供給」「組合員の事業又は生活に必要な共同利用に關する施設」「漁獲物の運搬加工保管又は販賣」の諸事業を、組合員九〇〇名のうち二二名の船元の爲に行うのである。漁獲物の保管に依る漁價の持・下落防止の爲に昭和二四年開發銀行より七〇〇萬圓の長期融資を受け冷蔵庫の設備を完備した。特にこれに依つて米國輸出向けトンボ鮪の凍結・保管が可能となり、鯷・鮪船船元の利益確保に應じたのである。一般凍結、冷凍中、鮪類は凍結に於いてはその六五・八%、保管は四四・九%(第42表参照)。更に鯷鮪船の捕獲する秋刀魚の保管・凍結の取扱量を加えれば、鯷鮪船船元が冷蔵冷凍設備を如何に必要としていたかが判明する事であろう。その爲に漁業會から組合と替つた時、先ずその設備に着手したのであり、鯷・鮪船船元の組合に於ける位置を意味するものである。又この設備に依つて事業體としての組合は、鰯・烏賊等餌料の供給販賣も行う事が出来る様になり、鮪船船元の仕込の低減をはかると共に凍結料、保管料入出庫料を組合は船元からのみではなく、漁商加工業者からも得る事に依つて組合事業の維持・擴大の爲の財源ともなつて

【第42表】 K漁業協同組合・冷蔵庫扱數量 (昭和27年)

	鯖・雜魚	鮪類	加工品	いか かま	計
凍結量	9,480.7	62,614.3		23,215.7	95,309.5
保管量	30,554.4	63,808.7	2,181.92	25,687.82	141,870.7

【第43表】 冷蔵庫扱凍結・保管・入出庫料

魚種	トンボ鮪	上り鮒	魚商扱一般	ナマリブシ	鹽 鯖
凍結料	10貫當り 圓 200.00	圓 120.00	圓 130.00	圓 1個(6貫) 35.00	圓
保管料	50.00	33.00	33.00		
入出庫料	22.80	22.80	22.80		

いるのである(第43表参照)。
船元は、組合機能中漁業生産の爲の資材の購買事業或は冷蔵庫の冷凍事業に於いて、魚價の維持、費用價格の低減を通じて船元利潤の増大を可能とするのみでなく、なお、船元にとっては組合が獨占資本主義下にあつては彼等經營の再生産の爲に絶対に必要な存在となつてゐるのである。

第二節 國家系統機關としての漁業協同組合

——漁業協同組合の相對的獨自性——

前節で見た如く、組合が流通過程特に所謂仕込に於いて果す意義は、獨占資本の收奪シェーレの増大と共に、組合では低下の傾向にある様であるが、その爲に却つて、組合が獨占資本の重壓に喘ぐ中小資本家の保護・再生産を可能ならしめる爲に重要な役割を果すに致つたのである。昭和八年漁業法の第二次改正に續き、系統機關による金融の道を漁業に對しても開く爲、昭和一三年漁業法第三次改正が行われ、漁業組合及び漁業組合連合會の農林中央金庫加入提携が認められた。戦後の破壊された生産力、漁場の

縮小も、インフレを通じて中小漁業資本家にも利益を與えたもののその收束と生産手段中最も重要な漁船の價格騰貴、燃油・漁具(マニラロープ・綿綱)のシェーレ・收奪を乗り切る爲に、中小資本家は生産力の増大を計り、漁船の大型化、漁群探知機の設置等に依る相對的剩餘價值生産の増大化に着手しなければ彼等の再生産は不可能の状態に追いやられたのである。中小漁業の經營悪化は銀行融資の道を狭め、彼等救済の綱は國家資金の組合を通じての融資となつて來たのである。漁業手形^(註)、農林中金系統融資・漁業權證券の資金化等は協同組合を國家資金の低利供給補助金を通じて、國家の一系統機關となしうるのであり、組合の機構・組合事業が官僚制に依つて貫かれるに致るのである。ここに組合は船元を主體としながら、獨占資本の重壓に喘ぐ船元の爲に漁船建造資金融資、漁獲物販賣金のS銀行融資による假拂い、資材・餌料・燃油の水場に對する肩替りとしての供給の事業を行う事に依り、船元にとっては絶對的必要な機關となり、その爲に又、組合は一事業體としての相對的獨自性を有するのである。

(註) 漁業従事者が共済基金を設け、それを保證として日銀のバックにより、市中銀行、農林中金が融資を受ける制度で、多くは水揚代金の一割を組合に積立て、融資を受ける。これは組合を通じての中小漁業資本家の救済策である。

K漁業協同組合が其の機能を働かしめ得るのは國家系統融資・S銀行借入に依るものである。昭和二七年組合貸借對照表(第44・45表)より借入金の状況を見ると負債の三四%が國家系統融資であつて、S銀行からの借入れを加えれば借入金の合計は四四%にのぼり、これら借入金と組合員の貯金を以て組合の經濟事業は行われる。先ず漁業手形の昭和二七年末の貸付先は、鯖船船元一三(十三名)、名鯉船船元一名であり、その額は二〇萬圓から八〇萬圓の間である。短期貸付金は事業資金と生活資金にわかれ、事業資金として借受けている者は鯖船船元十名、鯉船船元一名であり、生活資金は主として沿岸漁業従事者漁業労働者に貸し付けられているが、残高の上の事ではあるが、短期

【第46表】 借入金 (1) 業種別、借入別増減 27. 12. 31 現在

區分	前年度未残	本年度借入額	本年度償還額	本年度未残	摘要
信用事業短期借入金	0	9,800,000	8,600,000	700,000	水揚資金
信用事業短期借入金	2,000,000	11,540,000	13,170,000	370,000	
信用事業短期借入金	1,000,000	16,000,000	13,000,000	4,000,000	
信用事業短期借入金	6,300,000	194,700,000	198,000,000	8,000,000	
信用事業短期借入金	5,700,000	45,870,000	46,470,000	5,100,000	
信用事業短期借入金	0	8,000,000	2,300,000	5,700,000	
信用事業長期借入金	0	8,000,000	2,300,000	5,700,000	建造資金
信用事業長期借入金	10,800,000	5,770,000	5,774,704	10,795,296	港新設魚市場
信用事業長期借入金	4,000,000		1,000,000	3,000,000	港新設魚市場
計	29,800,000	291,180,000	283,314,704	37,665,296	

(2) 用途別借入金残高 (漁手借入金は短期借入金へ含まれる)

區分	金額	摘要
短期	6,170,000	水揚資金
短期	12,000,000	
短期	18,170,000	
長期	5,700,000	建造資金 冷凍設備、魚市場、漁港修築
長期	13,785,296	
長期	19,495,296	
總計	37,665,296	

K漁業協同組合昭和27年下半期決算書綴

貸付金の二三・六%を占めるに過ぎない。しかも、生活資金を借り受けている者二三名の中船元に保証人となつてもらつてゐる者一五名であり、その八名までが「船主—船船元」經營船元の保証によつて借り受けている。長期貸付金は農林中央金庫融資の漁船建造資金であつて、二名の船船元に七〇萬圓及び五〇〇萬圓貸付けられている。貸付金の先の何れを見ても、「船主—船船元」經營船元の名がみられぬ事は、彼等が借り受けていないのではなく、彼等の經營状態が安定して、借り受けながらも年度末迄に返済しているからである。

【第44表】 昭和26年度K漁業協同組合貸借対照表

資産之部		
科目	金額圓	%
貸付金	9,297,647.90	0.153
其他	51,444,748.88	0.847
合計	60,742,396.28	1.00

負債之部		
科目	金額圓	%
信用事業借入金	7,700,000.00	0.126
短期借入金	18,100,000.00	0.298
長期借入金	4,000,000.00	0.066
其他	30,942,396.28	0.510
合計	60,742,396.28	1.00

昭和27年1月31日第3回通常總會議案書

【第45表】 昭和27年度K漁業協同組合貸借対照表

資産之部		
科目	金額圓	%
短期貸付金	5,223,570.96	0.061
長期貸付金	5,932,000.00	0.069
漁業手形貸付金	5,080,000.00	0.060
其他	69,017,953.13	0.810
合計	85,253,524.09	1.00

負債之部		
科目	金額圓	%
信用事業短期借入金	1,070,000.00	0.013
長期借入金	5,700,000.00	0.067
漁業手形借入金	5,100,000.00	0.060
S銀行短期	8,000,000.00	0.094
信用事業協同組合連合會	4,000,000.00	0.047
農林中央金庫長期	10,795,296.00	0.124
開發銀行	3,000,000.00	0.035
其他	47,588,228.09	0.560
合計	85,253,524.09	1.00

昭和28年1月28日第4回通常總會議案書

是れら貸付金の貸付け先に依つても既に明白であるが組合は、それら借入れ金を融資することに依り、船元經營の再生産又は擴大再生産(漁船新造)を可能たらしめる機能を有する一方、船元利益保護の爲貯氷六八噸・冷蔵二八一噸・冷凍十噸の冷蔵冷凍施設を經營し、或は又漁港構築事業等を行つてゐるのである。貸借對照表に於ける金額は、飽く迄昭和二十七年二月三十一日現在の殘高であつて借入金の間を通じた増減に立ち入つてみれば、國家系統融資は、低利長期に渡り、船元生産力増大に其の役割を果し、現實の再生産を可能たらしめるものは、S銀行の短期借入金であつて漁獲物をその借入金を以て、組合は船元に假拂する事に依り、船元は生産を直ちに開始し得、又漁獲物を肩替りに組合より餌料・氷・燃油・資材の供給を受け得るのであつて、流通過程に於ける「仕込み」又は生産手段(漁船・漁具・設備)の調達はこの完全に組合の機能を通じて果されるのである。

而し、K漁業協同組合は、國家系統金融・市中銀行融資の對象となり、且つそれに依つて又船元の再生産が可能となつてゐるのであるが、全國的に見て漁業手形はこげつきをみせ、漁業共済基金の昭和二十六年よりの減退ぶりは著しく、一月より八月迄六〇五より四五四、一月に比すれば七五%となつてゐる狀況であるにも拘らず、K漁業協同組合の漁業共済基金は二六年三百五〇萬圓より五百萬圓と増加し、縣信用漁業協同組合連合會への出資も九萬圓から五一萬圓と増加してゐる事實がある。S銀行よりも、中小漁業への地方銀行融資が引締めの一途を辿る時、水揚資金として二億に近い金額を二七年に於いても借り入れ、而も年度末には八百萬圓の殘あるのみである。かかる全國的傾向に對し、K漁業協同組合が國家系統融資をうけ、又S銀行の貸付對象となり得るのは、第一にK町漁業の資本主義的發達という基礎があつたからこそである。逆に云えば、K町漁業の發展が國家系統金融を受けしめ、彼等の維持存續、發展を可能たらしめるものであつて、國家の漁業協同組合を通じての中小漁業政策が實を結ぶ事が出来るのもかかる組

合であるからこそであつて、ここに又定置漁業を組合自營化し、K漁業協同組合が政府の漁業政策を政策通りに遂行する事にかけては類稀なる所以があるのであらう。現在のK町漁業協同組合は、共同購入に依る費用價格の低下の如き役割よりも、船元の再生産を可能とし、彼等の利益確保の機關であると共に、國家系統機關として且つ事業體として嚴然と存在してゐるのである。信用・水揚販賣(市場)・冷凍冷蔵・資材購販賣等の諸事業は船元を抱擁して一事業體として、相對的獨自性を得せしめるのである。

(註1) 水産業の現況、一九五二年版、水産廳編。

(註2) 組合が相對的獨自性を有し、その諸機能を繰るK組合現組合長は船元ではない。彼は而も、S縣K町の者でもない。K町Kにあつた「定置」の經營管理の爲、N水産から昭和一五年つかはされたW縣の者であるが、その定置が成績不良で廢棄されるに致つても、彼は鯖船に投資して經營を行ひK町に殘留し、昭和二四年役員選舉には七三票の最高點を探りながらも理事にとゞままつたが、翌二五年には遂に組合長となつたのである。そして彼は漁業經營からはなれ組合業務に専念する様になつた。組合が信用・購・販賣等の事業を行ふにあつて、特に金融業務、系統融資銀行融資を受ける折衝の爲の手腕が必要とされる。そこに彼が組合長となり、船元の代辯者でありながら、一事業體としての、組合の相對的獨自性を確保せしめる一要因を形所してゐる。

中小漁業經營維持の困難は、K町においては組合に依つて切り抜けんとし、その依存は、國家系統機關としての組合を國家が財政・金融的にその強化育成をはかればはかるほど深まり行く。戦後のK町漁業の發展が、K組合を、出資金に於いても、又預・貯金に於いても増大せしめたのであり、戦後組合資産の増大には漁業の發展という原因があると同時に、又中小漁業經營の獨占資本の重壓の下に生きぬく爲のより多き剩餘價值生産の爲の生産手段改善に要する經費の組合を通じての融資、又彼等生産者(船元)の漁獲物價值實現、再生産を可能ならしめる資金借入等がその

【第47表】 協同組合の主収入

科 目	昭 和 26 年 度		昭 和 27 年 度	
	金 額	%	金 額	%
外 地 口 錢	385,994.21	0.027	935,810.00	0.0442
鮮 魚 扱 料	3,215,540.54	0.239	5,770,659.89	0.2730
餌 料 益 金	1,366,298.52	0.099	2,791,980.02	0.1320
氷 藏 庫 益 金	1,292,346.83	0.090	576,072.00	0.0273
冷 付 收 入 利 子	4,790,597.59	0.340	5,793,576.56	0.2740
貸 材 扱 料	698,221.15	0.050	2,418,433.00	0.1140
資 其 他	1,739,571.11	0.124	1,228,927.05	0.0582
合 計	435,455.19	0.031	1,632,430.80	0.0773
	13,924,025.14	1.000	21,147,889.32	1.0000

註 通常總會議案書より作所。

原因となつて居るのである。そして此の組合資産の増大と共に組合は變質して行くのである。K組合が、國家系統機關として、金融、貸付、又生産手段の調達等の機能を果たす事に依つて直接漁民の利益を目的とする漁業協同組合が、一事業體として剰餘金を生ずる事がある。流通過程に於ける機能を有する限り、その利用者から超過取り立てを行う事があり、超過取り立て分は組合員の組合利用度に依り利用分量配當が行われるのであるが、K組合は、組合員のみならず、隣村W村鯖船の水揚、餌料供給、或は漁商への氷供給、加工業者の加工品の冷蔵庫保管等より利益を得るのであつて（第38表参照）、それを利用分量配當をなし、或は組合特別積立金、法定準備金の名目で組合に蓄積する。利用分量配當は、K組合扱いの水揚高によつて配當の基點となす。この爲組合の餌料を最も多く用うる各鯖船にとつては不利を免れない。といふのは餌料益金は、主として鯖船船元よりの超過取り立て分であるからである。ここに當然鯉・鯖船の優位が表われる。利用分量配當に於いては、鯉・鯖船は、いずれも二萬圓以上、鯖船にあつては、一萬六千圓以下の配當であり、船元の手に彼等の組合利用

以上の配當がかかるのである。一つは隣村鯖船等からの利益のみならず、小なりとはいえ沿岸漁民の水揚に對する手數量、或は資材の供給等から生じた剰餘も定置網組合自營から生ずる剰餘も彼等に配當される。それに對し沿岸漁民中配當を受けた者三名、その額も三〇〇圓——六〇〇圓であり、一般に、沿岸漁民の生産した剰餘價值の一部は漁民の名の下に組織された組合内で船元に再分配されるのである。

かくのごとく、K漁業協同組合は、その機構において、船元を主體としながら、船元・労働者の基本的對立隠蔽の一助を果し、定置網自營、共同漁業權管理に依り、船元の労働者搾取の一基盤を提供し、又國家系統機關・國家と船元の結節點であると同時に一事業體として船元經營の再生産Ⅱ擴大再生産を可能たらしめ、利益を得せしめるところの機能を果して居るのであり、そして一事業體として相對的獨自性を有して居るのである。

(高山隆三)

第三部 漁業における資本主義の展開

——「船主—船元」經營と築港——

第一章 K町漁業における資本制生産の進展

第一節 戦後の再建

太平洋戦争勃發と共に、鯉船専用大型漁船は、輸送用及び現地漁業用として續々徵用せられ、そのうち第一ST丸（一三一・八七噸鋼船）は爆沈、第二ST丸（七五・七八噸）揚子江で坐礁、第一FS丸（六九・七五噸）は中支におきざり、更に第三F・S丸（一五三・六七噸鋼船）は爆沈、第三SE丸（六〇・五八噸）はトラック島附近、KS丸（四一・八七噸）は沖繩で撃沈され、残つたのは僅かに第七FT丸（一三九・三八噸）一隻に過ぎなかつた。又鯖船は、輸送（ZF丸一二噸）S灣の防空監視（KT丸十二噸）、漁獲—中島飛行機工場專屬の鮫漁—（FS丸一七噸）などに従事し、本土沿岸において空爆、機銃掃射の下にさらされ、優秀な漁船は年々減少して終戦を迎えたのである。^{（註1）}昭和七—八年を契機とする漁船の大型化鋼船化により（第一篇第二章参照）投下資本量が増大し、資本の有機構成が高度化して來たこの段階にあつて、漁船という主要な生産手段を奪われることは漁業生産にとつて決定的な損害でなければならぬ。更に加えて、熟練を必要とする手工業的技術を基礎とし、血縁者を中心に結合された後れた労働關係（第一部第二章第二節参照）に基づき「船主—船元」經營にあつては、生産手段と同時に、そのような特定の労働力^{（註2）}を失ふことは致命

【第48表】 戦後における漁船の建造状況（昭和28年4月末現在）

年度	鯉船			鯖船		
	船名	噸數 馬力數	船價	船名	噸數 馬力數	船價
昭和20年				H F 丸	15噸 ヤ 30	木(1萬9千圓)
昭和21年	K T 丸	45噸 デ100	木(140萬圓)	K H 丸	27噸 ヤ 65	木(34萬圓)
				K C 丸	9噸	木(18萬圓)
昭和22年	第八FT丸 第八ST丸 第三SA丸	147噸 デ250 97噸 デ230 79噸 デ210	鋼(430萬圓) 木(280萬圓) 木(250萬圓)	第二FS丸	27噸 ヤ 75	木(?)
				第五FI丸	11噸 ヤ 25	木(50萬圓)
				K S 丸	67噸 デ160	木(46萬圓)
昭和23年				第八FI丸	19.28噸 ヤ65	木(170萬圓)
昭和24年	第一FS丸 K S 丸 第二KT丸	54噸 デ210 66噸 デ210 34噸 デ100	木(?) 木(800萬圓) 木(750萬圓)	第十一FI丸	19.28噸 ヤ65	木(170萬圓)
				第六FI丸	3.926噸 ヤ75	木(200萬圓)
				K F 丸	29.30噸 ヤ90	木(700萬圓)
昭和25年				K H 丸	15噸 ヤ65	木(480萬圓)
				K S 丸	83.50噸 デ120	木(480萬圓)
昭和26年	K S 丸	129噸	木(?)	第二HY丸	30噸 デ90	木(490萬圓)
				第三FS丸	33.05噸 デ100	木(55萬圓)
昭和27年	第三KT丸	149噸 デ250	木(1100萬圓)	E P 丸	9.23噸	(中古) 木(178萬圓)
				K S 丸	15.6噸 ヤ65	木(55萬圓)
昭和28年	S E 丸 S T 丸	140.00噸 デ250 143.00噸 デ250	鋼1500萬圓 鋼(?)	S d 丸	50.28噸	木(160萬圓)
				K S 丸	19.85噸 ヤ65	
				K S 丸	45.00噸 デ160	

註1. 木—木造船 鋼—鋼鐵船 デ—ディーゼル噸 ヤ—燒玉エンジン

註2. 漁船の噸當り船價の騰貴については第33表(p.90)参照

(K漁業協同組合所屬漁船一覽表) (聴取り)

漁業における資本主義の展開

一一五 (七〇一)

的である。そこで鯨漁業を中心とする「船主—船元」經營は一時全く潰滅状態となつた。

註1 全國統計では、動力船七六%大型動力船のみで五〇%の減少である。「水産業の現況」より)

註2 漁船が沈没しても乗組員が奇蹟的に全員生還したSE丸が戦前以上の立ち直りを示し得たのに對し、かつては大型化のトップを切つたFS丸が全乗組員を共に失つたために遂に鯨漁に轉落したのはこのためといふことが出来る。(聴取り)

鯨漁業の場合

生産手段の復興——漁船の建造は船價の小さい小型焼玉エンジン木造船より始められた(第48表)。HF丸・FI丸・HY丸は船主—船元經營、昭和二年のKH丸・KS丸、二年の第二FS丸、二四年のKH丸はA漁業會社を船主とする「船主—船元」經營である。(漁船及び漁具—生産手段の購入をめぐる資本の存在形態については第一部第一章第三節及び第四節B参照)

技術の變革——戦後K町周辺地區では従来びしを使う手糸釣^{テビ}という能率の低い熟練を要する漁法から電氣照明を利用して鯨群を海面近く浮き上らせとも餌をつけた一本竿でひつかける跳ね釣に移つた。技において生産技術の改善が労働の熟練を容易ならしめるばかりでなく、この漁法は従来にもまして漁撈労働過程におけるクリティカルモントの意義を強化する。ある一定の期間に一定の場所で一つの仕事に結合されて投下される社會的労働は個別的労働の總和より大きいことは言うまでもない。(手糸釣一人平均漁獲高三〇貫↓跳ね釣一人六〇貫→一五〇貫Y村調^{註1})更に資本制協業において生産される剩餘價值總量は労働者數に比例するから、船元は船方—労働者を一人でも多く船に乗船せしめる。ここに漁撈技術改善と投下労働總量の増加により生産物量は相對的にも絶對的にも増大する。この生産技術の變化による生産力の發展こそ戦後におけるK町鯨漁業發展の原因なのである。鯨船の水揚高の増加は第49表、第50表の通り

【第49表】 K町所屬船のK港における水揚高の變化

魚種	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
	水揚高メ	水揚高メ	水揚金額	水揚高メ
ばろをま赤ぢらまかすしこめいちちこらか魚とろりらぢち	383,183.550	631,502.050	82,011,265.15	763,049,000
べつん	22,238,050	70,685,600	27,724,647.60	76,564,400
ろ	46,710,520	183,212,770	83,677,020.20	190,448,000
か	2,364,300	18,847,200	1,716,256.30	57,011,000
ら		1,271,900	263,274.50	2,114,000
あ		2,156,200	276,898.10	3,423,000
る		12,939,700	2,376,192.50	9,837,000
づ		1,022,700	166,319.50	2,842,000
ら		41,179,300	1,980,391.89	1,346,000
ま		1,659,650	474,976.75	2,520,000
わ		2,848,300	136,887.00	11,639,000
な		20,508,650	2,241,071.90	507,000
か		3,254,010	1,807,515.00	1,153,000
わ		215,700	63,259.60	434,000
な		20,363,060	6,240,800.20	303,000
わ		1,578,500	296,710.00	418,000
る		69,200	15,124.00	331,000
な		3,844,700	1,308,325.00	846,000
わ		484,600	48,460.00	331,000
し		5,208,950	896,771.10	42,360.00
い				8,394,210.00
わ				5,559,000
な				322,900
わ				5,559,000
ら				8,155,109.55
な				611,194.50
わ				4,441,050.00
ら				105,389,380
わ				5,354,300
ら				13,130,326.40
わ				3,555,812.50
合 計	484,438,640	1,000,696,540	168,450,257.99	1,231,028,00
				259,163,055.00
				1,263,427,530
				243,128,431.29

漁業における資本主義の展開

【第50表】 鯉船船別水揚高

船 別	昭和24年		昭和 25 年		昭和 26 年	
	水揚金額	水揚高	水揚金額	水揚高	水揚金額	水揚高
第八FT丸 (147T.)	4,686,547	27,936	8,880,321	32,497	8,830,702	32,497
第八ST丸 (97T.)	7,791,269	23,830	6,286,898	37,979	8,481,304	37,979
第三SE丸 (79T.)	6,987,855	21,391	4,867,129	38,453	11,024,301	38,453

【第51表】 鯖船船別水揚高

船 別	昭和24年		昭和 25 年		昭和 26 年	
	水揚金額	水揚高	水揚金額	水揚高	水揚金額	水揚高
第五FS丸 (93T.)	4,017,004	48,327	6,549,650	54,505	10,706,206	54,505
第三KH丸 (29T.)	5,502,754	47,944	6,304,588	23,094	4,311,858	23,094
第三KK丸 (29T.)	2,234,552	35,566	4,713,700	21,172	3,957,269	21,172
第三EH丸 (15T.)	1,175,597	48,950	6,010,233	36,091	7,250,269	36,091
第五KS丸 (15T.)	1,563,389	40,926	5,504,057	28,257	6,087,816	28,257

- 註 1. 昭和24→昭和26年に至る各船水揚高の増加
 2. 同噸数の船における水揚高の相違
 3. 鯉船の水揚貫數と金額との比率の相違を注意されたい。

である。
 食料難とインフレは再建の絶好の足場であつた。終戦直後より昭和二十四年始めに至る水産物ヤミ市場の廣汎な存在は市場價格を異常な高さにつりあげた。燈油マニラ麻其他生産諸資材の不足とヤミ價格にも拘らず、擴大再生産が可能となる。こゝで鯖漁船の船價の低さと對應して小型動力船は次々と更新され、大型化される。第52表はこれらの中でも急激な發展をなした例であつて、戦後復興期における鯖船「船主―船元」經營の一断面圖と考ふる事が出来る。鯖漁業においては、戦後鯉船に上昇轉化したもの二、戦前より大型化したもの一〇、増加したもの（新船元により）二がある。（他方鯉船より轉落したもの二、鯖漁業から脱落したもの「船元がやめたもの」二も數えられるのであつた。（後掲第二圖参照）ここに發展と分解が示される。）

【第52表】 戦後における鯖船の更新状況（鯖漁業の發達）

年 度	船 名	噸 数	馬 力	備 考
昭和20	第一例] FZ丸	船主=船元のケーヌ		
	FY丸(借)	返	(19T. 35HP)	
	SE丸	貸	(15T. 30HP)	
	No. 2. FZ丸			貸却 (19.28T. 65HP)
	No. 3 FZ丸			貸却 (11T. 25HP)
	No. 5 FZ丸			貸却 (19.28T. 65HP)
	No. 8 FZ丸			現存 (38.26T. 120HP)
	No. 6 FZ丸			貸却 (19.28T. 75HP)
	No. 11 FZ丸			現存 (60T. 180HP)
	No. 12 FZ丸			
昭和20	第二例] HY丸	船主=船元のケーヌ		
	No. 2 HY丸			貸却 (9T. 購入船價 180 萬圓)
	No. 1 HY丸			現存 (17.21 T. 購入船價100萬圓)
	No. 3 HY丸			貸却 (30.4T. 90HP, 購入船價 480 萬圓)
	Non. 5 HY丸			現存 (34.08 T. 100HP)
昭和20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				

漁業における資本主義の展開

(註1) 阪本楠彦氏によるK町隣村Y村の數字(經濟調査委員會資料第六號)。
 (註2) 「ダイヤ」の中で札を勘定し昭和二十年暮純益が二八萬圓(現金)あった。「(聽取り)(船價一九・二八トン、二五萬圓當時)」

鯉船漁業の場合

生産手段の復興——鯉船漁業に於ては昭和二二年、政府の漁船計畫の資金的裏附の意味をもつ復興金融庫の融資を背景とした船主會社S W 漁業株式會社の出資と折半で、従來中心であつた船元の漁船三隻が建造された。鯉船K S 丸(A 漁業所屬)の六七トン鯉船の建造は、これより先昭和二二年四五トンの鯉船を建造したKT丸と並んで、鯉船より鯉船への上昇轉化のケースとして注目される(第48表参照)。いずれにせよ昭和二二年はK町一〇〇トン級鯉船建造のピークであり、それ故に現在その更新期を迎えている。(漁船の償却については90頁参照。戦後における鯉及鯉船の水揚高は第49表第50表の通りである。)(出資による差別とその分析は第一部第一章第二節参照)

ここで鯉船の戦後の復興が船元の個人資本のみでは不可能ばかりでなく、従來會社資本をもつて折半投資して来た船主會社も、その資金的裏付として復金融資を仰がなければならなかつた點に、漁業資本(とくに不變資本部分)の増大に伴う「船主—船元」經營の限界が示される。かつては船元(漁業資本家)の資本蓄積の低さが漁船の大體化という生産手段の變革をなし得ず、「船主—船元」經營という「資本の一存在形態」を必然化したのであつたが、K町遠洋漁業における資本主義の發達は資本の有機的構成を更に高度化し、資本に對する需要を増大せしめた。そこで第三の段階として船元が船主會社から離れ國家資本の系統融資を漁業協同組合を通じて仰ごうとする方向が生じて來る。ここに船元經營の資本主義的發展と、資本の増大に伴いえない船主會社の資本の限界をみる事が出来る。すなわち、第一部で明らかにされたようにSE丸のケースであり、持船を買却して船株分(折半)を船主會社に返却し、

【第53表】戦後の再建(漁船一覽表)
 (鯉船12隻、鯉船6隻) (鯉船17隻、鯉船4隻)

昭和18年9月現在						昭和28年4月現在					
船名	總噸數	機關	無線	備考		船名	總噸數	機關	無線	備考	
M Z 丸	15.64	燒玉	無		第一二 FZ 丸	60.00	燒玉	180	有		
F Y 丸	15.07	〃	〃		第一 FS 丸	53.88	〃	120	〃	免許有	
K S 丸	13.67	〃	〃		K U 丸	46.22	〃	120	〃	〃	
F K 丸	13.28	〃	〃		第六 FZ 丸	39.26	〃	120	〃	〃	
K T 丸	13.02	〃	〃		第五 HY 丸	34.08	〃	100	〃	〃	
K Sh 丸	12.18	〃	〃		K S 丸	33.50	〃	120	〃	〃	
F Z 丸	12.18	〃	〃		第三 FS 丸	33.05	〃	100	〃	〃	
K H 丸	11.58	〃	〃		第三 KS 丸	29.81	〃	90	〃	〃	
F S 丸	10.00	〃	〃		第三 KK 丸	29.78	〃	90	〃	〃	
Sh E 丸	8.89	〃	〃		第三 KH 丸	29.30	〃	90	〃	〃	
K I 丸	6.34	〃	〃		K R 丸	19.85	燒玉	65	無	〃	
(以上 鯉船)					K H 丸	18.81	〃	65	有	〃	
(總 噸 數)	144.19				第一 HY 丸	17.21	〃	65	無	〃	
(平均 噸 數)	13.11				K S 丸	15.74	〃	65	〃	〃	
					E P 丸	15.28	〃	65	〃	〃	
第三 FS 丸	153.67	ダイヤ	有	鋼船	第三 EH 丸	15.00	〃	50	〃	〃	
第七 FT 丸	139.38	〃	〃	〃	第五 MH 丸	14.79	〃	65	〃	〃	
第七 ST 丸	131.87	〃	〃	〃	(以上 鯉船)						
第二 FS 丸	69.75	〃	〃	〃	(總 噸 數)	464.75					
第二 SE 丸	60.58	〃	〃	〃	(平均 噸 數)	27.30					
K S 丸	41.87	〃	〃	〃	第五 KT 丸	149.64	燒玉	250	有	鋼船	
(以上 鯉船)					第九 FT 丸	147.00	〃	250	〃	〃	
(總 噸 數)	596.72				第九 ST 丸	140.00	〃	250	〃	〃	
(平均 噸 數)	99.45				第五 SE 丸	143.00	〃	250	〃	〃	
					(以上 鯉船)						
					(總 噸 數)	579.64					
					(平均 噸 數)	148.66					
合計總噸數	730.91				合計總噸數	1,014.39					

(K村役場調べ)

(K漁業協同組合所屬漁船一覽表)

漁業における資本主義の展開

一三一 (七〇七)

漁協理事會、總代の承認の下に農林中央金庫より一、五〇〇萬圓の融資を受け、自己資本及び個人出資合せて五〇〇萬圓を加えて一四四噸の鋼鐵船を修理中である。これは、「船主—船元」經營という特殊な形態から、船元（漁業資本家）が生産手段の完全な所有者であり、他人資本に對しては利子を支拂うにすぎないという本來的な意味での資本家への轉化である。船徳其他水揚の一割を控除し利潤部分に喰いこんでいた船主會社の收奪（第一部第二章第一節參照）から獨立し、船元經營はここに平均利潤確保、超過利潤追求の基盤が與えられる。ここに資本主義的生産様式は奇形的な形態から本來のすつきりとした形をとつて現われることになる。この傾向は、S W 漁業株式會社所屬の他の鯉船にも見られると同時に、鯖船においても、四五噸二五〇馬力K S丸が、漁協を通じて同様のケースにおけるA 漁業株式會社からの「獨立化」としてあらわれて來ている。戦場におけるこの傾向は「船主—船元」經營の發展の段階を現わすものとして、K 漁業において特に重要である。

漁船一覽表（第53表）の戦前、戦後を對比して明らかのように、戦後においては、一時の潰滅状態にも拘らず漁船の隻數、噸數が増大し、とくに鯖船において總噸數は戦前の三・二倍となつた。鯖船・鯉船共に平均噸數の増大に注意せられたい。漁探、無線など裝備は近代化し、漁業の中心は沖合から遠洋に移りつつある。更に「船主—船元」經營における資本制生産の發達は、戦後K 漁業を全く農業から分離して專業化せしめた。それに伴いK 港附近にはすでに食品冷凍工場三、製氷工場一、水産加工株式會社三、船舶機械製作、修理所三其他が設立せられた。又事業の種類は多々であるがK 町所在の株式會社或いは合資會社は十二中全部、工場は十六中十三が戦後設立にかかるという事實が、漁業の發展を中心とするK 町の戦後の動きを明瞭に物語っている。

更にすでに述べたような漁業における資本主義の發達とそれに伴う生産手段の高度化は、五噸以下の小型動力船の小商品生産に發展の限界を與え、他方では漁業における階級分化を深化する。大型漁船隻數の増加によりK 町漁業の勞働者數は増大し、船元の資本家層としての確立と對應して次第に階級を形成するに至つた。背後地I 部落、K 部落の農家は、有力な漁業プロレタリアートの給源であるが、その他半プロの小釣りの子弟のみならず、二代目漁業勞働者の出現、移動の増大等からもK 町漁業における資本主義の發達を見る事が出来る。船方（漁業勞働者）の船株所有（共同出資）、歩合制度（危険の相互負擔）というような共同經營の幻想は、資本家階級、勞働者階級の利害關係の明確化と意識の形成から破れて來るであらう。すでに近くのY 市において、後れた勞働關係に基づく歩合制に抗し、固定給要求をにかけて漁船を焼いたHG 丸事件（第一部、第二章第一節參照）はその現われである。

【第54表】 K村(當時)戸數・人口増加状況

年次	世帯數	人口
昭和16年	1,440	7,871
17年	1,450	7,920
18年	1,453	7,932
19年	1,470	7,985
20年	1,590	8,387
21年	1,790	9,515
22年	1,828	9,924
23年	1,840	9,940
24年	1,847	10,116
25年	1,902	10,472

(K 漁港修築計畫概要より)

最後に昭和二五年一〇月一日現在のK 村(當時)職業別戸數、(第55表)昭和一六年より二五年に至る世帯數の表を掲げ(第54表)、戦後における「船主—船元」經營の發展が人口増加と對應し、漁業のK 町産業における位置を變化せしめた點を指摘してこの項を終りたいと思う。戦前において農業中心であつたK 町は、こ

世帯數	農 業	漁 業	建設業	製造業	卸賣小賣	金融保險	サービス業	公 務	其の他
	三一九	五九六	四六	三四一	一八四	七	九四	七三	二四二

(第54表に同じ)

【第55表】 K村職業別戸數調 (昭和二十五年十月一日現在)

漁業における資本主義の展開

ここに産業構造の軸を漁業に移行したのである(第55表参照)。

(註) 「當事方は人口稠密にして耕地少く他に生産中業施設なきため、一般家庭の子弟は勢い漁業方面に赴く傾向の多きは、過去の事實によりて明白なり」「衆議院への築港に関する請願書」(昭和二十六年)

第二節 利潤追求の諸手段

K町におけるこのような戦後の復興と「船主—船元」經營の發展も、再編成された國家獨占資本主義體制の下にあってはその構造的壓力と漁業生産部門における獨占資本の進出とにその進展を阻まれざるをえない。前者は、インフレーション、國家統制、租税などを通して現われるが、とくに獨占價格に基ずく漁業資材と漁價との缺狀價格差の形成に最もよく示される。昭和二五年の輸入補給金切り以後の漁業資材(マニラ麻、綿花、燃油、其他)騰貴は、朝鮮事變勃發以後の木材、鋼鐵其他の値上りと相俟つて、國家獨占資本主義の政策の一端を明らかにしている(シエールについては第一部第三章参照)。更に、昭和二三年を一つの契機として、戦後はげしい勢いで流入した轉換資本や新興資本に對する獨占資本(日魯・日水・大洋漁業など)の進出・支配が確立して來る。これは、昭和二一年より開始された漁船建造の資金的裏付としての復金融資(國家獨占金融)の大會社に對する先行優位、許可漁業に對する代船許可、新規許可の條件の相違などを前提としているのであるが、K町「船主—船元」經營——中小漁業資本——は、ここに國家權力と癒着せるこれら獨占資本と競争關係に立つのを餘儀なくせられる。この危機に對する「船主—船元」經營の生産面における對應は、労働日の延長と、労働生産性の増進の面からみることが出来る。(賃金(V)切下げに關しては第一部第二章第一節歩合制度、金融面における對應は第二章第二節を参照)

(註) 水産物配給價格統制(昭和二一年—昭和二五年三月三十一日)

A 労働日の延長

労働日の延長は、漁業において稼働日数の増大、漁撈作業時間の延長として現象する。

1 漁場の擴大・發見——漁船の大型化は(大型化は後述)航續力を増大せしめ、又多少の荒天でも出漁を可能となす。この可能性の上に立つて、漁場を擴大し、發見或いは一定の豊度を有する水域への進出をこころみる。鯖漁業の房總沖、長崎、濟洲島附近への進出、鰹鮪漁業の神津島、南島、秋刀魚漁の劍路沖などはこれに當る。漁場への距離の増大は航海日数の延長を結果する。

2 季節的に他の漁種を兼業——鰹鮪漁業は、鰹漁(四月—八月)と鮪漁(一月—三月)との間の閑漁期を利用して秋刀魚漁(九月—二月)に昭和二六年より従事し始めた。これによつて現在の設備を年間ほとんどフルに利用することが出来るようになった。(昭和二六年度の水揚高の割合は次の通りである(第56表)。秋刀魚漁は全體の約三割七分を占めてゐる。)

【第56表】 秋刀魚兼業船の水揚高の割合

鰹魚	八、五〇〇、〇〇〇圓
秋刀魚	四、〇〇〇、〇〇〇圓
鮪魚	二、五〇〇、〇〇〇圓

(鰹鮪船79.15噸の場合)

3 航海度數の増加——三〇噸以下の鯖船の場合は、ある限度以上漁場を擴大し發見することがほとんど不可能なので、航海度數を増加せしめることによつて労働日を延長し、絶對的剩餘價値を増大せしめる。(EP丸はこれを更に押しすすめるために漁港

の整備を希望している)(漁港参照)

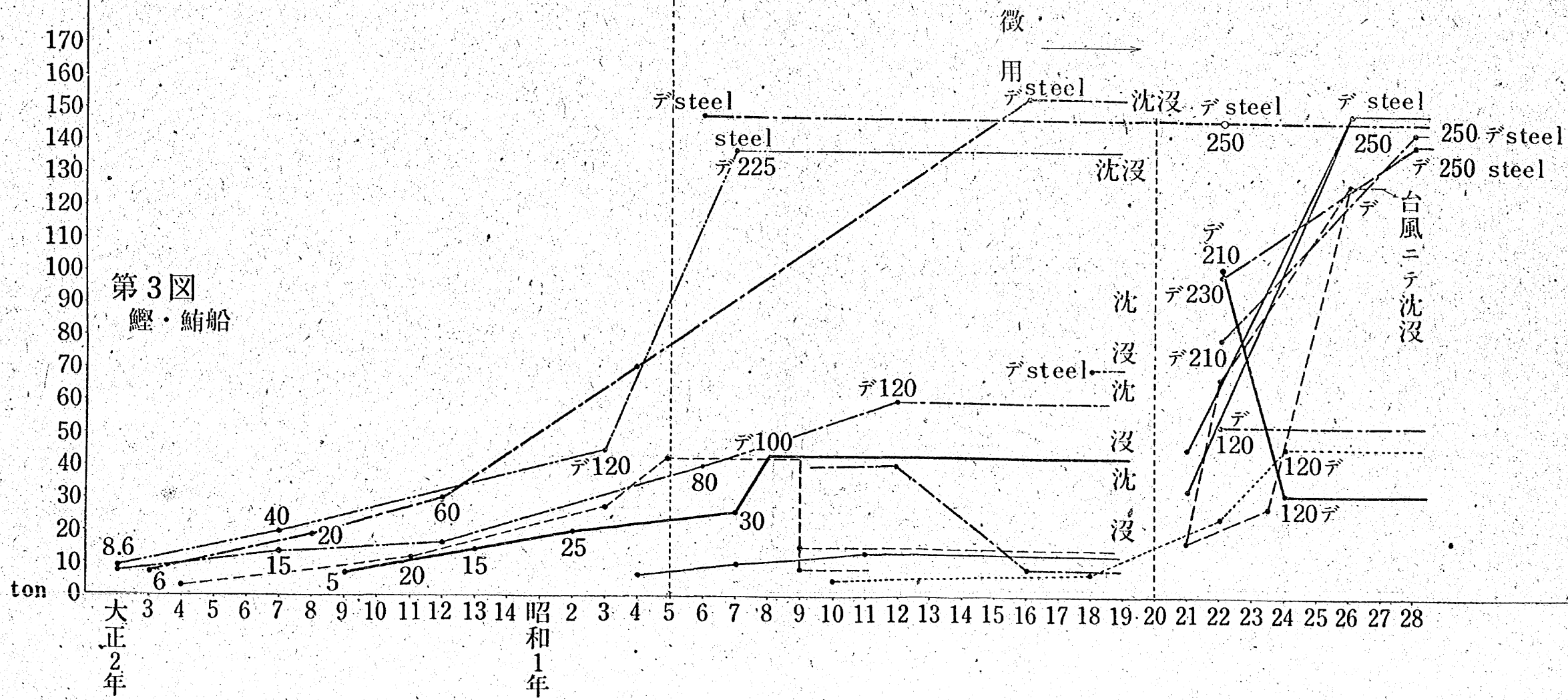
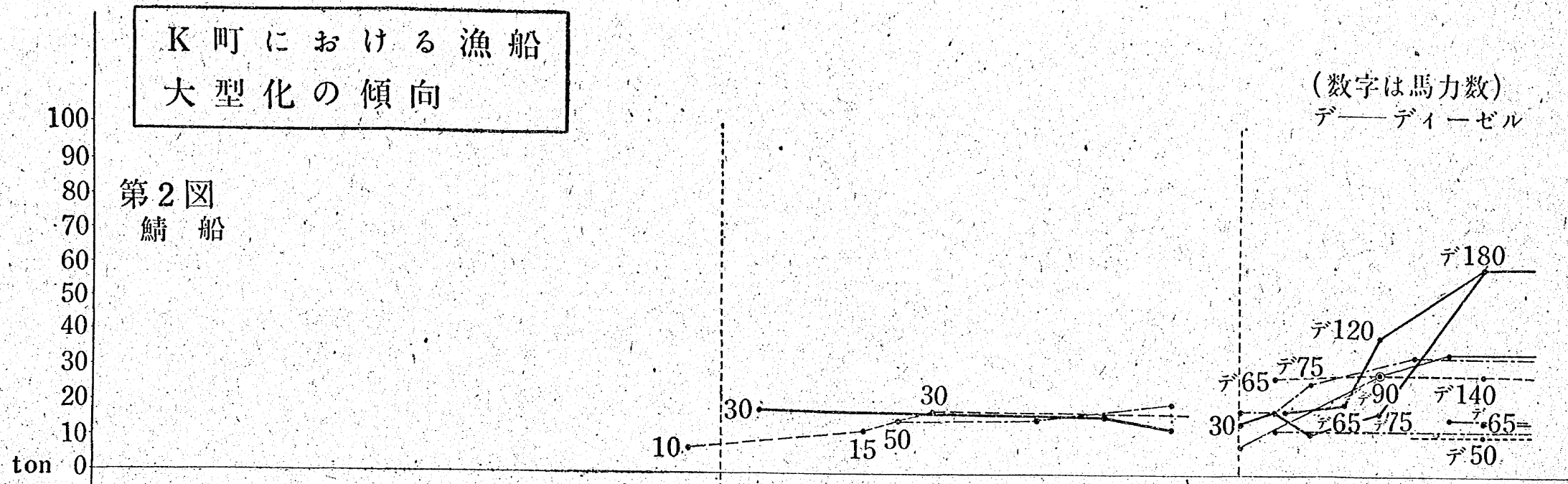
4 盛漁期における漁撈作業時間の延長——魚群の廻遊に當る時には漁撈作業時間は無制限に延長される。鯖漁業を例にとると、沿岸漁の場合、午後二時出發、漁撈労働は眞夜に行われ、翌朝九時歸港という形が見られる。漁業生産部門において生産それ自體の性格から標準労働日が決定され難いのが一般であるが、「船主—船元」經營における後れた労働關係の上に立つて労働日の延長は更に容易に行われ得る。

B 労働生産性の増進

漁業における労働手段は水面、漁船、漁具其他であり、労働対象は水及び天然に存在する魚類である。このような採取産業における労働生産性の増進を検討するために、まず労働手段のそれぞれの役割と位置を簡単に明らかにしておきたい。

労働手段の一は水面である。これは農業における土地の如き位置にあり、それが一定の固定した水域であるならば労働の生産性の基礎として豊度が問題となる(沿岸漁業)。けれども廣大な水域にわたり漁場が移動する遠洋・沖合漁業の場合は、ある一定の豊度を有する水面まで到達しうる船舶の大きさ、航続力、耐波性、漁群を追跡する動力の強度及び漁具すなわち他の労働手段の相違が主にあらわれて來るので、自然の豊度がそのまま直接超過利潤の基礎にはならない。前者の場合それが私有され經營によつて獨占されていれば、漁業権をめぐつて地代(差額地代及び絶対地代)が発生する。後者は、すでに述べたように固定した私有水域でなく、又特定の經營に占有される事もないので地代は発生しない。^(註)

K町における漁船
大型化の傾向



の整備を希望している)(漁港参照)

4 盛漁期における漁撈作業時間の延長——魚群の廻遊に當る時には漁撈作業時間は無制限に延長される。鯖漁業を例にとると、沿岸漁の場合、午後一時出發、漁撈労働は眞夜に行われ、翌朝九時歸港という形が見られる。漁業生産部門において生産それ自體の性格から標準労働日が決定され難いのが一般であるが、「船主—船元」經營における後れた労働關係の上に立つて労働日の延長は更に容易に行われ得る。

B 労働生産性の増進

漁業における労働手段は水面、漁船、漁具其他であり、労働對象は水及び天然に存在する魚類である。このような採取産業における労働生産性の増進を検討するために、まず労働手段のそれぞれの役割と位置を簡単に明らかにしておきたい。

労働手段の一は水面である。これは農業における土地の如き位置にあり、それが一定の固定した水域であるならば労働の生産性の基礎として豊度が問題となる(沿岸漁業)。けれども廣大な水域にわたり漁場が移動する遠洋・沖合漁業の場合は、ある一定の豊度を有する水面まで到達しうる船舶の大きさ、航続力、耐波性、漁群を追跡する動力の強度及び漁具すなわち他の労働手段の相違が主にあらわれて来るので、自然の豊度がそのまま直接超過利潤の基礎にはならない。前者の場合それが私有され經營によつて獨占されていけば、漁業権をめぐつて地代(差額地代及び絶対地代)が発生する。後者は、すでに述べたように固定した私有水域でなく、又特定の經營に占有される事もないので地代は発生しない。(註)

鯉船噸數別
許可料

噸數	金額
20—50	21,000
50—100	43,000
100—145	68,000
145 以上	80,000

(註) 鯉船漁業は漁業法第六五條による農林大臣の許可漁業である。許可料は、免許料の他に噸數によつても徴集される。上に、噸數に従つて徴集される許可料を参考のため掲げる。(上表)許可料は利潤の一控除部分である。(料金は町漁業協同組合調べ)

他の主要な諸労働手段は次のようなものである。

イ 漁撈労働過程における漁具、又は機具

ロ 航行労働過程における船舶

ハ 船舶の泊地としての漁港

「船主—船元」經營における労働生産性増進の方法について考察すると、

イ 漁具

秋刀魚漁——一般の流刺網より棒受網へ。又その網については綿糸製より合成纖維製へ。

鯖漁——手糸釣のしびより跳ね釣の竿へ。(第一節鯖の漁撈技術の變化の参照)

機具 魚群探知器の設置 電気照明装置設置

(KS丸)一五・七四トン、燒玉五馬力、八・五ノット)はK町鯖船中最小規模であるにも拘らず、設置後の昭和二十七年度においては港水揚比率最高の成績をあげ、漁業協同組合より優秀船と指定された。鯉船FT丸の魚獲高が平均して高位を保ちつづけているものこの點に一つの根拠がある。

ロ 漁船

漁業における資本主義の展開

i 大型化・鋼船化

前出第2圖及び第3圖は戦後における船舶の更新を示す圖表である。生産手段の競争は漁船において最も激しく現われる。このことは漁撈労働過程における生産性の増進に生産力發展の基礎を求めず、航行労働過程のそれすなわち漁場の擴大發見を可能とする漁船の航続力・耐波性其他の増進に主として求める現漁業手工業段階の技術體系を示す。しかし同時に航行労働過程における改善(大型化鋼船化)は超過利潤の基礎となるより豊度の高い水域に達するための不可欠の条件であつて、ここに採取産業としての漁業の特色がある。

鯖船の場合(第58表)(第57表)(第2圖)

三十噸をこえると、房總沖、長崎、長崎沖、齊洲島から東支那海へ向う漁場が操業範圍に入る。これが漁獲高の増大及び安定と非常に大きな關係を有し、現在競争の目標となつてゐる。(第52表参照)

船の大型化は當然船方數の増加を可能ならしめる(第58表、第59表参照)。前節で明らかにしたように手工業的技術に基づく協業の段階では、労働者數の増大は剩餘價值總量の増大を結果する。(註)

(註) 危機に對する一對應策として小型船において労働者數を増大せしめる傾向がみられる。終戦直後では、十五トン級の鯖船は乗組員平均二二名が、昭和二六年では平均二七名に増大している。

鯉・鯖船の場合(第53表)(第60表)(第3圖)

昭和二六年現在K町鯉船は一五〇噸級二隻、一〇〇噸級二隻であつたが、これらの主な漁場は鯉漁鹿兒島から三陸、鯖漁伊豆沖、鳥島、神津島附近であつた。しかしながら大資本との競争が激しくなつた現在では生産力を高めるために南洋の鯖漁場まで操業水域を擴大し、三崎(日魯漁業)の三〇〇噸級に對抗しなければならない。地元漁業協同

【第58表】

鯖船の大型化と労働者數の變化

船の噸數	労働者數
15 t	22 名
20 t	22 名
27 t	25 名
33 t	33 名

(第三F S丸の場合)

【第59表】

鯖船の労働者數

船の噸數	労働者數
29.30 t	36 名
29.78 t	33 名
46.22 t	33 名

(昭和27年度現在)

【第57表】 鯖船の大型化

噸數	昭和18年	昭和26年
30 t 以上	0 隻	6 隻
15—30 t	2 隻	8 隻
5—15 t	10 隻	0 隻

註 昭和18年S村役場農林省水産夏期調査、昭和26年K町漁業協同組合所屬漁船一覽表

【第60表】 鯉鯖船の大型化

噸數	昭和22年	昭和28年
50—100 t	2 隻(免許狀有ルモ業ニ従事)	2 隻(2)
100—150 t	1 隻	4 隻

(第57表の資料と同じ)

組合の主張によれば現在鯉鯖漁業において一五〇噸級は、三〇〇噸級に飛躍するための限界線である。K町における鯉船「船主—船元」經營の發展は、この要請——危機への對應——を昭和二八年春に實現した。すなわち、九七・二四噸のST丸は一四〇・〇〇噸、七九・一五噸のSE丸は一四三・〇〇噸の共に鋼鐵船を購入した。これによつてK町鯉鯖漁船の平均噸數は一四三噸強となり、飛躍に對する限界線までは、一應到達した形となつた(前掲第53表参照)。(資本の再生産の面からみた船舶の更新は第一部第三章第二節「獨占價格の壓力を最もはげしくうけるのも漁船である」)

ii 動力の高度化

ある。漁群追跡力の増大は生産力増大の重要な要因として數えられる。このため、船は更新されずとも、機關をとりかえることにより、その生産性を増大せしめうるわけである。(第三K日丸が九〇馬力から一四〇馬力に替え、第八FT丸は二五〇馬力に替えた。KT丸が一四九噸の大型化を實現展開しながら生産高で餘り他を抜いていない理由の一つは機關の低きにある。)(價值實現の面では、歸港速度の運速は市場價格の高さに大きく影響する。)第61表に戦後の高度化が明らかに見られ

【第61表】 K町漁船の機關の種類と馬力數の變化

		昭和18年	昭和26年
I 鯖 船	機 關	ディーゼル 機 玉	0隻 11隻
	馬力と 噸數の 關係	20t 以下 20 ~ 30t 30 ~ 40t 50t 以上	30馬力 (0隻) (0隻) (0隻)
II 鯉 船	機 關	ディーゼル 機 玉	6隻 0隻
	馬力と 噸數の 關係	50 ~ 100t 100 ~ 150t	120馬力 225馬力

註 昭和18年 農林省水産夏期調査K村役場調
昭和26年 K町漁業協同組合所屬漁船一覽表

ハ 漁港
漁港は、一定の水深を有する水面——土地——と諸設備から成つてゐる。漁港の労働手段としての機能は、主要労働手段である漁船に泊地を提供する補助的役割にある(工業における工場建物敷地と對應する。この點で漁場の水面と異なる)。それ故漁業生産に直接機能しないけれども、労働手段の生産性を増進し、稼動度を高めるために重要な役割を果す。ただ、その改善が他の労働手段の場合のように特定の個別(船元)資本の例外的な生産性の増進として作用せず、該港を基地とする總(船元)資本の生産性の増進としてあらわれる點が異なる。労働手段としての漁港の改善は他の主要な労働手段たる漁船の大型化と對應する。そこでK港の改築は港を基地とする漁船の大型化との關係から検討されねばならぬ。

K港は明治の初年來大井川より下る木材の集散に古くから利用されてきた自然港であつた(「K漁港修築計畫概要」)。ところが正初期の動力化に契機を有する沖合漁業・遠洋漁業の發展により、漁船基地としての役割が次第に重要視されるに至る。修築工事の濫賜は昭和二年における木屋川河口改築——河口にコンクリート詰め、河口にコンクリート詰め、川土砂の流出による充塞を防

【第62表】 村漁獲高種類別構成推移(大正14年~昭和18年)

年度	大正14	15	昭和2	3	4	5	6	7	8	9
魚種	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
鯉 鱈	7,444	1,500	13,650	23,600	3,300	3,500	1,200	1,200	2,250	250
鯉 鮪	20,000	27,460	—	5,000	4,500	800	28,000	33,200	—	—
鯖	3,000	5,050	42,300	17,500	11,944	960	8,600	9,500	15,500	21,000
魚類計	40,444	34,010	55,950	46,100	20,944	7,260	37,800	46,200	20,850	72,250
年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
魚種	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
鯉 鱈	—	4,590	2,070	4,420	2,500	1,450	39,900	10,665	12,382	
鯉 鮪	400	—	—	337,200	304,500	245,000	168,450	245,866	116,857	
鯖	89,500	95,700	175,000	156,000	146,000	114,000	155,430	125,374	139,261	
魚類計	107,765	116,870	191,150	509,380	469,520	368,130	419,630	468,900	441,449	

漁業における資本主義の展開

どうとする土木事業——であつた。

その後昭和五・六年よりの第一次漁船大型化、第二次動力化の趨勢に従い改築が要請されて、昭和七・八・九の三ヶ年にわたり、船溜構架が行われた。すなわち、導水堤、荷揚施設を新設、更に河口を浚渫して本格的な船溜が一應完成し、従來曳網で砂濱に引上げていた漁船は港内に碇泊し、又一〇〇トン級漁船の入港も可能となつた。これは以後K漁業發展の重要な契機となり、九年以後K港の水揚高は激増する(第62表)。更に漁船収容能力の倍加は、外地船、焼津船の入港・基地化として現象する。「船主—船元」經營の發展が要請した漁港の修築は、逆にその發展の契機となり、資本制漁業發達の條件を提供したのであつた。

(註1) 工事費五千圓、K漁業會との部落共有地財産管理委員會とで折半負擔する。S縣縣廳土木課許可工事。(K川河口修築工事概要)

(註2) 工事費十四萬圓、縣當局の失業對策としての豫算補助による救済事業。(K村築港に關する衆議院への請願書)

(註3) 従來大型船はS港に小型船はK當港に入港してゐたので、稼動日數に非常な制限をうけた。

(註4) 根據地の形成は大型船に遠進を可能ならしめ、鮪漁は

八丈島南島島まで漁場を擴大する。又小型船鯖漁業の發展の可能性が與えられる。鯖漁の確立期は昭和八―十二年とみることが出来る。前掲第2圖参照。

(註5) 漁業における資本主義の發達は、一方では漁港の形成を推進し、他方では市場組織を形成する。従來漁獲物は主としてY港で水揚していたが口錢をめぐる對立(Y市の漁船は三分五厘、K町の漁船は外船なみに四分―五分)が直接契機となり、昭和一五年にK鮮魚共同販賣所が設立され、翌一六年には漁業會が鮮魚の集出荷事業を開始した。こゝにK漁港は市場組織の中心となる。この漁港の形成、市場の確立が「船主―船元」經營における商品化をおしすすめたことと言うまでもない。又これらのプロセスは、一方では漁業專業化、他方では漁民層の階級分化へ導いた。

すでにおかれれば特に鯨鮪漁業に従事する「船主―船元」經營において、利潤追求の主要なる手段が漁船の大型化にあることを見た。更に戦後における鯖漁業の發展に伴う船舶激増により、又外地船の増加により泊地としてのK漁港の水域が狭小となり、又その設備の不完全によつて、台風、荒天の折被害が續出して漁船の消耗度甚だしく(EP丸はダイナ塞風で港内において中破)、特に小型鯖船の稼動日數(労働日の項参照)が徒らに制限せられていた事實がある。このような諸事情は、従來の水深と水域を有する自然條件と、それに附隨する諸設備の改善を必然的に要請する。すなわち、水深三米浚渫、水域擴張、防波堤、導水堤、岸壁其他の構築事業起工がK「船主―船元」經營一般における労働生産性増進に對する要請として生じて來たといふことが出来る。しかしこれが個別資本の投資によつては改善せられない所に、労働手段としての漁港の改築の特殊性が存在する。ここにK港を基地とする漁業經營と築港の問題が生ずる基盤があるのである。

(註1) 現在のまゝであると地元漁船の七割の收容能力しかない。又完成した隣接地Y港は地元漁船の六割しか收容出來ぬため

に、外地船のK港に入港し、或いは基地とするものが激増します。狭小となる一方である。K港戦後の入船數の増加は左表の如くである。

(註2) 漁港の完備については第三章参照。KS丸は漁港が完備すれば、更に五―一〇航海(約二十日間)出漁可能となる事を主張する。

K港利用船隻數噸數水場高調べ

(昭和二十六年六月末現在)

年度別	二十三年		二十四年		二十五年		二十六年		摘要
	數	噸數	數	噸數	數	噸數	數	噸數	
地區別									
K	三三	一、二五四	三三	一、二五四	二六	一、三九九	三〇	一、四七〇	基地とす。
W	六	四〇	八	五〇	九	五三	二	三三	同
Y	六	四〇	六	四〇	三	三三	七	一、四三	同(隣接地所屬)
外	八	一、三九九	三	一、四四	九	一、五三	三〇	二、二三	延隻數
總水揚高	八八、七二貫	七四四元	一、六五、三〇八	一、九三、五三三	二、〇一、五五五	二、〇一、五五五	二、〇一、五五五	二、〇一、五五五	二十六年は六月末日まで。
(含外地船)	二九、三〇千圓	一三、九二	二四、八二	三〇、七五	三〇、七五	三〇、七五	三〇、七五	三〇、七五	

備考 本表は大型漁船のみに付調査したるものにして小型船を含まず。地元小型漁船(本表外)は二二隻、四五噸。無動力船は一二八隻あり、Y及び外地船も同様に無數に利用しつゝあり、一例をあげれば縣下にY町K町等の櫻モビ漁船などは十月―五月の漁期には約五十隻が大舉して本港を基地とするため、泊地はさらに狭小となる。

第三節 漁港の修築とその擔い手

A 漁業專業化と船元層の進出

漁業における資本主義の展開

K町漁業は、明治初年においては、農業の合間に地曳網(いそびき、なわ舟、でぐり、しらすなど)を中心とし、製鹽などを営む半農・半漁の形であられ、漁業で暮しをたてるものは、濱に面した土地に居住する貧農或いは「喰いつめ者」にすぎなかつた。その後濱に移住漁業に従事する者が増加し、明治三十年代には四丁櫓、六丁櫓の和船による小商品生産が漸次發達し、四十年代には家族労働の外に少數の雇傭労働を採用するようになった。其後大正初期の動力化以來、船元は岡へ上つて企業家の位置を獲得し、昭和に入り漁船が大型化し雙數も増加するにつれて船元數及び漁業労働者數も増大して、次第に漁業はK町において專業化の一途を辿つて行つたことは(第一部第一章第四節)すでに明らかにされた所である。第五四圖は地租、村税額を基準として明治十年代の船元の位置と昭和初期の船元の位置の變化を示す圖である。自作地主と船元の位置の交替に注意せられたい。(漁業者II貧農)

【第63表】 地租・村税額からみた
現經・船元の位置の變化

職業	明治14年 地租	昭和2年 村税
漁業者(現船元)	0.94	15.32
〃	0.14	15.32
〃	0.51	15.32
〃	0.81	4.95
(舊地主)	(65.00)	(48.48)
(〃)	(45.00)	(19.99)
(醸造業)	(29.00)	(48.48)
(自作地主)	(16.00)	(15.32)
(〃)	(18.00)	(12.39)
(〃)	(18.00)	(8.51)

しかしながら、この時期において、漁業會のヘゲモニーをにぎつていたものは地主層であつた。すなわち、漁業會の役員は僅かに鯉船の船元一名が漁業者の代表としてしめるにすぎず、會長は地主、役員もおおむね自作地主であつた。(註1) 昭和二年の木屋川河口修築工事(最初の築港事業)の先導をなしたものは、K村一番の大地主、村長長谷川良好であり(後述)、その工事費は漁業會と共有財産管理委員會が折半したのである。(註2)

(共有財産管理委員會とは、1部落の地主を中心とした區有地管理機關である。)

(註1) 昭和二年漁業會役員 會長 大森戸吉(地主) 理事 奏平吉(自作地主)、福島源次郎(自作地主) 監事 松岡惣一(自作地主)、高橋惣一郎(船元) (「漁業會定置漁業權轉貸に關する件」決議録より)

(註2) 木屋川河口改築費決算
収入之部

科 目	金額	摘 要
寄附金	五、〇〇〇・〇〇圓	漁業組合二、五〇〇圓、石津共有二、五〇〇圓
古材賣却	八五・六〇	船體不用部分取外シ分
セメント賣却	一二九・九五	工事中止ニヨリ一時賣却
預金利子	三・五三	當座預金分
計	五、二一九・〇八	
支出之部		
科 目 <td>金額</td> <td>摘 要</td>	金額	摘 要
古舟買入	六五三・〇〇圓	元萬舟四七〇圓、元相ヤ一七〇圓、ハシケ一三圓
セメント買入	一、五三九・八二	渡仲分八〇四・五〇圓 清水分七三四・三二〇圓
人夫賞	一、五五〇・七〇	昭和二年四月六日ヨリ五月七日マデ七五三・八〇〇圓 三年二月八日ヨリ四月二十六日マデ七九六・九〇〇圓
割栗石	六九四・一三	三百五十六藁分
木梢材料	四九八・四二	松材二〇三・〇三圓 粗材二二二・七五圓 ボルト三三・三五圓 針鐵其他三九・二九圓
器具損料	六六・七〇	船體揚卸器具使用分

漁業における資本主義の展開

出願費	五八・〇〇圓	測量出願書類調製費
報酬	五〇・〇〇	中野勇次郎分
旅費	九・七九	S島田出張電話實費
賄料	三〇・〇三	夜業炊出其他
計	五、一五〇・五九圓	

收支差引殘金 六拾八圓四拾九錢

昭和七・八・九年の船溜構築を契機としK町漁業は「船主—船元」經營を中心として專業化確立の道を進んだ。すでに述べたように、大型船一〇〇噸級のK港入港は劃期的な意義を有する。昭和一五年の鮮魚共同販賣所開設の際には、船元がその發起人の一人となり（永井銀蔵）、十八年の漁業會改選において船元の役員をしめる割合は更に増大した（三名）。しかし、戦前から戦時のこの段階に到つても、漁業經營者の位置が地主層の岡の勢力を全く排除するまでに確立したとはいへなかつた。（但しK漁業に對する地主支配は漁業生産及び流通部門に對してではなく單に船株所有という形であつた。第一部第一章第四節参照）（岡は小字名）

しかしながら、すでに第一節で明らかにしたように、戦後における「船主—船元」經營の著しい發展は、K漁業の專業化を確立した。そしてそれは同時に漁業經營者船元の手による漁業協同組合（漁業會の後身）のヘゲモニーの完全な獲得、K町町議會への船元層の進出という形で現われた。前者については、第64表の漁業家數の變化にもよく現われているが、解散した漁業會のあと提出された、水産業協同組合法（第二部参照）に基く漁業協同組合設立認可申請書（昭和二四年八月二十日）に明らかに讀みとる事が出来る（第二部第一章）。すなわち漁業協同組合設立發起人の中の大部

分が船元によつてしめられ、職業不明の數名のうちにも、舊地主層は一名も見出されない。又同月に行われた第一回漁業協同組合理事・監事・總代・選舉に當選した役員は、定置網漁業の代表とみなされる一名の舊地主（しかもこの系譜はK町地主層に求められない）を除いては、凡て船元或いは小釣りの漁業生産に直接従事する者となつてゐる（第二部参照）。

【第64表】 K町における漁業家數の變化

年次	漁業世帯數(A)	村全世帯數(B)	A/B
大正14	181	—	—
昭和15	220	—	—
2	232	—	—
3	270	—	—
4	295	—	—
5	326	—	—
6	320	—	—
7	349	—	—
8	384	—	—
9	411	—	—
10	440	—	—
11	447	—	—
12	457	—	—
13	480	—	—
14	495	—	—
15	501	—	—
16	422	—	—
17	419	—	—
18	398	1,453	27.3%
25	596	1,902	31.3%

註 K町役場調べ

專業化の確立、漁業における資本主義的發展に基く船元層の進出を、もつとも如實に示すものは、戦後における町議への進出である（第65表）。昭和二六年度村會議員（當時村制）選舉當選者投票數合計二八五八票のうち、二割強に當る六二三票が漁業を地盤とする船元三名によつてしめられている。投票總數においてはさして意義を認められないが總務副委員長、土木、經濟、築港建設の各委員長の重要ポストにある事實は注目せられなければならない（第66表）。村議の各投票數、所屬黨名、職業、地盤（立候補推薦者によつて推定）は次の如くであるが、ここに從來村政に支配權力を有していた地主層とその藩屏に對する戦後の船元の位置を看取する事が出来る。村會における戦後の主たる變化は、支配權力のブルジョワ的基盤への漸次的移行であるが、船元の進出はその一環であり、かつ、ブルジョワ的基盤に支配權力を移動せしめたものは、窮極にはK町における漁業の資本主義的發展である。

漁業における資本主義の展開

【第65表】 昭和26年度村會議員名簿 (任期2年)

氏名	投票數	所屬	職業	地盤
佐藤善作	330	無	魚商	魚商・水産加工
澤清	279	〃	會社員	(不明) 商業
福永熊一	251	〃	齒科醫	(不明)(舊地主層の系統)
河口節一	246	〃	酒類販買業	(舊地主の分家) 農業
朝田貫一	240	〃	株式會社社長	K町商工會(會長)
永井銀藏	233	〃	(鯖船)船元	漁業
青木秀	232	〃	農業、會社常務	農業(元地主・醸造業)
深澤熊吉	227	〃	農業	農業
中村正作	223	〃	水産加工	商業
田代勳	207	〃	農業	農業
野間辰男	196	〃	(鯉船)船元	漁業(全鯉船船元推薦)
岩本重太郎	194	〃	(鯉船)船元	漁業

(備考) ○昭和22年度選出のときは舊地主層から二名自由黨所屬で當選した。
○因みに現村長は昭和22年度村議であるが社會黨所屬である。

【第66表】 昭和26年度村會委員會の構成

消防	委員會別		委員	
	區分	委員	委員長	副委員長
都市計畫	△朝田貫一	○岸本重太郎	○野間辰男	○岸本重太郎
築港建設	○岸本重太郎	△朝田貫一	中村正作	田川昇一
中學建築	△朝田貫一	○岸本重太郎	佐藤善作	神野清一
經濟	○岸本重太郎	○岸本重太郎	深澤熊吉	大山鹿次
民生	佐藤善作	○岸本重太郎	深澤熊吉	深澤熊吉
教育	中村正作	○岸本重太郎	神野清一	神野清一
土木	○野間辰男	○岸本重太郎	田川昇一	田川昇一
總務	×青木秀	○岸本重太郎	○岸本重太郎	○岸本重太郎
委員會別	△朝田貫一	○岸本重太郎	○岸本重太郎	○岸本重太郎
區分	△朝田貫一	○岸本重太郎	○岸本重太郎	○岸本重太郎

註 (○印船元) (×印舊地主) (△印社長)

(註) 船元層の町議選舉の具體的基盤が漁業協同組合にあることに注目されねばならない。三名ともに漁業協同組合の役員(永井―常務理事、岸本―理事、野間―監事)であり、永井、野間の二名は、最初選舉事務所で漁業協同組合においていた事實がある。これは、漁業協同組合のK町における政治的意義を明らかにするものである。

B 漁業協同組合と築港

第二節で、鯉船漁業に従事する「船主―船元」經營において、危機打開として漁船の大型化が必然的に要請され、それに伴つて一五〇噸級漁船の入港可能な水深を有する泊地が必要となつて來たこと、地元鯉船漁船の増加に加えて外地船の入港増加により、K港水域が狭小になつたことが明らかにされた。第一節戦後の再建と對應して、前項で漁業の專業化と資本主義的發展に伴う船元層の進出をみたので、ここにこれら諸要因の漁業における結節點として、漁業協同組合と築港について考察し、第一章のまとめとしたいと思う。

漁船(特に鯉船)の大型化を要請したものは、資本間の競争であり、更に又K港修築―水深と水域の擴張と諸設備の改善を要請したものは、K港を基地とする漁業總資本の他地區における漁業資本に對する競争であつた。すでに第二節で明らかにしたように、一般的には、労働日を延長し、労働の生産性を増進せしむべき手段は、個別資本のもとにあるにも拘らず、漁業においては、特定の漁港を基地とする全資本に共通の手段としての漁港の改善がある。労働手段としての漁港は、この全資本の利潤追求の共通な基盤であると同時に、個別資本の投資によつては改善せられない所に特色があつたわけである。他方、遠洋漁業の發達は、その資本制生産の面からみれば、漁業經營と一定の地區との固有の關係を斷ち切る。すなわち、資本は最も有利な立地条件をこそ選ぶべく行動するからである。それ故、鯉船船の大型化の必然的の要請は、それ丈では地元K港擴張の可能性ではあつても、必然性とはならない。他港を根據地として利用する可能性も存在する。この労働手段としての漁港特有の性格と、築港が該地區遠洋漁業の發展からまず可能性としてしか現われない所に「船主―船元」經營との關連において漁業協同組合の視角から築港問題を検討

漁業における資本主義の展開

する所以があるのである。

戦後におけるK漁業專業化の確立は、すでに述べたように漁業生産者による漁業協同組合のヘゲモニーの完全な獲得として現われた。漁業生産者はここに結束と共通の利益追求の場を形成したのである。しかしながら共通の利益といつても、總代に選出されている小釣り(小商品生産者として獨立しているもの)や、組合員に名を連ねている漁業労働者は、定款の趣旨に反して全く顧みられず、すべて漁協の運営は事實上船元(漁業資本家)を中心とする理事會(註1)に委任という形をとる。その機能の面からみれば、漁協は生産費の切下げ、價格の維持、下落防止、仕込資金の肩替りや漁業手形其他の運轉資金の貸出、市場管理など中小資本、船元經營にとつて重要な役割を果すのみならず、國家系統融資機關としては、漁船の大型化船價の増大に基ずく従来の「船主—船元」經營の資本の限界に對する活路を與えている(船主會社との折半投資によつて漁船を建造せねならなかつたために、漁船の所有權も有する事が出來ず、又船徳という名目で利潤部分に喰い込まれてきた船元が、船主會社の投資の限界を機會に資金を系統融資に仰いで獨立して行くプロセス(前述)は、同時に船元經營と漁協との關係の一體化のプロセスでもある)。更に漁業協同組合が對外的には漁業ブルジョワジーの政治的基盤としての役目を果している事はすでに前項で述べた。それ故、漁港修築への個々の「船主—船元」經營の要請は、船元(漁業資本家)の結束の基盤であり、階級的利益を代表する漁業協同組合にそのまま反映される事は言うまでもない。そして問題はかかる漁業協同組合が業種別漁業協同組合ではなく、地區別の漁業協同組合である點に求められる。

(註1) 理事會の性格は第二部第一章参照。

(註2)(註3) 第二部第二章参照。

(註4) たとえば鯉鮪漁業協同組合など。隣接Y市では、最近一二隻が地區漁業協同組合に信用事業が行われていないのを主として理由に脱退してW村所屬船を糾合し、新たに鯉鮪漁業協同組合を設立した。

K漁業協同組合は船元の利益代表機關(註1)であると同時に相對的獨自性を有する事業體であり、地區漁業協同組合であるかぎりにおいて、特定の地域(K町・W村)を基盤となしている(定款については第二部第一節参照)。それ故に當該地區漁業の發展——端的に言えば所屬船舶の増加、水揚高の増大は、事業體としての漁協の擴大を意味するものでなければならぬ。すなわち所屬船舶の増加は、組合員數、組合出資金を、更に漁業資材の供給及び漁獲物其他の保管、凍結による利益を増大せしめ、外地船をも含めた水揚高の増加は、入港料、口錢(水揚手数料)収入を増加せしめるからである。他方この漁協の擴大は決算期に剩餘金の増大として現われ、それが各所屬漁船(—船元)に配當される事は、第二部に明らかにされた所であつて、事業體としての漁協の利益は又、船元の利益として還流する。船元(漁業資本家)の利益が、地區漁業協同組合に結集し、代辨せられると同時に、後者の利益がそこに再生産の基盤をおく前者の利益を構成するという關係にこそ「船主—船元」經營における資本制生産の發展——漁船の大型化と雙數の増加——がはらむ地元K港修築の可能性を現實性に轉化するモメントが存在するのである。稼動日數の増大、漁船の大型化による労働生産性の増進などによる生産力の増進、地元を根據地とする事により、仕込其他に漁協を足場として生産費引下げに有利な條件で確保し、水揚を地元で行う事により外地口錢(流通費用)を節減し、回航、荒天による被害など無益の出費を排するなど「船主—船元」經營にとつて築港のもたらす經濟効果は漁港擴張、第三種指定漁港への轉化を契機とする漁港經濟發展に基ずく漁業協同組合の利益と表裏一體をなすものである。

(註1) 漁業協同組合は對外的には獨占資本に對する中小資本の保護の役割を果すと同時に、金融面を通じて獨占資本の中小資本漁業における資本主義の展開

支配の機能を果す。

(註2) 漁協の損益計算書のうち一〇〇萬圓以上の純利益を構成するものは

第一位 鮮魚扱料(口錢) 七、一二六、〇九一圓

第二位 魚類保管料 三、〇〇八、〇四六圓

第三位 凍結料 二、五〇六、〇二三圓である。(第四回通常總會議案書)昭和二八年一月二八日)

(註3) 「地元負擔の計畫は、發細合水揚高に對する百分の一五は當然充當し得るのであり、この額は現在にても四五〇萬圓にして、將來港内擴張後の豫想せられる水揚高の増加を思ふとき、相當なる巨額が見込まれるのであります……後略」(農林大臣根本龍太郎氏への請願書)より。昭和二六年七月二四日)

斯くの如く、「船主―船元」經營の漁港修築への必然的要請が、地區漁協の要請として現われた所に、地元K港修築の必然性があり、船元組合ならざる漁協が築港事業の立案者、擔い手となり、推進力となつた根據がある。しかしその計畫を實現する者は、漁協を政治的基盤として町議會に進出した船元層なのであつた(築港建設委員會(第二章第二節参照))。

ここにK町「船主―船元」經營における資本制生産の發展は第三種漁港修築を結實し、K港完成は又船元の資本家的經營の飛躍的發展の契機となる。と同時に、獨占資本との競合關係の激化のうちに「船主―船元」經營は危機に直面せざるを得ないのである。

(註) 地區漁業協同組合でなく業種別漁業協同組合或いは船元組合ならば、その構成主體たる資本家的經營の發展をそのまゝ該地區漁港修築という形で結實しない。

第二章 支配機構の變化

第一節 區有地の意義

現在漁業中心地をなしているI部落(當時村)は、明治初年に郷倉のあつた本村附近を除いては一面のよし原であつた。その面積は一四町歩と言われる。開墾は徳川末期より行われて來たが、明治に入ると開墾地が徒らに個人の許に集積されるのを除くためと稱して村が擔當し、開墾地を村名義としてから、追々權利書を作成して個人に賣却する形式をとつた。又、海岸通りの濱河原が國有地拂下げの折(恐らく明治十八年)區有となり、これも次第に増加する濱の居住者(前述)に分讓された。これらの殘部が、I區有地を形成する。

(註1) 當時I村は屋根葺をするよしを刈る講組、よし組があり、向い組、本田組、新田組、下組の四組に分れ、灌漑・水利の管理や八幡神社の當番を行つていた。このよし組はよし刈りつくされた後まで残つて區有地を中心に一部の部落組織を形造る。

區有地のうち沙害による荒蕪地は、明治十七年の開墾計畫により、K港口の浚渫、耕地の排水、逆水門設計、十九年に到り、約一町五反の耕地となつた(明治二四年には該地より米八十四俵一斗四升を收穫)。又更に貯木場(大井川より下る材木置場)が買収され養魚池となり一部が埋立てられて宅地となるなど區有地にもとづく資産は次第に擴大された。明治

漁業における資本主義の展開

三七年の共有物取扱概説をここに一部かかてその性格の解明に代えたい。
 「共有物は去る明治十八年末鋭意その増殖をはかり、名目應分の盡力を以つて二十年間苦心の經營の結果、年々相當の資力を備え、よくその保護安全を期し不動産はことごとく大字名義となし、金員は株券に換え、他日不明瞭の點なからしめんとせり。こゝに第一期の事業を完うせしをもつて、第一に村社社地を購入し、永く祭資に供して共同一致の誠意を表し、降つて各自應分の徳に浴せしが爲、村税戸數割の幾分を補給のこととせり……後略」(明治三十七年共有物收支精算報告)

共有地の性格とその機能を分析するに當つて興味ある事柄は、今引用した概説の中の「各自應分の徳に浴させる」という言葉である。明治二〇から二四年までの四カ年工事の折、「區民は協力一致苦心に苦心を重ね、腰辨にて或いは潮の干満を掛引きて仕事を進め、押水防堤防を造り、悪水溜を掘り、用水路を造るなどあらゆる勞を重ねた」ので、すでに述べたような「莫大なるものを取得するの大成果を見る」に至つた。ところがその「利益」は、土木費、村社水天宮の祭資、公會堂の建設、消防、警防費、沙除林の植苗などに支出され、「各自の當然負擔すべき費用」を辯じると同時に、叔摺機の購入米所の設立(明治四十年頃)(後述)にあてられ、村税の補助は「各自應分の徳」にしたがつて地主に重く、貧農に軽く行なわれたのであつた。ここに共同の利益の底にある區有地の意味を明確に讀みとる事が出来る。

(註1) 昭和二年度村税補給簿(總額四四一圓)

	村税額	補給額
地主・銀行頭取	四八・四八	五・八六
地主・醸造業	四八・四八	五・八六
地主・漁業會會長	二四・七八	二・九九

【第67表】 I村における明治10年代の地主層の構成(含漁民層との對比)

氏名	分類	明治9年	明治10年	明治14年	明治16年
長谷川善左衛門	地主	35.40	38.30	65.00	62.00
青木 作右衛門	醸造業地主	27.00	32.00	29.00	30.00
大森 喜左衛門	地主	25.00	—	45.00	46.00
福島吉三郎	自作地主	33.00	43.00	31.00	31.00
谷村久	自作地主	—	18.00	14.00	10.00
松岡惣一	自作地主	13.00	15.95	16.00	17.00
奏平吉	自作地主	17.00	—	18.00	17.00
(由山治兵衛請所)	隣村の大地主	40.00	49.00	68.64	—
高橋好一郎	没落して明治13年より濱へ移住	7.30	5.00	0.94	1.39
岸本四郎平	濱に居住、漁業	0.40	—	1.67	1.31
福島傳助	濱に移住、漁業	—	0.50	0.81	—

註 貢租取立帳

【第68表】 村田畑面積 (明治10年8月)

面積	町反畝歩
總面積	126.4.2.14
(内) 田	97.6.5.19
畑	4.0.2.00
宅地	12.2.4.00
鹽畑	5.7.00
よしず	2.4.7.00
沼地	2.7.3.00

註 (「實地反別一筆限歩話帳」)

門、地主大
 森喜左衛
 門、醸造業
 青木作右衛
 門などであ
 る。明治九

地主 二四・七八
 自作地主 一九・九九
 貧農 二・四四
 漁民 二・〇七
 〇・二九
 〇・二五

よし原の開墾をおしすゝめたものは村の有力者であり、勞働力と富の餘裕のある地主(註)であつた。これは、すでに述べたような、開墾方法に現われた村の権力の在り方とも對應する所である。明治九年地租改正當時に作成されたらしい(「I村全村繪圖」)によると、開墾の中心となつたのは、主として隣村O村の大地主、油商の田山治兵衛、I村一の地主で後に村長をつとめる長谷川善左衛

年より一六年に至る地租額は第67表の如くである(地主層と没落した貧農の演移住者とが対比的にあらわれている。明治二〇年—一四年)。

(註) 裏面からみると、I村において隣村O村の如き長者様とも言われるような土地兼併をなした大地主が見られず、名主の家が尋ね當らず、文書にあらわれた名主に苗字がないこと、身分関係も弱くなく、階層分解のあとも激しくみられないこと、所有地が主として開墾地であることから、該村の地主は、富裕な本百姓が開墾によつて次第に土地を擴大して行つたいわゆる開墾地主の系譜に屬するものではないかと考えられる。

すでに明らかのように、區有地及び共有財産を保護育成しその實權を握るものは第67表地租三〇圓以上の納付者を中心とする地主層である。彼らは區有地及び區有地利用による収益を大字名義の共有財産とし、講組(よし組)の經濟的基盤たらしめると同時に、自らの村支配の經濟的、政治的基盤たらしめた。區有地管理のヘゲモニーを握る村一番の地主長谷川家(第67表参照)を例にとるならば、當主敏好は村長として前記事業の計畫實現に指導的地位に立つたわら共有財産により、糶摺機を購置精米所を設立する(明治四十年頃)。これは明らかに彼を中心とする地主層の要請に基づき小作米商品化の強化に外ならないのであつて、時恰かも寄生地主制確立の一指標、米穀検査の全國的開始と對應するものである。ここに區有地の、地主制の一經濟的基盤としての性格が示されている。共有財産による村稅補助額の階級的差別はすでに述べた。(長谷川敏好は其後K實業銀行の重役となり、更にその後K身水産銀行の頭取となつて昭和五年の恐慌時に倒産する。I村地主ブルジョア化の例である。)

更に地主層は區有地を通じて支配機構を確立する。元來I村における地主的土地所有は封建的秩序中に鞏固たる根を有せず(前註参照)(農地解放對象小作地は二七・六%の低位)、従つて土地所有を通じて強い身分制を確立し得なかつた。

そこで見出される途は、長谷川家を中心とする數名の地主が自ら主導權を有する區有地を基盤として、部落の利益の名の下によし組という部落組織を通じて支配權を確立する方向であつた。區有地及び共有財産は事實上よし組の財源であつたためにここに彼等は從屬關係にある小作層のみならず自作層、漁民層をも含む部落全體の支配を可能としたのである。大正年間の村長、村議、漁業會長は皆これら地主層(例・一四五頁註1)によつてしめられた。船溜構築(昭和八年)に關する共有財産と地主層の果した役割はすでにふれた所である。(第一章第二節)

K村における地主の村支配の形態は以上の如き地主層と區有地との關係の中に看取される。これら區有地は地主層の經濟的、政治的支配の支柱であると同時に、共有という性格の故に小作貧農層との對立を隠蔽してその勢力の安定を一應保證したのである。(第67表にみられる地主が後に(昭和一六年)共有財産功勞者として表彰されたのもその故である。第71表)

寄生地主制の生成(資本主義に對應する地主制の再編)と表裏して形成され、I村における支配機構の基軸となつた區有地の解放をめぐる變化を次に考察して行きたい。(區有地は又後に築港敷地となる)

第二節 農地改革

K町における農地解放は、昭和二二年七月から昭和二三年十月にわたつて行われた。小作買收地、買收物納地主の所有規模と經營規模は第69表、現自小作別經營面積は第70表の通りである。K町の保有限度は七反歩であつた。前項で述べた地主層のうち、大正、昭和を通じてその土地を保有しつづけて來た長谷川、青木の兩家を對象として、農地改革によるK町の地主制の變貌を明らかにしたいと思う。

漁業における資本主義の展開

【第69表】農地改革

(買収 昭22.7~昭23.10) (農地等開放實積調査) 昭和25.8.1現在
△小作買収地(總耕地面積の27.6%) △印……項目

	不在地主の小作地	在地地主の小作地	小作買収地の合計
田	町 29.4709	町 38.0015	町 79.9218
畠	町 0.6328	町 1.5009	町 3.3601
計	町 30.1109	町 39.6325	町 82.1819

△I 買収物納地主の所有規模と經營面積 (改革前 昭和20.11.23現在)

所有面積	經營面積				計
	不耕作	5反未満	5反~1町	1町~2町	
昭23	4戸	19戸	4戸	0戸	27戸
20	3	2	20	0	25
・現	2	2	0	0	4
11	0	1	0	0	1
・在					

II 同じく (改革後 昭和25.8.1現在)

所有面積	經營面積				計
	不耕作	5反未満	5反~1町	1町~2町	
昭23	4戸	11戸	9戸	3戸	27戸
20	3	3	12	7	25
・現	2	2	0	0	4
11	0	1	0	0	1
・在					

【第70表】自小作別農家戸数およびその經營面積

(1950年世界農業センサス) 昭和25.2.1現在

總數	A農家數	B面積	總數	3反未満	3反~5反	5反~1町	1町~1.5町	1.5町~2町
			戸	戸	町	町	町	町
	430	316.37	76	33	190	99	12	
			町	町	町	町	町	
自作	217	172.19	33	21	97	58	8	
			町	町	町	町	町	
自小作	162	172.92	12	23	82	41	4	
			町	町	町	町	町	
小自作	34	12.68	17	6	11	0	0	
			町	町	町	町	町	
小作	17	3.57	14	3	0	0	0	
			町	町	町	町	町	

長谷川家の改革前の所有地は在村地主最高で六町六反一畝、解放六町二反一畝で現在四反歩耕作、丸山家は改革前七町(村外を含む)、解放六町三反、現在田四反五畝、畠二反五畝を耕作している。長谷川家は耕作地五反未満(當主は元銀行員)、青木家はすでに昭和十七年に醸造業を止めていたから、兩者は共に七反歩を保有程度とする土地解放によつて、その經濟的基盤を失つたことはいふまでもない。長谷川行敏は解放後一舉にして半年の配給を受ける四反歩耕作の自作農に轉落するかたわら、郵便局長を兼ねた。在郷軍人、翼壯年團員の故に追放令に該當して辭職後水産加工業(なまり、かまぼこ、塩さば)に手を出して失敗し、昭和二六年頃には全く生活に窮してK村村役場の臨時書記に入れたらう有様となつた。他方青木秀は、静岡縣水産團體總務(昭和十八・二十二年)の經歷と手腕により、鯉船船K T丸(現一四九・六四トン、株式會社)の會計主任に入つた。ここに農地解放により、地主は一應消滅するかに見える。ではK町において地主層の支柱の役割を果して來た區有地はどうであらうか。區有地中耕作地は又凡て解放の對象となり、残されたものは、宅地と荒蕪地(沼地及び養鰻地)のみであつた。

ここで自己の所有地及び區有地という地主層としての經濟的、政治的基盤を失い、全く没落を餘儀なくされた舊地主の彼等が、この僅かに残された共有の宅地・荒蕪地にしがみつき、これらの分割を主張したのは、少しも奇異なことではなかつた。農地改革をきっかけとして、I共有財産管理の代表者達の間に區有地分割をめぐる意見が對立する。失つた經濟的基盤の一つを取り返えそうとする地主的意圖と、改革によつて漸く部落のイニシヤティヴを取る位置にのし上つた自作農上層部が、かつての地主層の如く自らの經濟的基盤の弱さを補い、部落支配に喰い入るために區有地を管理支配しようとする意圖との對立。土地を私有し、地價騰貴を待つて賣却しようとするブルジョワ的イデオロギイと、「仲間のものは村のもの」という共同體的觀念に立ち、「村の利益のため分割するを許さず」という共有

漁業における資本主義の展開

地の不文律(趣意書)をふりかざし部落組織を擴大することによつて、すべてを共通の利益に包攝し去らうとする「農民的」思想との相剋。この對立は昭和一六年頃には、すでに共有地管理の事實上の主導権を握つていた自作地主、自作農上層(註1)——松岡惣一、奏平吉に代表される——による後者の主張が勝利をしめた。すなわち、この事件を機に從來よし組一六〇軒で占有管理していた區有地及び共有財産を、I部落居住の全村民に加入金をとらずに解放し、I共榮會と名づける申合組合を設立して管理する事となし、さきの要請を押し切つたのである。ここに舊地主層の代表的存在なる長谷川行敏、青木秀は共榮會と分れ、區有地の機能はそのまゝに部落支配の基盤として自作農上層(註2) (舊自作地主を含む)に受けつがれる。この結果は、昭和二七年度I共榮會の役員に明らかに現われている。(ただし區有地は、この時には、すでに耕作地を失つて宅地、荒蕪地のみである。ここにI共榮會が荒蕪地を築港敷地に提供することによつて經濟的價値を高め、合せて耕地を埋立てして地價騰貴を狙う理由がある。地主は區有地支配から離れたが、後者において共通の利害關係に立つ。)

(註1) 第71表昭和一六年、I共有財産謝恩會において、功勞者として表彰される人々は地主層であり、これを表彰する管理委員會の主體は船元をも含めた自作地主(明治期における地租十圓代のクラス)自作農上層という形が見られる。區有地支配層移行のプロセスである。

(註2) 加入金を取らずに解放したということは、共有地がもはや獨占的な特殊な利益を生ぜしめないこと。しかし、區有地が區有地として存在する、すなわち政治的支配の機構の役割として意義があることを示す。

(註3) 會長 松岡 惣一(現農業協同組合組合長)
副會長 奏 平吉
委員は、第71表「代表者」の流れをくむ人々である。

土地を失つた地主は、ブルジョワジとして再生する。昭和二七年八月資本金一千萬圓のM冷凍株式會社が設立さ

【第71表】 共有財産管理に對する功勞による表彰者と委員會の代表者氏名

功勞表彰者	昭和四年度の村税額	委員會代表者	昭和四年度の村税額	代表者の性格
長谷川 敏好 (地主)	四八圓四八錢	奏 平吉	一一圓三九錢	漁業會會長、自作地主
青木 作次郎 (地主)	四八圓四八錢	岡 島 熊吉	九・九二錢	自作農上層
佐々木 助左衛門 (醸造業地主)	二四圓七八錢	青 木 作平	(不明)	第八區長、自作農上層
梅 谷 音吉 (地主)	一五圓二六錢	八 木 熊太郎	八・五一錢	第一二區長、地主の分家
福 島 力藏 (地主)	一九圓九九錢	高 橋 良一	(不明)	(不明)
安藤 清太郎 (地主)	八五・一錢	福 島 幸代	(不明)	自作農一町歩耕作 自作地主
高 橋 熊吉 (自作地主)	(不明)	永 井 利作	二・〇七錢	第一區長 鯉船船元
		岸 本 重太郎	(不明)	鯉船船元

(I 共有財産謝恩會記録、昭和16年11月2日)
村税額については昭和四年度村税補給簿

れるに當り、長谷川行敏は五十萬圓の持株で専務に、青木秀は常務に就任した。(港冷凍は新しいK港に隣接して建てられ、現在凍結五トン、冷蔵一六〇トンの設備を有し、同業者中最小規模ではあるけれども、機械の性能が高度な(註)ので現在經營状態は良好である。主なる漁種は罐詰用のトンボ鮪であるが、其他秋刀魚・鱈も扱ひ、現在の收容能力では需要に追いつかず、又昭和二八年九月に六〇〇萬圓の豫算で竣工する漁協のK冷凍は餌料を主とするから、競争關係がなく、將來の見込は、築港の完成に伴い、製氷への事業擴張も含めて非常に有望と言われている)

(註) 一般に冷凍に三六時間を要するがこの機械は所要時間二四時間で凍結するので鮮度が高くK町外からも依頼者がある。加えて青木秀は、舊地主層の基盤を背景に町議に立候補し(昭和二二年度、昭和二六年度)當選した。彼は昭和二六年

漁業における資本主義の展開

度には總務委員會の委員長、都市計畫委員會副委員長、築港建設委員となつて町議會の要職をしめると同時に、漁業協同組合の理事として、漁業に發言權を確保する。ここに明らかなように、農地改革によつて没落し、現象的にはI部落支配權を喪失したかに見えた舊地主層は、ブルジョワジーに轉身することによつて、更に上層の町支配の一勢力となつた。現在の町の權力は農民(I及びII部落) 商工業者(K・S部落) 漁業者(I部落) によつて一應の均衡がとられてはいるが、築港の完成の暁には、この配置には大きな變化が豫想される。ここに、のこる耕地七反歩を地價騰貴を見て賣却し、「船主―船元」經營の發展の豫想の上に冷凍業株式會社の運営を計つて行こうとする舊地主層轉身の途は、祝福されているようである。

(註1) 推薦者は舊地主層である。

(註2) 現在、土地改良、商業地帯へのガス管導入、築港事業がそれぞれ多額の町豫算によつて實施中である。又町長―農業。

町議議長―會社社長、K町商工會會長。町會總務委員長―舊地主、現會社常務。同副委員長―艦船船・船元の役割も端的な現れである。(前掲第66表参照)

農地改革を契機とするK町地主層のこの轉身は、しかしながら、漁業における資本主義の發達と切りはなして考える事は出来ない。すでに第一章で問題としたように、K漁業における「船主―船元」經營の發展は土地所有に基づく地主權力の支配に對抗しうる經濟的基盤を形成し、戦後においては町議會に船元が進出して従來の支配勢力に對し政治的ポストを確立した。この點に關する限り、漁業の發展は農地改革後の地主權力復活の大きな障害として作用する。けれども、漁業における資本主義の發達こそ、逆にK町地主層のブルジョワ的轉身の條件を提供した點が逃がされてはならないのである。それは地主層が有望な投資對象を漁業の發展の方向に見出しただけでなく、昭和二十七年十

月一日の町制施行に最もよく現われるK町の發展―その原動力は戦後におけるK漁業「船主―船元」經營の飛躍的發展に求められるが、(第一章第一節の終りに掲げた人口増大の表其他参照)―に伴う町の支配機構のブルジョワ的基盤への移行(第一章第三節第65表参照)がその轉回、權力の再編成を容易ならしめたからである。ここに、K町における地主權力殘存形態の特色^(註)をみる事が出来る。

(註) 土地所有ならざる資本に經濟的基盤を求めつゝ、保有地を足として過去に支配下に在つた農民層を政治的地盤とする。

第三章 總括・築港とその經濟効果

第一節 築港のヘゲモニーをめぐる對立

「船主―船元」經營の發展に基づき、漁港の大々的改築が必然的要請として生じて來たことは、前に明らかにした點であるが、これを具體的に最も早く取上げたのは、隣接するY市の冷凍會社社長木島林藏、多田平吉であつた。兩名は昭和二十一年に獨力で築港の計畫をたて、三〇〇萬圓の豫算を組んだが、村との折合いがつかず解消した形となつた。ここで重要な點は、この計畫の目的が、築港による製氷、冷凍事業の發展にあつたことである。次いで、昭和二十四年、溝口附近に養鱈池を有するI共榮會が主催、長谷川行敏が提案し、土建業者に築港の見積り(二〇〇〇萬圓)、青寫眞を作成させたが、これもそのまま流れてしまつた。これら第一期の築港計畫が、いずれも漁業生産者ならざる資本家的意圖をもつた筋合から提供された點に、注意せられねばならない。

他方同二十四年九月二十七日、K漁業協同組合が設立され、ここに專業化を確立した「船主―船元」經營が團結と共同

の利益追求の地盤が與えられた。次いで翌二五年、七月二七日漁港法が施行され、漁港整備計畫の下に國庫補助による漁港の條築、維持、管理の行われる制度が確立した。昭和二五年はヤミ價格の下落により水産物公定價格が撤廢され輸入補給金打切りによりシェーレが深化し始めた年でもある。第一章で解明したように、資本制生産の進展と危機打開のため築港への必然的要請が現われて來た時期である。これらの諸事情を背景として、昭和二六年一月、衆議院への築港請願書が提出せられた。請願の要旨、及び目的は次の通りである。「K港はS灣の灣底に位置する河口港であつて、Y港に隣接する本縣屈指の遠洋漁業基地であり、昭和八、九年頃から導水堤、荷揚等の施設を行い、爾後地元漁業が主體となり改修を加え來りたるも、遂事人口の増加と船數並びに船型の増大は泊地の狹隘となり、船舶の安全と生産の増進に支障を生ずるに至りたるを以つて、幸いに泊地に接続せる元養鰻池の荒廢せるものあるをもつて、經費四、八五〇萬圓の豫算にて、水面積一八、五〇〇平方米を浚渫し、泊地の擴張工事を實施致したく、昭和二五年五月二日、法律第一三七號漁港法第二十條により、經費の一部を國庫補助に仰ぎ度」村長(當時)漁業組合長連名。すでに述べたように漁業は戦後においてK村の主要産業であり、その發展の推進力であるから、この段階に入ると、築港問題は村全體の重要課題としてクローズアップされる。昭和二六年六月四日には漁業出身の村議(當時)を中心とする築港建設委員會が村會の中に誕生した。築港委員會のメンバーとその内容は第72表の通りである。公職において漁業協同組合の役員が有力な位置をしめている。

築港委員會の性格は、まず「船主―船元」經營を經濟的基盤とし、漁業協同組合を政治的基盤となしている所から規定される(第一章第三節)。そしてその主導権は築港委員長(戦後鯖から鰻船に上昇轉化した發展型船元で、かつI部落共榮會の役員)と、漁業協同組合長、淺野功に在るが、それはすでに述べたように、築港を必然的に要請するものが「船

主―船元」經營、特に鰻・鯖漁業における資本の競争であり、漁業協同組合は漁業資本家の階級的利益代表機關であると同時に地區漁業協同組合としてK町における漁業者の結束の基盤だからである。ここまでは築港建設委員會は全

【第72表】 築港建設委員會名簿

◎印委員長

氏名	職業	公職	備考
◎岸本重太郎	漁業(鰻船船元)	町會議員	前漁業協同組合長
淺野功	會社重役	漁業協同組合長	
永井銀藏	漁業(鯖船船元)	町會議員	
野間辰男	漁業(鰻船船元)	町會議員 漁業協同組合常務理事	
青水秀	農業	町會議員 漁業協同組合理事	舊地主、舊釀造業(第65表参照)
奏平吉	農業(船株所有)		共榮會副會長、元漁業協同組合長
松岡惣一	農業	農業協同組合長	共榮會會長
河口武次	農業、醬油釀造	漁業協同組合(定置部)	舊地主なるも系譜を異にする。元漁業協同組合長
副島秀雄	酒商	町會議員	
佐藤善作	魚商	町會議員	
代助	農業	町會議員	
深澤熊吉	農業	町會議員	
佐竹清	會社員	町會議員	船具屋
徳永熊一	齒科醫	町會議員	

註 町議會委員會名簿

漁業における資本主義の展開

く漁業資本家の利益の代辯者として性格づけられたわけであるが、この主要な要素の他に、委員会の性格を複雑に規定づけるものとして、舊地主青木秀、I共榮會の松岡惣一、奏平吉によつて代表される要素、漁港の發展に伴う漁業生産者以外の利益に對する主張が注目せられねばならない。かれらは、埋立地提供者として背後地利用の立場から築港に發言權を有し、土地所有者として地價騰貴を期待する。しかしながら築港を契機とした企業の發展を展望する青木秀と、築港敷地に無償で區有地一町歩を提供したI共榮會(前述)の地盤に立つて保證なく埋立地を提供した農民の利益代表の役割を果すI共榮會松岡、奏ラインとは、すでに區有地分割問題でふれたように異つた立場を有するのである。築港委員会は、漁業協同組合による漁業資本家の利益を中心に、ブルジョワ化した舊地主層の思惑と、區有地を地盤とする自作上層の利益を、對立と矛盾の中にはらんでいる。(漁業協同組合と共榮會は埋立地保障背後地の分割道路計畫で小さな紛争を起す)これらの諸要素を妥協統一せしめているものは、K港構築、漁港經濟發展のもたらす利益である。更に昭和二六年六月四日より、國庫補助金獲得に關し、縣廳、水産廳に働きかけ、活動を開始した(築港委員記録)前述の築港建設委員會に對し、他方八月九日に發起人會を開き、一六日に發會式を舉行した築港促進會がある。前者が村會の中におかれ、村議を中心としているのに對し、後者は、全村組織で、各部落の有力者を委員とし、村當局と、漁協の後援という形をとつた。促進會の目的は、K港構築は全村こぞつて應援すべき大事業であり、全村民の利益であるから、民間團體として築港建設委員會を側面から後援しようというにあつた。しかし、これは表看板であつて、この動きの背後にあるものは舊地主層の失地恢復への思惑的策動であつたのである。

村會より五萬圓補助、築港計畫の看板をたてて集めた廣告料十萬圓、計十五萬圓という僅かな資金で、特定の經濟的地盤も、築港に對する具體的役割も有していないこの會が、縣知事の祝電を申請し、縣水産課長、經濟課長、縣議を招待して、村の有力者を中心にはなばなしの發會式を行つたその裏には、築港委員會の機關築港事務局の書記として、築港計畫の具體的活動に入つていた舊地主長谷川行敏(第65表)と、村議・築港委員であり漁協の理事というポストを確保していた舊地主青木秀との、築港事業の主導權に喰ひいる事によつて、將來の漁港經濟の發展に有利な位置を占めようという思惑があつたのである。青木秀は促進會の會長に推される。副會長は舊地主層の系統と村の有力鐵工業者。おくれで農業協同組合長、共榮會會長(一五三頁参照)松岡惣一が監事となる。すなわち、促進會は、全村組織というカモフラージュのかけに、築港委員會の性格を規定する副次的要因としてあげた、漁港の背後施設における資本家の利益を中心に漁業資本家以外の地元の利益を築港計畫の中に主張しようとするものである。

ここに漁業資本家の利益を中心とする築港建設委員會と築港促進會とは矛盾を含みつゝ對峙するが、築港委員會の築港事業主導權確立及び利害抗爭の露呈により、築港促進會は昭和二七年以降有名無實と化した。野心と思惑に基づく水泡的存在としてこの促進會の末路は當然のことであるが、この築港委員會の性格とその矛盾の一現象形態である築港促進會の設立は、K漁業における資本主義の發達が、K町の經濟構造を變化せしめ、農地改革を契機として從來の支配機構を揺すぶり、それによつて生じた過渡期における矛盾と抗爭と妥協(ブルジョアに轉化せんとする舊地主層、自作上層に代辯者をもつ中農層、漁業ブルジョア間の)とを、最もよく端的に示しているのである。

國家豫算に基づく築港計畫の實現は、漁業資本家の利益代表機關漁業協同組合を主體とする築港建設委員會によつて行われた(昭和二七年二月)。そして、思惑にはずれた舊地主層は、所有地の騰貴を期待しつゝすでに述べたように昭和二七年八月を期して、冷凍株式會社を基盤に漁港經濟を足場とする資本家に轉化したのである。

【第74表】 K港修築事業決算書

		昭和26年	昭和27年
収入	漁港復興費	3,800,000圓	12,000,000圓
	興費	1,520,000	4,800,000
	補助金	760,000	2,400,000
	内譯 國庫補助金 縣費補助金 市町村負擔 (事務主體負擔)	1,520,000	4,800,000
支出	漁港復興費	3,985,468圓	12,000,000圓
	舊費	3,686,000	11,640,000
	内譯 工事費 雜費	299,468	680,000

築港計畫及びその豫算は次の通りである。

K港築港計畫及び豫算(縣の設計)

昭和二八年度

泊地浚渫

一一、四〇〇、〇〇〇圓

防波堤

一〇、六〇〇、〇〇〇圓

昭和二九年度

防波堤

三一、五〇〇、〇〇〇圓

岸壁

一七、二〇〇、〇〇〇圓

河川の切替(河口七十米)

四、五〇〇、〇〇〇圓

昭和三十年年度

航路浚渫

一三、六〇〇、〇〇〇圓

導水堤

三、八〇〇、〇〇〇圓

岸壁

一〇、三〇〇、〇〇〇圓

三町五反七畝二一坪

二町七反〇畝二〇坪(無償提供)

八反六畝二一坪

(註1) A 漁港敷地

(内譯) 共榮會所有

個人私有養魚池

B 背後埋立地(除漁港敷地)(未だ保障されていない)(こゝに農民層と直接利害關係が生じた。第一節参照)

一一町一反三畝〇二坪

埋立地主數 一八九名 (一筆は零細である)

「申すまでもなく、漁港の開設は只單なる浚渫岸壁護岸等の形のみを以つてよくする事は出来ないものでありまして、あらゆる漁港としての背後施設が完備されない限り、完成とは言ひ得ないのであります。之がためには外資の導入、工場の誘致等必要對策が講ぜられるのであります。まず第一に之等のために用意さるべきは相當廣範圍なる埋立地であるのであります。……(後略)」「K港漁港修築計畫概要」

(註2) 魚港管理委員會(昭和二六年十一月)

第一委員

(築港建設委員)

淺野 功

永井 銀藏

(築港建設委員 漁業協同組合常務理事)

河口 武次

(漁業協同組合理事)

青木 秀

(築港建設委員 漁業協同組合理事)

岸本 重太郎

(築港委員 漁業協同組合理事)

酒井 猛雄

(築港委員 漁業協同組合理事)

山田 源次郎

(築港委員 漁業協同組合理事)

戸田 金太郎

(築港委員 漁業協同組合理事)

第二委員

(鐵工業 消防團團長)

漁業における資本主義の展開

吉川 秀雄 (農業(自作上層) 築港建設委員)

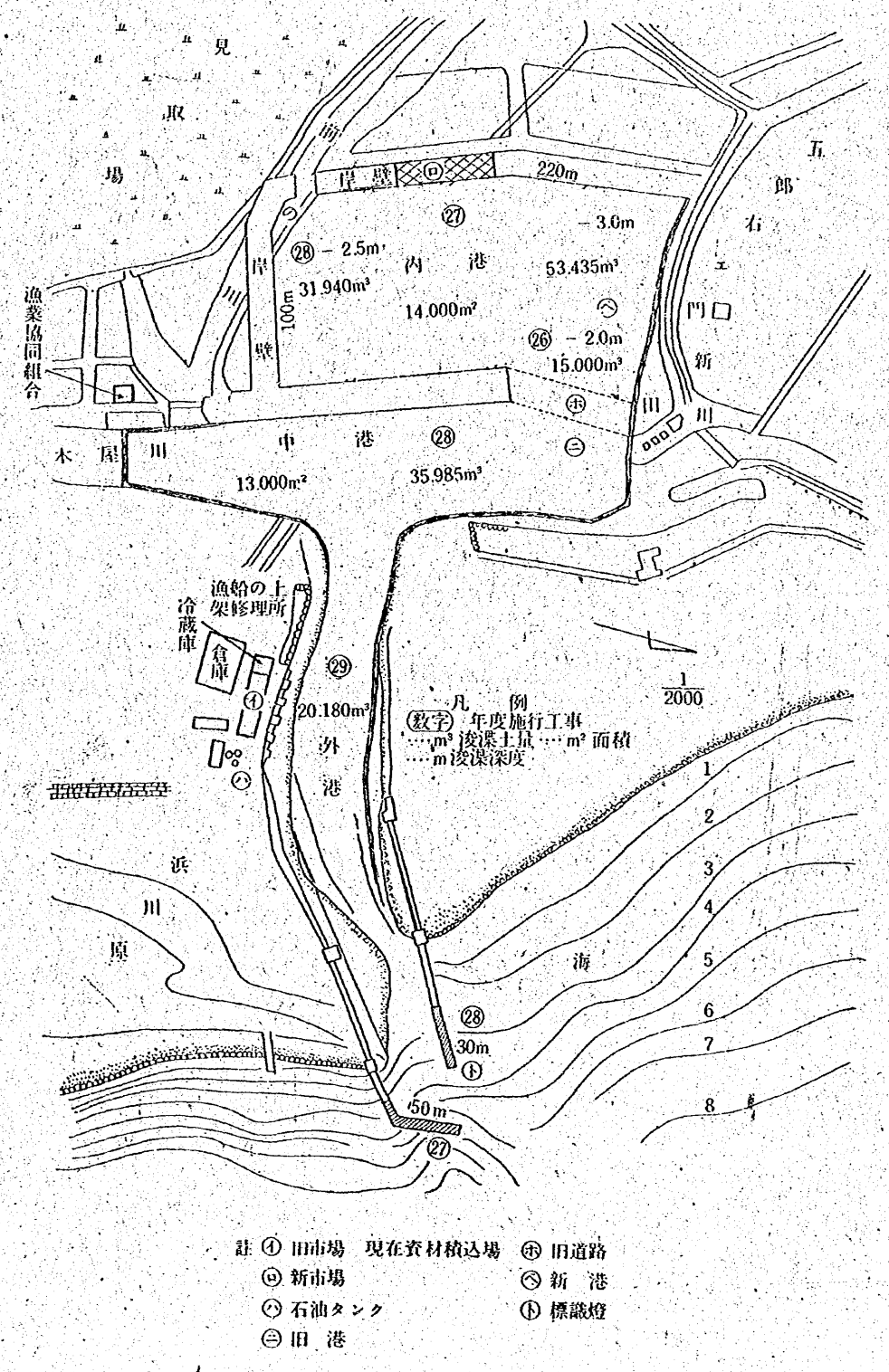
第一委員が築港委員會系であり漁業組合長を中心とする漁協理事で構成されている點、その軸が船元にある點は築港の眞の推進力が何者であるかを物語っている。そして更に第二委員として、促進會系に連る地元有力者で、背後施設の利益代表と、農民代表が出てゐるのは、すでのべた對立に對する妥協である。

漁港の位置は第四圖「K港修築工事平面圖」を参照せられたい。昭和二十八年四月現在では、主要部内港の浚渫を終り背後地が整備されて、新港に面して市場が建設せられ(圖ロ)、從來外港にとどまっていた一五〇トン級大型船が新内港(元養鰻池)棧橋に繋留されるようになった。次いで同年以後の計畫はすでに表を掲げたように、内港周圍護岸工事と防波堤、導水堤の建設及び、船路浚渫である。(第四回二八・九年度計畫)昭和二八年度豫算が漸定豫算にとどまつてゐるので、同年國庫補助額は未定であるが事業は一應豫算通りに實施する建前がとられてゐる。

第三節 第三種漁港完成の意義

漁港は漁業生産にとつて重要な生産手段である。それ故に漁港の發展は漁業における資本制生産の發展の一メルクマールであり、又同時にそれは契機ともなる。この點は第一章第二節ですでに取上げられた所である。浚渫面積、内港一五、〇〇〇平方米、中港一三、〇〇〇米、堀深、水深三米(満潮四米)、五〇米の防波堤、三〇米の導水堤を擁する漁港の完成は、K漁業における「船主—船元」經營にとつて劃期的な意義を有するものでなければならぬ。又同時に、すでに考察した如く、漁業の發展が社會構造に與える變化からして、漁港の構築がK町の全經濟、社會機構に及ぼす影響もみのがしてはならないのである。

第4圖 K 漁港修築工事平面圖



I 他漁業資本に對するK港を基地とする漁業資本の生産性の増大（第一章第二節漁港の生産手段としての役割参照）。

K漁業資本の生産性の増大は（特に鯨鮪漁業にとつて決定的に作用）資本制生産を強力に推進し、K町漁業における「船主・船元」經營揚棄（第一部第一章第二節参照）船元の資本家的經營確立の^{（註）}條件を提供する。又漁船の大型化と隻數の増加は遠洋漁業の發展として現象し、K港は隣接する第三種漁港Y港とタイ・アップして全国的に有數な遠洋漁業基地を形成する。

II 市場組織の擴大

K漁業における資本制生産の發達は、市場を形成した（本稿第一章第二節、第一部第二章第一節参照）。

資本の有機的構成の高度化（漁船の大型化・漁港の整備）に示される資本主義の發展—生産力の増進と對應する商品流通の發達は市場を擴大する（すでに魚商數は七〇名→一三二名に増加し買付高も激増している）。K港から國鐵幹線驛に通ずる八米道路を中心とする道路網の整備擴張、貨車引込線計畫の實現は、これをバック・アップする。

III 産業構造の變化

すでに戦後あらわれて來ている如く漁業を中心として水産加工業（主として鹽鮪）冷凍、冷蔵業、製氷業、船舶機械製造、修理其他の企業が發展し、農業のK全産業に占める比重が減少の一途を辿る（第一章第一節参照）（K漁港附近の地價は大巾な騰貴が見込まれている）。

IV 支配機構の變貌

漁業の發展が従來の支配機構に及ぼした影響は、地主制との關連において第二章第二節に分析したが、漁港の完成はK町の支配機構をブルジョアの的基盤に確立する條件となる。

漁業における資本主義の展開

V これらの諸事情は船元經營の危機に對する對應を有利ならしめる。しかし商品化の激化は資本家間の競争を強め、低魚價と相俟つて低賃銀地盤を必然的に要請し、船元は第一部第二章で説明せられた船元經營の支柱を果す歩合制度と、手工業的技術體系に基ずくその後れた労働關係を資本家の立場から再生産することをやめない。他方、漁業労働者の増大による階級意識の覺醒は、資本家階級との利害の對立を認識し、低賃金への抵抗を固定給要求という形で表現する(第一部第二章第二節、第三部第一章第一參照)。ここに漁港の完成は、K町船元の資本家的經營の危機打開の契機となると共に、その基盤の有する矛盾を擴大再生産する役割を果す。ここに國家獨占資本主義段階における中小企業の限界が認められるのである。

(註) 船元經營は第一章第一節でふれたように船主會社より獨立化の傾向を有し、漁港完成はこの傾向を強める。しかし、船元經營は漁業協同組合を通じて金融面から國家獨占資本の直接の支配下に從屬を餘儀なくされる。

(平野絢子)

書評

近藤康男編「日本漁業の經濟構造」

(東京大學出版會・一九五三・一月)

島崎隆夫

戦後日本民主化の課題が、封建制の廢止にあり、過去長年にわたり日本産業の發展を阻止していた諸關係よりの解放にあつた限り、残り残された地域としての農・山・漁村、おくれた産業としての農・林・漁業の民主化がその中軸であり、農・山・漁民の貧しさからの解放が終極の目的であつたことは論をまたない。かかる實踐的課題の遂行途上において、その要請にこたえつつ、各分野において、多くの研究が發表せられてゐる。比較的今日まで世人の關心の薄かつた漁業經濟に關する研究は、戦前においてもけつしてすくなくはないのであるが、戦後急速にその關心が高められて來ている。そこには改革後における地主制の殘存との關聯において、船主・網主の性格が問われるという問題意識と共に、戦争により喪失した老大な漁場・水産資源の恢復への努力、最近時における日本經濟の深刻なる危機の一環としての日本漁業の危機の深化の克服、それをめぐる日

近藤康男編「日本漁業の經濟構造」

本漁業の再編成への關心が強く見られている。その結果として貴重なる研究成果の發表を見るに至つたのであるが(その文献目録は本書巻末に附せられている)、これら一連の研究成果の上には、多くの専門研究家を動員して發刊せられるに至つたのが本書である。本書は近藤教授を中心として、極めて豊富な實態調査、統計資料を土臺とし、歴史的、理論的分析を試みられたものであつて、本書はいわば、今日まで日本漁業の經濟構造に關する研究成果の一大集大成であり、次への研究の出發點ともなるべき地位を與えられるものであつて、本書の發刊が日本漁業經濟學の展開の上に占める地位は極めて重要であると思われ

る。わたくしは、昭和二七年四月以降、水産研究會の委託により、伊東、小池兩教授を中心とするS縣K町の漁業實態調査の一員に幸にも參加することを得た。日本漁業問題に多くの關心を有してはいたが、全く未知であるわたくしの研究途上に、本書の刊行を見るに至つたのであつて、本書より受けた教訓は極めて大である。かかる事情にあるわたくしにとつて、今、本書を組上にあげ、全體にわたつての批判を加えることは全くその任に無いのであるが、わたくしが今回の調査に參加しながら、本書より學び得たもの一二を、特に調査實施中、論議の中心となつた若干の問題に限定して、書評にかえたいと思う。

問題點は一地區における「船主—船元」經營、歩合制度、そこにおける再生産構造と魚價決定の把握の一點に限りたい。

一七五 (七五一)